

一、四百八十八匁九分、蠟燭之類、菱屋傳兵衛
 一、貳十貫五百八十九匁九分、諸道具の類、小路廿軒
 一、三貫三百廿六匁七分、庭廻り、大黒や八郎兵衛
 一、五貫百廿六匁、俵物之類、みのや與三兵衛
 右高、二拾九貫五百卅一匁五分、
 一、中村内藏助家屋敷合四ヶ所、代八拾壹貫六百卅八匁五分五厘、
 但立賣の屋敷は入札無之候、
 一、關善左衛門家屋敷壹ヶ所、代七拾二貫五百九十九匁、
 一、深江庄左衛門家屋敷拾ヶ所、代五百廿貳貫四十五匁七分五厘、
 但聖護院屋敷并通鑑判板入札無之候、
 一、中村四郎右衛門家屋敷三ヶ所、代百廿八貫六百五十三匁八分、
 一、深江手代與三兵衛屋敷五ヶ所、代六十七貫七百卅九匁八分五厘、
 一、諸道具、代二貫九十六匁一分、
 一、同手代藤藏諸道具、代二百五十八匁五分、
 右七口合八百七十五貫二十四匁五分五厘、

諸道具直付委細之扣へ、家屋敷所付買主の名付別に
 寫置候、
 八月十一日御觸
 一、銀座年寄四人關所屋敷、并抱屋敷手代屋敷ともに
 望の者、家屋敷見届入札致候様に可申觸候事、
 ○江戸より申來候覺、
 一、土屋相模守殿内々隠居御願被成候處、此度御
 老中御赦免被遊、隠居被爲三仰付候、
 一、京都所司代松平紀伊守殿、依三御召、八月二十五日
 江戸下向、御老中に御成被成候、御跡役水野監物殿
 之由風説仕候、
 一、伏見御奉行建部内匠頭殿御役替、寺社御奉行に御
 成候由、御跡役石川備中守殿、十月十日京着、
 一、京都町御奉行中根攝津守殿御役御免、跡役諏訪七
 左衛門段、
 一、八月廿六日、深江庄左衛門聖護院家屋敷三ヶ所、
 壞家にして入札在之候、三ヶ所にて銀高十三貫九百
 五十五匁六分九厘、
 一、九月一日より、京都町火消青木甲斐守殿上京、攝
 州成田一萬石、

○九月六日に被三仰出候銀吹替御役人、

水野因幡守 京都旅宿關善左衛門屋敷
 大久保甚右衛門 同 中村内藏助屋敷
 萩原源左衛門 同 中村四郎右衛門屋敷
 右三人方の下家 獨樂庵
 新銀吹替 深江庄左衛門屋敷
 ○水野和泉守殿九月廿八日江戸御發足之由、此度は
 松平紀伊守殿御上京に不レ及、禁裡御引渡しは町奉行
 山口安房守殿御勤被成候由、御法事に付上京延引、
 ○九月廿二日觸、
 一、兩替町通押小路下る町、深江庄左衛門家壞御拂に
 成候、來る廿二日朝五ツ時、望之者入札持參可仕候
 事、
 一、壞取候日數三日之内引拂可申事、
 一、座敷二棟、棟は八疊、棟は十八疊半、一同所博縁并不淨所とも相
 殘候事、
 一、臺所四間、之分相殘り候事、
 一、土藏三ヶ所とも相殘り候事、
 一、南之方高堀一間、之碓、并薪部屋相殘り候事、
 一、居石庭石其外穴藏所々井戸側石、并石垣等相殘り

候事、

一、惣立具之内御入用之分ははづし取置候事、
 但此外に残り候立具には張紙在之候事、
 一、四方の高堀表門并二間、表長屋、同所不淨所且又表
 高堀續北方一間半、之物見所、同所不淨所共相殘候事、
 右之通相心得入札可仕者也、
 ○新銀吹替に付京都寄宿御役人方覺、
 關善左衛門家へ、水野因幡守殿、御勘定頭、千九百石
 中村内藏助家へ、大久保甚右衛門代り、
 中村四郎右衛門家へ、萩原源左衛門殿、御目付、六百石
 一、銀座吹替御用に付上京之衆、
 關善左衛門屋敷へ、水野因幡守殿
 同斷、丸茂五郎兵衛殿
 内藏助屋敷へ、萩原源左衛門殿
 中村四郎右衛門屋敷へ、細井助八郎殿
 銀座町へ兩人、古郡孫太夫殿
 獨樂庵へ兩人、河野彌市郎殿
 佐藤甚太夫殿

綾小路神明町、

小鷹作左衛門殿
向山長左衛門殿
新 甚左衛門殿
渡邊惣四郎殿

綾小路東洞院東へ入町

御小目付八人

と獨樂庵の隣と、

○江州大津御藏屋敷外構、并堀木柵番所御修葺入札在之之間、明後廿四日より大津御代官古部文右衛門宅へ、家持請人召連罷越根帳附、御修葺所見積、來月三日安房屋敷にて札披候様に、望之賣人共へ可申觸者也、

○十一月朔日御觸、

一、今般吹替被仰出候新金銀引替所、三條通堺町西へ入町谷長右衛門方にて、當三日より引替之條、有來候金銀引替候者は、右場所へ令持參、先達而被仰出候通割合を以て可引替之旨、洛中洛外へ可相觸者也、

○十一月朔日夜八ッ過、西七條村二三軒燒失、

○十一月三日觸、女御々殿御作事、

一、小屋掛損料物、小置物六、壁方、檜皮方、

右は十一月五日より同七日迄日數三日之内、入札根帳寫取、八日九日兩日の内相考、同十日札披、

二番 材木方、屋根方、鍛冶方、瓦方、鋸方、

右は十一日八日より十日迄日數三日の内、内入札根帳寫取、十一月十二日兩日の内相考、十三日札披、

一、箔方、蒔繪方、張附方、塗師方、石切手間、同山出し切手間、

右は十一月十一日より十三日迄日數三日の内、入札根帳に寫取、十四日十五日兩日の内相考、十六日札披、右に付今度女御殿御普請に付、入札在之之間、右

日限朝五ッ時、安房屋敷へ望の者家持請人召連參、根帳寫取可申候、但札披刻限は追而可申付一條、此旨

賣人共へ可相觸者也、以上、

○十一月十七日御觸、

一、諏訪肥後守方出禮日限覺、

十九日町禮、廿一日諸寺社方、廿二日町禮、但地役共前に出禮仕來候面々、右之日限朝五ッより四ッ時迄の内、出禮候様に可申觸事、

○十一月十九日御觸、

一、來る廿八日頃、水野和泉守殿御上京の由に候間、

者也、

○十二月二日、銀座御奉行水野因幡守殿、御目附九茂五郎兵衛殿、江戸下向、是は和泉守殿御上京に付、御

在京に不レ及候由、

○正徳五乙未歲

一、元日晴天、諸邦無別義、

○正月二日夜八ッ時、衣棚通丸太町上る町秋田屋の土藏より出火、本宅隣家とも無別條、土藏一ヶ所不

レ殘燒失して、七ッ過に火靜る、

○正月五日巳下刻、江戸馬喰町一町目北側後若井町より出火の折節、西北風にて段々南へ燒通り、東は馬喰町三丁目西角迄、南は新大橋迄、幅三町に長さ貳十町程、未の刻に火留る、

○正月十日常憲院殿七回御忌に付、養源院にて御法事在之、武家參勤、

○同十一日、琉球人歸國に付、江戸より伏見へ着、十三日に大坂へ着、

○同十四日夜八ッ過、西の新在家三條下る町、百姓の家二軒燒失す、裏に小借屋在之候故、竈敷は餘程也、

○當四月權現様百年御忌に付、日光へ御代參榊原式

者也、

○十二月二日、銀座御奉行水野因幡守殿、御目附九茂五郎兵衛殿、江戸下向、是は和泉守殿御上京に付、御

在京に不レ及候由、

○正徳五乙未歲

一、元日晴天、諸邦無別義、

○正月二日夜八ッ時、衣棚通丸太町上る町秋田屋の土藏より出火、本宅隣家とも無別條、土藏一ヶ所不

レ殘燒失して、七ッ過に火靜る、

○正月五日巳下刻、江戸馬喰町一町目北側後若井町より出火の折節、西北風にて段々南へ燒通り、東は馬喰町三丁目西角迄、南は新大橋迄、幅三町に長さ貳十町程、未の刻に火留る、

○正月十日常憲院殿七回御忌に付、養源院にて御法事

在之、武家參勤、

○同十一日、琉球人歸國に付、江戸より伏見へ着、十三日に大坂へ着、

○同十四日夜八ッ過、西の新在家三條下る町、百姓の家二軒燒失す、裏に小借屋在之候故、竈敷は餘程也、

○當四月權現様百年御忌に付、日光へ御代參榊原式

者也、

○十二月二日、銀座御奉行水野因幡守殿、御目附九茂五郎兵衛殿、江戸下向、是は和泉守殿御上京に付、御

在京に不レ及候由、

○正徳五乙未歲

一、元日晴天、諸邦無別義、

○正月二日夜八ッ時、衣棚通丸太町上る町秋田屋の土藏より出火、本宅隣家とも無別條、土藏一ヶ所不

レ殘燒失して、七ッ過に火靜る、

○正月五日巳下刻、江戸馬喰町一町目北側後若井町より出火の折節、西北風にて段々南へ燒通り、東は馬喰町三丁目西角迄、南は新大橋迄、幅三町に長さ貳十町程、未の刻に火留る、

○正月十日常憲院殿七回御忌に付、養源院にて御法事

在之、武家參勤、

○同十一日、琉球人歸國に付、江戸より伏見へ着、十三日に大坂へ着、

○同十四日夜八ッ過、西の新在家三條下る町、百姓の家二軒燒失す、裏に小借屋在之候故、竈敷は餘程也、

○當四月權現様百年御忌に付、日光へ御代參榊原式

者也、

○十二月二日、銀座御奉行水野因幡守殿、御目附九茂五郎兵衛殿、江戸下向、是は和泉守殿御上京に付、御

在京に不レ及候由、

前に御所司御迎に被レ出候輩は、彌御着の日限承合、先例の場所へ可罷出旨、京都町人共へ可令觸知候也、
一、來る廿八日頃、水野和泉守殿上京、以後寺社町方諸禮之事、日限相絶重而可申觸候條、夫迄は罷出間敷候之旨、洛中洛外寺社并町中へ可相觸之事、
十一月廿日口上 町代山中仁兵衛
一、水野和泉守様來る廿八日早朝御上着被レ爲成候間、町々寄先例之通、山科御廟野迄御迎に罷出候様に被レ仰付候、尤前夜右場所此方宿へ御届け可有之候、已上、
○十一月廿一日觸、
一、今度御用之搏木、飛驒南方山より大坂へ運送入札在之之間、明廿二日廿三日兩日の内、安房屋敷へ參根帳寫取、翌廿四日札披候節、敷金相濟、請人召連罷出候様、望之者共へ可申觸者也、
一、巳の年米千五百二拾六石、 近江、
右現銀賣拂入札在之之間、明後廿三日より家持請人召連、安房屋敷にて根帳に付、來る廿七日大津御藏へ參米見届、同廿九日札披候様に、望之買人共へ可申觸

部大輔殿へ被_レ爲_二仰付_一候由、

正徳四年午五畿内近江丹波播磨御取_ケ目録

三萬四千二百五十八石餘、山城、

高貳ッ八分五毛、内已_ニ五分七_リん二毛下、

此取九千七百二石餘、

廿萬九百二十三石餘、大和、

高貳ッ四分八_リん六毛、已_ニ八分三厘四毛下、

此取四萬九千九百五十石餘、

四萬五千二百五十八石餘、和泉、

高三ッ九_リん一毛餘、已_ニ一ッ二分二厘三毛

下、此取一萬三千九百八十九石餘、

九萬七千六百六十八石餘、河内、

高二ッ九分九厘二毛餘、已_ニ一ッ一分九厘下、

此取二萬九厘七十六石餘、

十四萬七百二十二石餘、攝津、

高三ッ一厘六毛餘、已_ニ一ッ一分一厘七毛下、

此取四萬二千四百四十五石餘、

五萬二千七百五十八石餘、近江、

高二ッ八分六厘二毛餘、已_ニ二分五_リん下、

此取一萬五千二十二石餘、

一萬千七百九十八石餘、丹波、

高三ッ八分五厘六毛餘、已_ニ二厘四毛下、

此取四千五百四十九石餘、

五萬九千六百六十四石餘、播磨、

高三ッ四分一厘七毛、内已_ニ五厘五毛上、

此取二萬三百八十六石餘、

八ヶ國高都合六十四萬二千五百四十二石餘、

此取十八萬五千二十石餘、

高二ッ八分八厘二毛餘、已_ニ八分二厘四毛下、

已上、

覺

一、當御取_ケ之義、目録之通、寛文以來當年程下免之事無_レ之候、依_レ之頃日も増免候様に申達候處、乍_ニ少々加免の方も在_レ之候、其外は吟味之上に候へども、今一應御吟味にて少し成共加免可_レ在_レ之候、其趣を以帳面等御勘定所へ指下る、御老中へ委細可_レ申上_一候事、

一、當年御納米御藏冬詰之義、二條へ壹萬石、大坂へ貳萬石、大津へ千石可_レ令_二割符_一候、春詰之義は追而可_レ相觸_一候事、

一、右大坂御藏詰の米、不足の分足し詰一萬五千石、去年之積以て越前丹後石見米割符之由、御勘定奉行衆より先頃申來候處に、當御納米大分不足候間、可_レ成程は銀納之分も納米可_レ有候事、

一、御藏詰之内近年損じ早く候、畢竟米不_レ宜、他國米等紛衆も在_レ之由、不吟味に相聞へ候、同國米買納候義斷の上は格別、惡米不_レ指加_一候様に急度可_レ被_レ入_レ念候事、

一、御詰米津出し舟積運送の節、賣人任せに不_レ致、手代指添濱上等も、所々向後別而可_レ被_レ入_レ念候事、

一、御藏詰車力水主、米并在々普請扶持等、有來通銀渡し積候事、

一、請取渡し地行替等の節、任_ニ高等_一早速可_レ被_レ指出_一候事、以上、右御代官中へ被_レ仰下_一候也、

○二月三日暮時分、堀川通姉小路上の町、丹波屋清兵衛家より出火し、同町類火五軒、同通姉小路下の町類火四軒、姉小路堀川東入町類火八軒、内板倉近江守殿屋敷裏門計焼失、一向宗榮正寺一ヶ寺、此火事の最中に四條通大宮西へ入町、更雀寺へ飛火いたし候て、悟真寺妙嚴院清雲寺右四ヶ寺焼失、

○二月四日、仙洞御所に御能在_レ之、保生太夫勤_レ之、當年南都神事能當役たるによつて上京也、御能番組、翁、難波、忠度、江口、羅生門、龍田、照若、長郎、融、亂、

○二月五日、阿蘭陀人上京、同六日屋敷へ御禮、カピタン、ニゴラスヤンハンホウリン、卅八歳役人、アラテレヤンホウクトハ、テルワルフ、廿九歳、

外科、ウイロムワアカマンズ、四十五、筆者、ヘンテレキレキマン、三十、

○二月七日夜八ッ時、川勝寺村出火、百姓家三軒焼、○當月に入候て、神泉苑の池水赤く罷成候、前年京都大火の前に、か様の事在_レ之由にて、祈禱も在_レ之、前の町の者ども相談仕候て、御湯あげ申候、此間は少々色薄く罷成候、兩乞には鼠色の様に見え申候、

○二月四日便に申參候、江戸此度被_レ仰付_一候新錢の義、新古の多らみ高下なく、通用仕候様にこの事也、一ヶ月に四度づ、賣出し在_レ之、十六日廿六日には武家方、十七日廿七日に町方との張紙出申候、去る極月廿二日より錢賣所出候、世間兩替屋錢の相場より、一

二百文づゝ下直に御座候、金壹兩に付ての相場也、依之錢引替へ參候者多御座候て、錢吹出し候事溢滞仕候、

○御老中より御所司代へ參候御書付、

一、幾内并近江丹波播磨八ヶ國之公事訴詔等、自今以後は其方宅におゐて、毎月評定の式日を定られ、京都町奉行はいふに及ばず、伏見奉行在京之御目付等會合せしめ、僉議の上を以宜有裁許事、

附或は國郡の境論は、公家門跡方の事に相懸り候事、或は町奉行所にて相談し難き事は、式日におゐて裁斷あるべく候、此等の外は唯今のごとく、町奉行所におゐて裁斷あるべき事、

一、京伏見の町に居住の浪人等、先例に任せて沙汰有べき由、奉行中迄可被申渡事、

一、洛中失火の時、御所方御城近邊の外、其方出向はるゝに及ばず、町奉行中一人其方與方同心家中の者、共々これを防べし、大火に及びて其方并相残りの町奉行出向はるべきは、其時の様子によるべき事、以上、

年號月日

御老中の御名

御所司代の御名去年十月廿八日、町奉行衆一度に參候

○二月十七日夜八ッ過、山の内村百姓家三四軒焼失、

○廿一日、女御之御殿御普請所初、

○廿三日、御所司代屋敷にて、御評定初在之、向後は二日十一日廿一日、毎月三ヶ日づゝ御會合被成候由、

○十六日、積塔平家之次第、

綱引 職權太檢校

延喜聖代 塔人外山檢校 助音口野カ川勾當中カ

海道下り 松下檢校

城南離宮 伴能檢校

女院御出家 宮原檢校

横笛 成瀬勾當

以上、

○三月朔日より、京都町火消小堀備中守上京、近江小室一萬二

○三日より革堂以下

○六日夜八ッ時、西院村五軒餘焼失、

○於禁裡御能在之、

翁、老松、兼平、東北、望月、三輪、百方、

富士太鼓、谷行、

夜討會我、御乞能、野守、清重、亂、狂言麻生、

入間川、花川、三人片輪、

連歌盗人、鬨罪人、千鳥、殺嘩、止動方角文荷

太夫中村佐兵衛、竹内平七、野村八郎兵衛、狂

言師野村又三郎、脇小川庄右衛門、井上忠兵衛、

中村孫三郎、井神五郎右衛門、

○三月八日寺町淨華院萬日開關、同十五日朝辰刻廻

向、同十八日戒名供養凡念佛勸化、施物米五石餘、錢

百八十貫文餘、金一兩二分在之候、七日の内雨天無

之、參詣も多く候へ共、世間困窮之故如左歟、

○此度長崎町へ被仰渡候御書、

今度御沙汰條々

一、長崎地下人飯料として、御藏米運漕せらるゝ事、

一、長崎地下人産業の料として、御金をわかち借さる

る事、

一、商賣料の銅、遲滞なく相廻し候御沙汰在之事、

一、代物共買入候料前借として、御金をわかち借さる

る事、

一、唐人阿蘭陀人、惣而賣銀高九千貫目に定められ、

地下配分金之法に、唯今迄の例に准せらるゝ事、

附唐人共新例をつゝしみ守り、地下の風俗相改候

時に至て、唐人ども町屋に指置候法、舊例に准せら

るべき事、

一、地下公役の事共、委細吟味之上無用の役を停止

し、過分の費を減少し、地下配分金の數を相増べき

事、

一、其年の商賣高勘定相濟申候は、地下八金子配分

し候迄の間は、前借の御金借さるべき事

右七ヶ條、長崎地下人等生争のために被仰出候

所也、

月日

被下長崎地下人等

一、長崎は西海の邊地成を以て、昔我國の兵亂打つゝ

きし世には、其亂をのがれし者共隠住候、纔に山田を

耕し海濱に漁し世を渡りき、當家世をしろし召れ、天

下の亂平さしに及びて、外國通商の通開さし始にも、

未長崎の地に來集し船どもあらず、其後國々にお

ゐて外國通商の事を止られ、長崎の地を以て交易の

場と定められしに至て、六十州の中其類すくなき繁

花の地とは成たる也、しかるに其地の風俗怠惰にして、富める者は各奢侈を好み、貧しき者は各産業を懈り、常に財用たらざる事をうれへて、其利を貪求むるがために、國法を相犯すもの世々に絶ず、我國ひらけ始しより此かた、三千餘年の間は、國の財用おのづから足る事を得て、外國のたすけによらざりし事は、凡天下の人、智となく愚となく、ことごとく皆わかまへ知れる所也、然れば我國の金銀銅と、六十州の中億萬年の後相通じ用ゆべき處の寶貨なきは、みだりに遠方無用の物のためにかたぶけ費さるべき事は、國家の長策にあらず、又長崎一方の人のために、國家萬代の患を貽さるべき事にもあらず、これによりて此年比、奉行所并に地下役人等の所存を尋究められて、地下の人貧富おのづか其風俗を改め、其生計を遂るべき事共におゐては、其道を盡されずといふ所なくして、外國通商の法を改め定めらるゝ所也、江戸京大坂駿府等は、皆是御城下の地にして、其所々の者共常に公役に相隨といへども、いまだ此等の御沙汰に及ばれし例はあらず、然雖地下役人等其先祖之艱難なりし事ども願みず、此國恩重疊せる事をも相忘れ、今

度御沙汰の次第不可然事と存するに於ては、古の例によられて、外國通商の道を此時に停めらるゝ歟、其交易の場を他所に移さるゝ歟、此兩條の間を以て御沙汰に及ばるべし、地下人等此事の由をつまびらかに承りて、其所存を答申すべき者也、
正徳五乙未二月日、

月堂見聞集卷之七終

月堂見聞集卷之八

從正徳五年三月乙未歲
至享保元年七月

○正徳五年生島幽軒八拾歳賀之祝儀に寄合老人、

- 百六拾七歳 志賀瑞翁神原越中守内衆
- 百三拾六歳 小森勘齋醫師
- 百七歳 左治宗見松平肥後守内衆
- 九拾七歳 石寺宗壽御旗本衆
- 九拾三歳 谷口一雲醫師
- 九拾三歳 下條長兵衛御旗本衆
- 八拾三歳 岡本半之丞浪人
- 八拾歳 生島幽軒御旗本衆
- 未七月日

○三月廿六日朝七ツ時、江戸田所町なべいなりの新道より出火仕、長谷川町、のり物町、人形町、和泉町不殘燒、濱町上手にて道幅五町程に成、同六ツ時火留る、

○四月三日夜四ツ時より、岡崎村百姓家壹軒燒、
○四月四日觸狀、

一、江戸榊屋藤左衛門枡直段壹匁八分相増、一升枡壹

挺に付五匁八分宛、其外大小之枡、右之直段應じ賣渡候様被_レ仰付候、依_レ之當地福井作左衛門枡直段も藤左衛門同前、向後増直段を以可_レ賣渡候、尤まぎらはしき枡堅く取扱申間敷候、此旨洛中洛外へ可_レ觸知者也、

枡増直段之覺

- 一、一升枡、代四匁、此増一匁八分、_〆五匁八分、_〆斗カ
- 一、一升枡、代廿六匁、此増十二匁七分、_〆三匁七分、
- 一、七升枡、代二十匁、此増九匁、_〆二十九匁、
- 一、五升枡、代十五匁、此増八匁、_〆二十三匁、
- 一、五合枡、代二匁五分、此増一匁二分、_〆三匁七分、
- 一、二合半枡、代二匁一分、此増九分、_〆三匁、
- 一、一合枡、代一匁七分、此増八分、_〆二匁五分、

○四月八日、百萬遍二萬日回向念佛執行、十五日結願、

○四月上旬、大坂町中へ御拜借米被_レ仰付候、巳の年米四千五百廿石、一軒に付二斗八合五夕宛、六月切に銀上納之筈、米一石に付代銀百廿八匁五分がへなり、
○鳥丸六角下の町深江庄左衛門屋敷獨樂庵事、去年八月代銀八十一貫四百六十七匁七分に、兩町へ札落

候處に、此度青山下野守殿御望被_レ成候、則京都御持屋敷に罷成り候、禁裏御火消たるに依て、火の見矢倉も建申候由、

○四月十五日、大佛智積院三井寺等に男女ども參詣をゆるす、是權現の百回忌法事故なり、此外知恩院并五山杯に法事あり、南禪寺金地院御廟へ參詣人をゆるす、京都牢獄之者十一人赦在_レ之、

○同十七日、吉田權現の宮にも奉幣神樂等有_レ之、吉田二位殿諸大夫惣社家衆出勤、

○三月廿六日、院參、平家之次第、

願立	桐山	御彦之卷	野川
小松教訓	桐山	少將乞請	野川
鶴	桐山	葵	野川
木會願書	桐山	青山	野川
木會最期	桐山	三草合戰	野川
延喜聖代	野川		

○四月九月、泉涌寺四條院御廟へ奉納琵琶一面、銘に横雲、右之御琵琶是有栖川親王家に有_レ之候處、故あ

りて伴能檢校へ相傳り、此度奉納之義相願候處に御許容あり、

平家次第 泉涌寺にて興行有_レ之、

延喜聖代、竹生島、紅葉、梶原二度掛、康頼

祝詞、

○四月十六日、古源照派之開山某へ、千鳥と申御琵琶一面、從_レ權現様被_レ下置、今は村尾檢校傳所持、依_レ之此度中ヶ間山王構中村尾宅へ申請、

平家次第、

我身榮花	佐々一	紅葉	富山
高野卷	宮原	新大納言被流	野川
土佐坊	藤富	蘇武	久山
木會願書	中川	大塔建立	松下
三草合戰	平尾	壇浦	木下
青山	池川	鶴	亭主村尾
延喜聖代	長谷川		

○四月六日より五月七日迄、幡枝の觀音開帳、法皇御所御祈禱之由、御裝束御冠御宸翰等出_レ之、

○五月六日、女御御本殿柱立、棟梁に鳥目一貫目づつ、小頭へ金貳朱づ、其外御抱への大工百人へ、各

祝義被_レ下、右は小笠原造酒殿御手傳故、被_レ下物如_レ斯申候由、若宮御殿并に御金御殿は、木下右衛門佐殿御手傳柱立、其外同斷、

○五月四日觸、

一、女御御里御殿御築地御普請、諸色一式入札有_レ之候間、明後六日七日兩日之内、中井主水宅へ家持請人共に參、根帳寫取可_レ申候、來る十三日に肥後屋敷において、札披候様に望候賣人共へ可_レ申觸_レ者也、

○五月六日より五條天神にて神舞初_レ之、一日に五番づ、有_レ之、以上廿五番なり、一名岩戸神樂とも云、安藝國宮島之者勤_レ之、晴天卅日之内執行なり、

○三月五日、唐船三十艘被_レ仰付_レ候、

一、南京福州寧波合廿一艘、厦門二艘、太灣二艘、廣東二艘、交趾一艘、暹羅一艘、咬嚼吧一艘、合卅艘積り高、一艘に付百九十貫、同前年落札之直段を以て、十貫目二十貫目之違は不_レ苦候、銀高多候はば積戻候、又は無_レ數候は、同前、右之通唐人共へ被_レ仰付_レ候、

春夏秋諸湊之船頭費文齡等、

一同に御受申上候御儀、伏面おもんみれば、

一、御仁政新に御施し被_レ爲_レ遊候得ば、遠方之商民共甘霖沐鳳之御恩澤を奉_レ蒙候、誠詳成御意之趣、眞實歡喜の幸、斯様之盛る御政達候而、廣大之御恩波に奉_レ潤候、殊始終御法を相守候におゐては、必有_レ日而町屋に可_レ被_レ取置_レ旨、此段私共數十年願望に奉_レ存候得共、不_レ叶御儀に御座候處、一旦之御意を承悦び、天より降り候と奉_レ存候、然ば私共交易之食物等迄、勝手罷成候様に御慈悲を被_レ垂、別而商民を御憐被_レ成候義、是を至極と奉_レ存候、私共飛立程に悦び、御恩を奉_レ感候段可_レ申上_レ様も無_レ御座_レ候、然ば此度御意之御箇條、誠以公道之至正敷御政、是三代之遺風にて、古今に難_レ逢儀御座候、誰違背仕科を犯すもの御座候はんや、右之條々偏堅相守可_レ申候、依_レ之鄙しき心底を述、謹而御恩を奉_レ謝候、

正徳五年末三月

在津四十七艘船頭連名

○當四月十七日、東照宮百年御忌相濟、五月十一日於_レ江城御能在_レ之、番組、

開口

弘文院林學士作

夫日の光り山高く、うごかぬ御代は百々とせの、後なをよろづ代々かけて、若竹の葉の生つゝ、松のみど

りは見へほにて、目出度かりける時とかや、

翁 三番叟 春日風流 仁右衛門 權之進

高砂 三十郎 權右衛門 新三郎右衛門 新次郎 重三郎 庄兵衛

八島 金剛太夫 六左衛門 清九郎左衛門 清九郎 忠次郎

羽衣 八左衛門 彦太郎 市郎兵衛 長右衛門 市左衛門 吉

道成寺 寶生太夫 新治郎 清三郎 清治郎 惣左衛門 六

金札 七太夫 利右衛門 清九郎 清九郎 權兵衛 八

麻生 傳右衛門 居喰 清九郎 清九郎 安兵衛 八

八島の間 仁左衛門 道成寺の間 傳右衛門

開口 權右衛門 以上、

○五月廿二日御觸、

一、聖護院村深江庄右衛門欠所地屋敷三箇處、御拂に

成候、望のもの来る廿六日朝入札可致持參旨、相觸

可申候事、

○同廿三日、東本願寺江戸より歸京、其外堂上地下之

役人等段々に上着、

○五月廿四日觸、

一、賀茂川筋三本木塵捨場、柵破損御修復入札有之

候間、明廿五日より同廿七日迄之内、綾小路通西洞院

東へ入る町、角倉甚平宅へ家持請人召れ參、根帳寫

取、同廿八日肥後屋敷にて札披候様に、望之者共へ可

相觸者也、

○五月廿五日觸、

一米五千七十石餘、已年五畿内播磨、

右は大坂御藏米現銀御賣拂入札有之候間、来る廿九

日朝五つ時分、玉造御藏へ家持請人召れ現米見届け、

翌朝日入札披候様に、望候買人共へ可申觸者也、

○五月廿九日、祇園御輿洗挑灯數之覺、

一、挑灯二百三十餘、鳥井筋に三拾、藪の下町東側十、

合二百七十餘、右は祇園町年寄方より書上候寫なり、

○五月廿九日御觸、

一、本山山伏、當山山伏、富士垢離山伏、

右町内有之候は、本寺書付町代方迄、來朔日二日

之内持參可有之候也、

○六月六日夜に入大夕立仕候故、鴨川筋洪水出候、依

之七日祇園神輿大和大路へ上り、三條の橋を過ぎ、

河原町を下り四條に出、御旅所へ神幸、惣て假橋川中

水茶屋の圍等漂流仕候、

○六月十一日之夜四つ半時に、淀御番所へ船頭斷々

罷出候、

小三十石舟一艘 助十郎組 船頭 甚右衛門

有馬玄蕃頭様飛脚兩人之者口論致し、淀川筋圓明寺

表にて、兩人の内一人を指殺し、其身自害仕候、油屋

市郎右衛門京都屋敷へ相斷、古賀五太夫被參、舟番

所へ立會兩人死骸大坂藏屋敷へ指下す、則大坂通書

手代爲三案内指下し候、

京都御奉行所へ年寄申上候、

小三十石船

表之間振懸り乗六人、中之間伏見中之町宿有、

一人出家、一人侍、一人町人、三人、

ごもの間振懸り三人、

大根や庄次郎客一人、いせや小左衛門客一人、

供之者二人、手くり舟之者一人、

便船くごの間乗人十七人、

内京室町三條下る町帯や利左衛門弟

安兵衛 有人

大坂農人橋壹丁目みのや與右衛門伴

喜右衛門 有人

京高辻通柳馬場上る角いせや九兵衛弟

仁兵衛 見へ不申候、

又兵衛 有人

彦根松原村百姓

京萬壽寺東洞院入町中銀屋二郎左衛門内

仁兵衛 有人

仁兵衛 有人

枚方藏善坊内

手負船頭甚右衛門伴吉、同加子甚次郎、

船頭手負二人養生難成候に付、乗合人并伏見宿屋

見届覺書仕、大坂へ指下し申候、

圓明寺表にて人數九人不見、

内一人高辻いせや仁兵衛死體上る、以上、

○六月十九日、涼平家次第、

綱引 職權太檢校 延喜聖代 小川檢校

助音三つ矢座頭 千壽 伴能檢校

助音 三つ矢座頭

老馬 喜多井檢校 少將都歸り 宮原檢校

高野卷 高居檢校 以上、

○来る四月日光山御神事に付、御代參伊井掃部頭殿、

少將に御成被成候、火御番柳原式部大輔殿、

○八月朔日、安井山の東蔵谷と云處山火事仕候、朝五

つ比より七ツ時迄、

○同三日、松平大炊頭殿越前御息女、烏丸辨殿へ御婚禮、

○同八日夜七ツ時、大津百石町十軒餘燒失、

○八月十日觸、

一、伏見海道東福寺前の一之橋二之橋三之橋御修復に付、入札有之之間、明十一日より中井主水宅へ、家持請人召れ參、根帳寫取、來十六日安房屋敷にて札披候間、望之者共へ可三相觸二者也、

○同十四日觸、

一、賀茂川筋西堤荒神口上る、所同下鴨口上る所、石垣地籠御修復入札有之之間、明十五日より十八日迄之内、綾小路西洞院東へ入町角倉甚平宅へ、家持請人召れ參、根帳寫取、來十九日安房屋敷にて札披候様に、望之者共へ可三相觸二者也、

○同十六日觸、

一、女御御殿御普請に付、節木棹木木切等御拂入札有之之間、來る十九日廿日兩日、右御普請會所へ家持請人召れ參、入札根帳寫取可申候、札披日限之義は、彼會所にて可三指圖一旨、望之者共へ可三相觸二者也、
一、銀吹分所に銅五千三百貫目餘御拂に付、入札有之

間、來る廿三日四ツ時迄の内、右役所へ望之者敷銀一貫目致三持參、札披之義は於三彼役所可三受三指圖一旨、可三相觸二者也、

○八月十九日夜八ツ前、川原町押小路下る町、西側長屋三軒燒失、米屋麴屋たゝみやなり、平野壽參屋敷投火、

○同廿一日、日光前准后宮大明院様御上京、則山科毘舍門堂へ御隱居被遊候、御修行中主膳殿頂妙寺へ寄宿、

○九月朔日、京都町火消分部右京殿上京、江州大津 二萬石

○九月朔日御觸、

一、町内に印判彫石印金印彫之者有之候は、手前之判鏡帳面、明二日私宅へ持參可有之候、右細工人無之町は、其趣書付早々返事可被三申越候、以上、

○九月二日午刻、鷹野秋田二軒燒失、

○九月四日觸、印丸の内に角字、

一、此本之通之印判彫候者有之哉、印判屋板木や銅細工、惣而彫物細工仕候もの有之町々は遂三吟味、右之印判彫候細工人於有之者、早速可三申出候、若隱置後日に外より露顯候は、本人は不及三申、年寄五

人組迄可三爲三曲事之旨、洛中洛外へ可三觸知二者也、

○當秋五穀豐年之御祈願として、御奉納百首、別記之内御太刀二腰伊賀守金道作、御馬代黃金一枚、
右者伊勢へ法皇御所より御奉納、

○八月十八日朝、餘程風吹候處、法皇御製一首被遊候故、天氣宜敷罷成候、御製別に記之、萬民天恩を辱存、萬歳を唱ふるこゑ洋々たり、

○八月廿日、仙洞御所御庭上へ、虚空より白羽之矢一本降下る、或は鷲羽の矢とも、則御窺覽被遊候、舊例目出度事之由其御感被遊、御製和歌一首其矢と共に石清水八幡宮へ御奉納、其外御祝儀之御囃も有之候、御製和歌別に記之、

○九月十六日觸、

一、朱辰砂之儀、朱座之外にて賣買仕間敷候旨、前々相觸候所、近年辨柄柄と名付、朱辰砂所々にて商賣之由、朱座之者訴出候、先年相觸候通、彌違背仕間敷之旨可三申觸二者也、

○九月廿二日曉六ツ前、西七條村百姓家、軒燒失、

○九月廿六日、禁裡御能番、毎年之通菊之御能之由、白鬘、八島、芭蕉、羅生門、遊行柳、唐船、

蘆荻、調伏會我、熊坂、祝言、

○同廿九日仙洞御所御能有之候、此度五穀成就之御祝儀之由、一説に御内に御祝儀之由、
翁、高砂、田村、羽衣、蘆荻、小鍛冶、
吳服、狂言末廣、千鳥、福の神、

○女御御殿御繪之間、
一、上段、楊貴妃花軍、御床、御棚、鶴澤 探山
一、中段、賀茂祭、一下段、海棠、同 人
一、御假粧之間、吉野の風景、土佐 將監

御床 御棚、
一、同所内二杉襖西表、釣花生泥引、土佐 將監
一、中段北之間、蘆に鷲、狩野 縫殿
一、下段北之間、糸櫻に小鳥、鶴澤 幽皓
一、下段西之間、秋野、狩野 宮内
一、北御次之間、四季花鳥、山本 數馬
一、南御次之間、紅葉に鹿、狩野 修理
一、御湯殿、水に杜若、土佐 將監

若宮御殿御繪之間、
一、上段、日吉祭、御床御棚、土佐 將監
一、中段、鷹狩 將監、一上段西之間、竹に雀、幽皓、

一、中段西之間、水鳥、	土佐	修理
一、上段、富士三穗、	探	山
一、中段、住吉、和歌浦、	探	山
一、上段、西之間武藏野、	縫	殿
一、中段西之間、龍田、	宮	内
御車寄御繪之間、	數	馬
一、西之間、櫻に孔雀、	修	理
一、中之間、流に山吹、	幽	皓
一、東之間、松に鶴、	探	山
御里御殿御繪之間、	探	山
一、上段、唐子遊官女、	御床御棚、	
一、中段、大和耕作、	一、下段、鶉川、	
一、上段北之間、茶摘、	一、中段北之間、籬に菊、	
一、下段北之間、芍藥、	女御御殿杉戸七箇所、	
一、上段巽方、北瀧見業平、南籬に菊、	探山	

一、東御縁座敷、南松に鶴、北竹に雞、	探山	
一、同所北方、南草紙洗、北南天に鳴鴨、	將監	
一、南御縁座敷、東牡丹に猫、西唐松に印火、	探山	
一、西御縁座敷南方、南櫻に月北に蘆に鶏、	修理	
一、北御縁座敷、東西玉母、西岩鴛、	幽皓	
一、同所西方、東栗に猿、西花葵、	數馬	
御車寄御繪之間、		
一、上段巽方、西巖に兔、東梅に山雀、	幽皓	
一、東御縁座敷北方、北檜に白雉の鷹、南唐子、探山	宮内	
一、北御縁座敷西方、東花車、西紅葉瑠璃、	宮内	
一、同所折廻之南方、北浪に鷗、南柳燕、	宮内	
若宮御殿杉戸四箇所、		
一、上段之御後巽方、東若松、西鐵線、	縫殿	
一、東御縁座敷北方、北歌の心駒とめて猶水かはむ、	將監	
南鳥籠、	將監	
一、同所折廻し東方、西藤の棚、	將監	
東歌の心篋士よまてことこはむ、	修理	
一、北御縁座敷西方、		
東探葉老の舞、伶人樂屋之體、		
西海棠に小鳥、		

御車寄杉戸一箇所、

- 一、北御縁座敷東方、西東方朔、東雪中鷺、幽皓
- 御里御殿杉戸三箇所、
- 一、東御縁座敷、南源氏物語、北岩に金雞、將監
- 一、南御縁座敷、東桃林、西花山、探山
- 一、同所西方、東巢の鶴、西蘆に雁、探山
- 以上、

○九月廿三日、女御新御殿安鎮之御祈禱有之候、則妙法院御門主様御勤被遊候由、

○九月廿八日夜半過、大北山村百姓家出火仕候、稻燒家十軒、潰し家十五軒、

當年京都菊合會日十月朔日、双林寺二日、比野伏見屋三日、因幡堂寺中四日、四條道場五日、圓山六日、淨花院寺中七八日、大坂九日百萬遍寺中、此外毎日處々有之候、

○當九月朔日被爲三仰出候、御入内御上使、酒井左衛門佐殿、羽州庄内、高家衆中條對馬守殿、千石、

○公方様九月六日御黒書院出御、諸大名御禮被爲遊御請、同七日御快然爲御歡惣出仕有之候、

○仙洞御姫宮、將軍御簾中に依被爲入、御結納御上

使松平紀伊守殿、

○十月十一日、女御御殿出來に付、御手傳の大名方より御渡し被成候、先頃女御御母君御隠れ被成候付、御入内も來年へ延引仕候、木下右衛門佐殿へ伊勢物語中院殿筆、縮緬紅白五卷被下候、

○十月十四日夜より、北は今出川上る町、南は中立賣上る町、西は堀川東へ入町、東は烏丸西へ入町迄、晝夜入念自身番仕候様に被三仰付候、右は仙洞皇女八十宮と奉申、當年二歳には成被遊候、七歳には成被成候て、江戸へ御下向被遊候に付、其迄は武者小路新町西へ入町に御座被遊候故、御近所三町四方火之番仕候、

一武者小路新町西へ入町、八十宮様御里御殿之南隣町屋三軒他所へ立退き、御殿廣く成候故歟、替地之事いまだ知れ不申候、家も其儘にて武士の衆移り居申候、

○十月廿二日觸、

一、銀吹分所より出候惣層物御拂に付、入札有之間、來廿六日四ツ時迄之内、銀座役所迄望之者入札、并敷金三兩致持參、札披候義於彼所可請指圖旨可

相觸者也、

○十一月二日、近衛家久右大臣御拜賀、

○十一月朔日、八十宮様武者小路御殿御普請に付、仙洞御所へ御移り被成候、所司代町奉行院の御所御守衆御供被成候、向後は八十宮と可奉稱之由、

○二月七日、武者小路實陰卿中納言御拜賀、

○同十一日、二條綱平公左大臣御拜賀、

○十一月四日、攝州西成郡宗禪寺松原にて敵討有之候、

大和郡山城主本多信濃守様御家中生田傳八郎、廿四

右傳八郎は明石松平左兵衛督様御家中、庄林八左衛門次男にて候、本多信濃守様御家中、二百石知行被下候、惣頭役相務む生田惣兵衛と申者方へ、養子聲に參居申候、尤惣兵衛存生故、自分は知行は不被下候、惣兵衛は劍術を傍輩衆へ致指南候仁之由、

遠城惣左衛門、十八 右惣左衛門は、本多信濃守様御家中之遠城治左衛門と申者、知行八十石被下、給人格にて居申候、此者之弟故、右惣左衛門兄治左衛門方へ浪人にて居申候、惣兵衛劍術之弟子之由、右惣左衛門を當五月十四日朝、

遠城惣左衛門、九

生田傳八郎

大坂町奉行所より死體改、檢使被遣候、與力兩人、北川甚五右衛門、朝岡三左衛門、

○十一月十四日觸、

一、米二千六百七十石程、 五畿内、
右は二條御藏米現銀御賣拂入札有之候間、望之者は明十五日より廿日迄、肥後屋敷へ家持請人召連れ參、米見届根帳に付、翌廿一日に札披候様に、望之買人共へ可相觸者なり、

十一月四日

生田傳八郎

大坂町奉行所より死體改、檢使被遣候、與力兩人、北川甚五右衛門、朝岡三左衛門、

○十一月十四日觸、

一、米二千六百七十石程、 五畿内、

右は二條御藏米現銀御賣拂入札有之候間、望之者は明十五日より廿日迄、肥後屋敷へ家持請人召連れ參、米見届根帳に付、翌廿一日に札披候様に、望之買人共へ可相觸者なり、

○同廿日觸、

一、勸進能相撲芝居入用等、并普請方仲ケ間申合出置候金銀出入之義、向後申出候共、一切御取上げ被成間敷、兼而帳面等立會、念入異論無之様に可被仕候、且又相合商賣之仲ケ間金銀指引不埒に仕置、勘定不分明候とも、御裁許被仰付間敷候旨、我等共より相知せ置候様に被仰出候事、

十一月

町

代

傳八郎稽古場歸りにて切殺し、郡山を立退申候、

右勝右衛門は遠城惣左衛門兄、治左衛門名を改、此度敵討に罷出候由、知行八十石、

山口武兵衛、三十

右武兵衛は遠城惣左衛門兄治左衛門弟、郡山にて安藤喜八と申、母方祖父之名跡を續申、安藤と名乗知行六十石被下候由、格式は小役人之由、右兩人之者弟惣左衛門敵を討申度存、御暇乞捨にいたし郡山を立退、傳八郎を尋めぐり申候由、

十一月四日、攝州西成郡方谷太兵衛御代官所、宗禪寺松原にて双方申合討果申候所、伊藤勝右衛門山口武兵衛は、兄弟二人鍵と長刀にて相手、傳八郎は助太刀七人同道いたし候故やらん、兩人共切殺され候、傳八郎は手負、以上八人ともに立退申候由、

生田傳八郎此度立退候時分、山口武兵衛持出申候、長刀之柄にゆい付置候書付之寫、

一、今日此所にて及三勝負候意趣は、相手之弟遠城惣左衛門と申者、難見捨義御座候に付仕留立退候處、且兩人恨可申と相尋候、私儀遠方へ罷退候得ば、私

○十一月廿八九日、寺町廬山寺にて、新崇賢門院殿七回忌御法事あり、實は來る十二月廿九日御祥月なれども、取越して當月に執行せらる、所也、此の門院とは四條の局と申して、當禁の御母公也、

○十二月五日、近衛右府家久公御籬中、島津薩摩守御息女淡姫君 當年十七 逝去に付、大徳寺へ御葬禮有之候、

○同七日夜八ツ時、鉄屋町押小路上る町、東側指物屋一軒焼失、兩隣も半類焼、

○十月廿五日、江戸御殿中被仰出候趣、八十姫君様御入興に付、御上使阿部豊後守殿、武州 九月六日に上使之事、松平紀伊守殿へ被仰付候へ共、俄所勞故に、此度重而豊後守殿へ被仰付候也、御入興御用可承旨、於御座間被仰付候、大久保佐渡守殿、江州三雲 御老中若年寄衆泊り番、今日より御免被仰付候、時斗之間におゐて、若年寄中御列座に可被仰付候、今度御入興に付、御進物御用儀被仰付候、元方御納戸山田小兵衛殿、三百俵 納戸頭渡邊久左衛門殿、來春禁裏御所方御進物に指添、京都へ可遣候間、支度可仕旨被仰渡候由、

○十二月十七日、東山院様七回御忌に付、泉涌寺にお

ひて十四日十五日、仙洞様より御法事あり、十六日十七日には、般舟院泉涌寺にて、禁裡様より御法事有、
○同廿六日夜、八ツ時堅木原地藏堂之前より出火仕、十三軒類焼す、

○未十月廿九日に被_レ仰付_一候、江戸より御上京役人方、申正月十日頃江戸御發足之由、掛方御納戸頭一人、渡邊久左衛門、御納戸御番方五人、多門孫右衛門、久保十兵衛、長坂源十郎、佐野武右衛門、横地小十郎、同御納戸同心七人、坂野喜六郎、小野善兵衛、山中加右衛門、鈴木源助、佐野唯右衛門、鈴木半平、五坂彌七郎、
右は此度八十宮御方御入與に付、御進物等御用御役之由、以上、

○霜月廿三日夜、江戸下谷藤堂和泉守殿御中屋敷出火、八十三軒之長屋焼失、

○極月晦日夜丑上刻、大名小路細川越中守殿表御門の向、本多中務大輔殿御屋敷より出火、北大風にて南へ焼、東土手限松平丹波守、中山出雲守殿、松平越後守殿、坪内能登守殿、大名小路西側は残り、東側は不_レ殘燒、松平伊豆守殿御向屋敷は燒、本屋敷は殘る、酒

井左衛門殿元屋敷迄也、土井周防守殿、松平伊賀守殿、松平右近將監殿、土手通り數寄屋橋迄松平土佐守殿、松平淡路守殿、井伊兵部少輔殿、松平壹岐守殿、是より少々東風に替り、溝口伯耆守殿、松平右衛門督殿南の長屋限り、牧野備後守殿、秋元伊賀守殿、石川近江守殿、松平主殿頭殿、青山大膳亮殿、西は日比谷御門迄、是より前方鍛冶橋より外町屋へ飛火仕候、五郎兵衛町、鍛冶町中通りより西壘町通り町迄燒出、京橋川通り町より西は不_レ殘東側橋より北は残り、橋より南西はすきやがし不_レ殘、東は金六町中程迄、南は卅間堀不_レ殘、川東は木挽町紀州様御屋敷、伊達宮内殿屋敷、東の川切、是より南へ木挽町芝居、西はすきやがし川通、八貫町迄幅東西、右之通新橋へ向燒申候、銀座町四丁目、弓町、尾張町、木挽町四丁目迄、芝居殘る、築地の本願寺も殘る、凡幅六町に長さ五十六町餘、所により廣狹有_レ之候へ共、大概如_レ斯し、大名屋敷十九箇所、奉行所屋敷三箇所、町數八十四町也、

○正徳六丙申歲、
一、元日晴天、京都靜謐、
○正月六日町代より御觸、

一、仲ヶ間外兩替屋之分、仲間外錢屋之分、一切諸間屋之分、

右之分町内有_レ之候は、書付可_レ被_レ指出_一候、尤問屋之分は問屋と申譯委細に認、來る十日迄有無之返事書付、私宅へ可_レ被_レ指越_一候、以上、

○正月十日、臨濟八百五十年忌、妙心寺に法事有_レ之、

○正月十日觸狀、
一、比日於_二町方_一所々投火有_レ之由訴出候、町内は不_レ及_レ申、隣町之者兼而申合置、胡亂成者有_レ之候は、人違にても不_レ苦候間、早速出合召捕候に可_レ仕候事、

一、於_二長崎_一唐物直段年々高直に罷成候に付、去未の年彼地にて唐物善惡吟味之上、端物藥種其外唐物下直に被_レ申付_一候旨申來候、當地におゐても唐物類、右之趣を以て相應之直段を立、可_レ致_二賣買_一候、若令_二違背_一高直に賣買いたし候は、越度可_レ申付_一候、此旨商人ごもへ可_レ相觸_一候なり、

○江戸より參候火事之書付、
一、正月十日夜、小石川大塚と申所出火仕候、又内藤宿と申處出火、大方燒失仕候、又赤坂と申所より出火仕候、且又餘程之大火にて御座候事、

一、同十一日酉の下刻、下谷榊原式部大輔殿屋敷近所、無名坂近邊之寺より出火仕候、折節西北風強く、式部殿御屋敷不_レ殘、天神切通之邊町家天神宮不_レ殘、湯島迄へ出明神は殘る、夫より聖堂の邊町家不_レ殘、但聖堂は殘る、本多信濃守殿御やしき、東は黒門通半程迄、夫より筋違橋見付之邊へ飛火仕候而、元誓願寺神田町家新屋敷不_レ殘、須田町三河町燒貫、西は神田橋の邊迄、白銀町一丁貳丁三丁四丁、岩付町藥師前、石町一丁目二丁目三丁目四丁、木兩替町、駿河町、瀬戸物町、さや町、品川町、小田原町、鐵炮町、小傳馬町二丁目三丁目、大傳馬町二丁目三丁目、油町、小あみ町三丁目迄、乗物町、堺町、へついがし、新同心町迄、いせ町、本材木町、かやば町、北八町堀、根津權現旅所、此間の町家不_レ殘、日本橋半燒、東は大門通、田所町、新材木町、堀江町、小船町、富澤町、長谷川町、鎌倉がし迄、夫より靈岸島丸太河岸、本八丁堀松平兵部殿屋敷燒、深川鐵炮洲迄、稻荷は殘る、十二日朝巳の刻に火留る、

一、同十五日、千住の宿大火、
一、同十七日夜八ツ時、築地松平右京大輔殿御屋敷長屋出火、屋敷不_レ殘、奥平大膳大夫殿御屋敷、松平河内

守殿御上屋敷、十間町、有明町、柳原町、小笠原筑前守殿御屋敷、折節北西風強、鐵炮洲、築地、飯田町近邊不

レ殘、海限に燒貫申候、町屋は十四五町餘なり、
一、同十八日晝九ツ時、淺草諏訪町銀座吹場より出火、西は黒船町、東は諏訪町限、夫より本所へ飛火、石原通廻向院後通り、御船藏後通り、堀田伊豆守殿御屋敷、夫より深川木塙邊迄不レ殘、八幡は無レ別條一由、晝七ツ過に火留る、

一、同廿日麻布邊出火、同廿一日品川邊出火、
一、正月十九日夜七ツ時、洛西梅小路村百姓家一軒燒亡、

○正月廿六日觸、
一、比日餘寒も強、其上風立候間、火之用心無レ油斷念入候様に、町々裏借家等迄急度可ニ申觸者なり、

町代
○正月廿八日口上、
一、兩御奉行様へ五節句出レ禮勤ニ來候町人、近年不參之仁有レ之候間、前々之通被ニ相勤可レ然候、且又唯今迄御禮不ニ相勤候面々も、冥加を存候へば御願申上、御禮可ニ相勤等之事候、此旨寄々我等共申通候様

に、御役人衆被ニ仰付候に付如レ此に候、以上、
○二月二日夜九ツ時、鹿苑院之近在所出火、同時に西六條御堂邊小屋壹軒燒失、

○正月廿九日夜子の刻、柳原土手下豊島町より出火、北西風、南は橋本町、馬喰町壹丁目より三丁目迄、横山町迄、夫より濱町通大川端迄、西は岩井町、小傳馬町三丁目、夫より通鹽町、油町、立花町、高砂町、夫々段々大川端迄燒、水野出羽守殿御屋敷は類燒、幅凡三町程長拾六町程、寅の刻火留る、右場所二度燒も多く有レ之候、夜中風強候て、土藏穴藏も大分燒失、人死も餘程有レ之候、右江戸より申參候寫なり、

○二月十二日觸、
一、阿部豊後守殿御上京之節、道中爲ニ御迎、罷出名代指出し候儀仕間敷候、出入之筋目有者は各別之旨、表立候町人へ可ニ申聞候事、
一、今度阿部豊後守殿御上京御逗留中、火の用心懈念入候様、町中裏借屋等迄急度可ニ申觸事、
一、豊後守殿町々御通り之節、見せ先へ出居候者共、又は道通り違之町人、不作法無レ之様に可レ仕候事、附り御通り之道筋、家之二階へ人置申間敷候事、

○二月廿二日晝七ツ時、江戸南鍛冶町新道より出火仕候、京橋竹町通り東側角二三間燒、西側不レ殘、西御堀端廿間地尻残り、暮六ツ前に火留る、北西風強にて如斯に候、

○二月觸狀、
一、坂本山王社愛宕社堂就ニ御修復、御用之檜木廻船、大坂着岸之場所より、右兩所へ運送賃銀入札有レ之間、翌月八日中井主水宅に而入札帳寫取、同十日於ニ肥後宅一札披之様に、望之賣人共に可ニ相觸者なり、
○二月廿三日、上使阿部豊後守殿院參、御下被レ下候舞囃子五番有レ之候、眞御太刀御歌書卷絹御拜領、
○同廿八日暮前、鷹峯在處出火、同夜八ツ時に高辻通大宮東へ入町手あやまち有レ之、早速靜謐、

○同晦日上使御暇後、二月二日朝江戸下向、
○閏二月四日、近衛前攝政殿御猶子綱姫君江戸下向、津輕土佐守殿へ御婚禮、實は醍醐大納言御息女、
○同五日朝五ツ比より、貴船の籠山火事仕、同八ツ時に留る、

○閏二月觸狀、
一、今度八十宮新様御殿就ニ御作事、諸小屋懸損料物、

右之通洛中洛外町續へ可ニ申觸者也、以上、
○二月十六日、爲ニ上使阿部豊後守殿入京、(付行略)
一、十八日參内院參、十九日二條御入城、廿日東山邊巡見、廿一日淀邊、廿二日諸司代御振舞、御囃子等有レ之、
○二月七日、阿蘭陀人入京、
加比丹キイテヨムホタン、
役人アシテレヤンホウクトハンテレワ
カフ、
外科ウイケンハアカマンヌ、
筆者ヨツノスモレイヌ、
○二月七日、江戸本郷五丁目より出火、同四丁目三丁目迄燒貫、凡十町程燒失仕候、
○二月十四日晝四ツ時、江戸日本橋通二丁目東側貳十軒程入出火、通壹丁目東側南方二三軒程燒失、夫より平松町、佐内町南側不レ殘燒行、肴店より八丁堀松平越中守殿御屋敷切に燒留る、凡町數廿四五町程、西北風強、土藏穴藏火入、怪我人死人等有レ之候由、
○二月十八日、爲ニ御結納、御上使阿部豊後守殿參内、大樹公より御献上物之品々、(御献上目録省略)

壁方、瓦方、御築地築方、小買物、張付、諸紙、筋金物方、銅類、翠簾、疊、屋根方、杉挽板、井上桶側、水溜桶、塗物方、諸石山出し、鍛冶一口物、諸釘絲鐵物、諸手傳方、右之品々入札有之之間、家持請人召參、明十一日より来る十四日迄之内、小堀仁右衛門屋敷へ、朝六ッ過より參根帳寫取、同十六日晝四ッ時、安房屋敷にて札披候様に、望之賣人へ可申觸之者也、以上、

○先二月廿八日より、長樂寺觀音開帳、同堅田浮御堂開帳、

○同二月十四日夜九ッ時、横大路村四十軒餘焼亡、

○二月十六日、積塔平家之次第、

綱引 職權太檢校 伴能助音綾田勾當
 延喜聖代 塔人西山名代 木本 同上橋座頭
 教訓 照島 宮原
 城南離宮 高居 同成瀧勾當
 嚴島御幸 康頼祝詞 以上、

○閏二月十八日、禁裡櫻之御能有之、番組、

玉井、朝長、双紙洗、角田川、舟橋、葛城、長郎、野守、女郎花、竹の雪、藤戸、天鼓、祝言、

○閏二月廿五日より、下御靈社にて、大佛上の馬町三島天満宮開帳、則天神真筆之御影、其外靈寶有之、

○當年惠心僧都七百年忌に付、坂本來迎寺靈寶開帳、

○閏二月廿八日より、嵯峨虛空藏開帳之筈之處、少々事ありて延引、

○三月三日より、ふや町二條上る菩提樂師開帳、

○三月朔日、京都町火消織田播磨守殿上京、和州柳本一萬石

○同八日、二條新地大恩寺萬日廻向開帳、十五日結願、

○正徳五未年八月十五夜、甲州致安寺裏川通御小人町、藤卷逸平女房女子出産之後、二時計過て異形之者を産候、頭は瓢箪の如く其堅き事鐵に似たり、耳は木くらげの如し、腰に鎗之足のことき物七筋あり、長さ三尺餘、尾は狐之如し、手足人間に同じ、鳴こえ蛙に似たり、懺悔之ために諸人に見せ申候、

○正徳六申の年閏二月九日、甲州八代郡園村の庄屋半右衛門女房廿八歳、俄に大蛇と成る、長さ九尺四

寸、耳と口との間貳分、角六本、但長さ四寸七分より一寸六分迄、尾の長さ五尺八寸、鱗の數廿六枚、貳本之足壹本となり、裏皮の厚さ三寸六分、頭之まはり四尺七寸、牙貳本あり、御公儀様より御檢使淺野八左衛門殿、深津彌三郎殿、御目付青木善兵衛殿、御領主松平甲斐守様より御檢使、

柳澤帶刀殿、柳澤市正殿、松平求馬殿、鈴木玄蕃殿、押田半助殿、一柳六郎右衛門殿、石倉源右衛門殿、望月庄右衛門殿、近藤玄蕃殿、以上、

此説か程之大き成事にあらず、彼の女房嫉妬によりて池に身を投て死す、其形大に異形之故に、如此申傳るなり、

○三月十三日町代御觸之覺、

一、秀宮御構御築地新造入有之候間、明十三日より中井主水宅へ、家持請人共に參、根帳に寫取可申候、來る廿五日肥後屋敷におゐて札披候様に、望之賣人共へ可申觸之者なり、

一、町々夜番之者、毎度投火等有之候得共、捕來候義も無之、不届けに存候、向後夜番愈抹成者不指置

念入申付、胡亂なる者徘徊仕候は、捕候様に可仕之旨、我々方より申聞置候様に、御役人中被仰渡之如レ此に候、以上、

○三月廿三日、御仕置刑罪者有之、

一、東之寺内唐物町、丹波屋太右衛門妻まさ、七十歳此者養子肝煎いたし、銀子を取子捨候に付獄門、

一、播州姫路大工權右衛門梓加兵衛、廿二歳此者建仁寺へ忍び入、投火いたし候に付火罪、

一、東九條村宇賀之辻子、百姓勘兵衛梓加兵衛、廿九歳此者母を鋤にて打殺候に付磔、

一、西陣柏町百姓仁兵衛店、のりや仁兵衛、四十歳此者家主仁兵衛屋根へ投火いたし候に付火罪、

一、城州葛野郡川勝寺村、百姓六右衛門梓角兵衛、廿八歳此者西院村百姓傳兵衛家へ火を付候故火罪、

一、西堀川榎木町下る町、疊屋三郎兵衛梓疊屋源兵衛廿七歳此者寺方へ盜に入候に付斬罪、

一、七條新地桔梗屋彌右衛門方に居候、源兵衛事喜兵衛廿八歳此者十五年以前隱岐島へ流罪に罷成候處、五年以前御免し之處、又々盜みいたし候に付斬罪、

一、伏見土橋上る二丁目見妙、廿九歳此者深草瑞光寺

の弟子にて罷在候處、惡性故被三追出候に付、瑞光寺へ忍び入、衣類盜取候由白狀に付斬罪、

一、江戸北八町堀、浪人品川善七伴御勘定疋田伊左衛門若黨品川金藏廿三歳、此者無宿に罷成、法皇寺へ盗に入候に付斬罪、

一、加賀ひづ村權兵衛悻之由、作兵衛、廿八歳、此者丹波龜山邊之百姓家へ忍び入、盗いたし候に付斬罪、

一、安藝廣島吉田町、百姓甚兵衛悻三助、廿七歳、此者上植野村百姓へ忍入、盗いたし候に付斬罪、

一、江州神崎郡町屋村、百姓安右衛門悻善兵衛、三十歳、此者江州蒲生郡鳥之江村百姓へ盗に入候に付斬罪、

一、東洞院松原上る町、佛師四郎兵衛方に至り居候次郎左衛門、廿九歳、此者下川原にて宇兵衛と申者切殺し候に付打首、以上十三人、

○銀座中村内藏之助下立賣屋敷こぼち、并樹木飛石等入札有之、當月廿五日迄望之者見分仕候、則入札持參地屋敷落札、百七十二貫三百目、札主押小路いせや彌兵衛、飛石樹木落札八貫二百目餘、札主(原本)(脱字)

○姉小路通油小路西へ入町毘沙門天、三月十八日より同廿八日申の刻迄開帳、鞍馬之本尊と一體之由、立

像三尺計、

○三月廿四日より歌中山清閑寺觀音開帳、

○同廿六日より、誓願寺辻子蛸藥師角西林寺にて、兵庫築島寺觀音并平氏の安置佛寺開帳、

○四月二日午刻、山の内村出火、家數拾軒外に小屋貳軒燒失、

○同六日夜四ツ時、上久世村百姓家八軒燒失、

○寺町通り了蓮寺にて、嵯峨釋迦堂上葺の奉加のため、牛皮華曼釋迦如來、廿五條袈裟、肉付の舍利開帳、并に了海和尚說法有之、四月三日より、

○四月觸狀、

一、出火之節火元へ被レ出候町夫の義、今度八十宮様新御殿御作事之間、下は二條通、西は堀川通、北は洛中之内、若出火有之候は、堺町御門之外へ、町夫相詰させ候様に被レ爲レ仰付候間、當組之分は不レ殘、右之場所へ早速駆付候様、可レ被レ致候なり、以上、

町代

○四月十二日午の刻、西京中保町出町凡二十軒燒失、外に三軒はこぼち家、

○同日法皇御所御能有之、

大社、八島、二人靜、屏、西行櫻、三井寺、阿漕、黒塚、橋辨慶、大佛供養、熊坂、狸々、

○四月廿一日觸、

一、大明院宮薨御に付、廿三日の晚迄鳴物停止之旨、洛中洛外可レ被レ觸知者也、以上、

○閏二月廿六日、備中松山石川宗十郎殿一家中、今村勝右衛門息同名勝之丞、千射通矢七百拾本、

一、四月廿六日暮六ツより、同夜七ツ時迄雨降て射損しなり、越後長岡牧野駿河守殿御家中、神元金兵衛息同名信左衛門、惣矢三千八本、通矢千四百九十五本、

○此日世間疫病はやり候に付疫除之歌堂上方より出候とて、門戸に張付候、其歌は風ふかば本來空のそらに吹け、人にあたりて何のゑきれい、

○四月廿五日より四條道場にて、丹州國分寺藥師如來開帳、天狗之爪同やどり木等の靈寶あり、

○同三條大橋東二町目上る町、正榮寺腹帶如來開帳、鬼女之しやれかうべ、其外靈寶あり、

○五月五日京着、江戸より申參候寫、

一、五月朔日暮六ツ時出ず狀、昨夜子の刻に公方様御不例に御人被レ爲レ遊候間、物事しづかにいたし、火の

用心大切に可レ仕候由御觸有之、今朝日公方様御他界、晝七ツ半過御觸有之、町中戸を指、火之用心大切に仕候様に御觸被レ仰出候事、

一、紀州中納言様御城へ入御被レ爲レ成、彌御殿中無レ別條、町中安堵仕候事、

一、紀州様御家松平左京様へ御讓被レ遊、紀州様御上屋敷へ明日は入被レ遊、則紀州様御格式にて、明日御登城被レ遊候由、

一、紀州様若殿様御嫡男徳川長福様、御二男の内小次郎様、右御兩所様御城へ被レ爲レ入候旨被レ仰渡有之候由、然れども東口屋敷に被レ遊御座候事、

○五月六日京都觸、

一、公方様去月晦日薨御被レ遊候、町中鳴物屋作等堅令レ停止候、尤町々自身番仕、火之用心念入諸事隱便に可レ仕旨、洛中洛外可レ觸知者なり、

一、諸殺生此節令レ停止候、且又上下京之魚棚見せは、賣買可レ指扣候、併賣不レ申候はで不レ叶義有之候は

ば、其段致了簡賣候様に可レ仕候事、

一、神社佛閣開帳は不レ及申、人集め之義は此節可レ致慮候事、

一、惣而町々にて人集め仕間敷候、四條河原傾城町之義は、彌相慎候様に念入可申渡候、且又瓦并茶碗燒候義可指扣候事、

右之趣急度可相觸者也、以上、

一、將軍家繼公寶永六丑七月二日御誕生、正徳二辰年十月御家督、御治卅五歳、公齡八歳、

一、五月朔日於芙蓉之間、御老中様御列座、御談合之御方へ阿部豊後守様被仰候は、雨濕故御機嫌御勝不_レ被_レ成候處、此夜別而御勝不_レ被_レ成候、依_レ之紀州様へ御後見之儀被_レ仰出候、此段文昭院様御遺言にて御座候間、左様に御心得候様に被_レ仰達候、

一、紀州中納言様晦日戌刻、二之御丸へ渡御、

一、松平左京大夫様、紀州御家御相續被_レ仰出、昨日より徳川左京大夫様と唱申候、

一、今日二之御丸へ惣出仕有_レ之候、

一、御尊骸増上寺へ被_レ爲_レ入等候、御法事御用掛りの儀は、久世大和守様へ昨日被_レ仰付候、

右五箇條は五月二日出に申參候、

○五月六日大坂町中へ御觸、

一、公方様御不例被_レ成_レ御座候處、不_レ被_レ遊_レ御勝

候に付、文昭院様御遺言有_レ之、去月晦日紀伊中納言様御後見被_レ仰出候、同日二丸へ被_レ爲_レ入候由、從_レ江戶被_レ仰下候間、三郷町中可_レ觸知者也、

○五月七日同御觸、

一、公方様去月晦日被_レ遊_レ薨御候之間、町中諸事隱便に可_レ仕候、普請鳴物諸芝居并傾城町、商賣をも追而指免候迄は可_レ相止候、町中自身番仕、火之元念入可_レ申候、公事訴訟も重而案内候迄は不_レ承候間、右之趣三郷町中へ可_レ相觸候、以上、

○同六日京都御觸、

一、紀伊中納言様、先月晦日爲_レ御後見、二之丸へ被_レ爲_レ入候、此旨可_レ相觸者也、

○同十日御觸、

一、中納言様御儀、向後上様と可_レ奉_レ申間、可_レ奉_レ承知旨可_レ申觸者也、以上、

一、御寶塔御手傳、酒井修理大夫殿、若州小濱十二萬三千石

一、御魂屋御佛殿御手傳、松平伊豫守殿、越前大炊殿御事、越前福井二十五萬石

一、御葬禮増上寺へ、

右三箇條今月三日出書狀に申來候由、

同 妙泉寺同向 御使番 小野助九郎殿

大坂へも御下り被_レ成候由、

○江戸より申參候寫、

一、四月晦日紀州様御屋敷に、若殿様方之御のぼり立、御表へ御出御覽被_レ爲_レ遊、御家中當番之面々にも見せ候様に、御直に御意出、何れも拜見仕候、然處に紀州様より御城付之御役人を、御老中被_レ召出_レ被_レ爲_レ仰聞候は、公方様御様體御勝れ不_レ被_レ爲_レ遊候間、御機嫌伺に御上り被_レ爲_レ遊候様に、被_レ仰聞候に付、家老水野對馬守殿御指上げ被_レ爲_レ遊候、其後申

刻過に阿部豊後守殿より御奉書到來、則御家老小笠原主膳殿御前へ持被_レ爲_レ出候處、折節御觸被_レ爲_レ遊御座候間、則御拜見被_レ爲_レ遊候に、御様體以之外に被_レ爲_レ遊御座候間、早速御登城可_レ被_レ爲_レ遊旨に付、則御使觸被_レ仰出、其内御湯漬被_レ召上、早々御登城被_レ爲_レ遊候、御三家御家内様方、御普代衆不_レ殘登城に

て御座候處に、文昭院様御遺言之通、紀伊中納言様御後見被_レ爲_レ遊候様にこの御事にて、御退出被_レ遊候、紀州様には二の御丸へ被_レ爲_レ入候、御供廻り面々へ、今晚は御城に御泊り被_レ遊候間、何れも罷歸候様に

一、此度増上寺御法事御役人、久世大和守様、淡州國宿五萬石御老中、井上遠江守様、一萬石寺社奉行、御代官野田三郎左衛門殿、筑城藤十郎殿、

○五月十四日京都觸、

一、魚鳥之商賣、明十五日より不_レ及_レ指扣之旨可_レ申渡候事、

○五月十一日、禁裡御清祓有_レ之、關白殿公卿殿上人、其外諸府之官人行粧美々敷參内之義あり、是將軍家此度薨御に付、宣命院號勅使下向之儀定畢て、此の御式あり、

○當年四月頃より、叡山之邊より若狹海道に至りて、無麥と云物出來候、これは笹之實と申説あり、里人取て賣之、壹石に付銀四十匁位なり、餅となし飯ともなりて味あまり悪敷無_レ之候由、其形麥の如し、漢名竹米、

○五月十五日、勅使院使宣命使江府下向、

一、五月七日晝七ツ半時、江城御出棺、同六ツ時増上寺へ御入棺、五月八日より六月三日迄御法事有_レ之、

一、五月十一日、此度薨御に付上使京着、
寄宿三寶寺三條大宮西へ入町 駒井治右衛門殿

被_レ仰出、不_レ殘白木具にて御料理被_二下置、夫より御供廻りは歸り申候、右二の御丸へ御下り被_レ爲_レ遊候節、御老中井上河内守殿、若御年寄森川出羽守殿、御奏者三浦壹岐守殿、大目付仙石丹波守殿御供にて、二の御丸へ被_レ爲_レ入候、則三浦殿仙石殿其夜は二の御丸に被_二相詰、明朔日退出、

一、五月朔日惣出仕にて、公方様薨御之御弘め、次で文昭院様依_二御遺言、中納言様天下御相續被_レ遊候との御弘め御座候、此節二の御丸より御本丸へ被_レ爲_レ入候行列、文昭院様より御讓之御駕に被_レ爲_レ召、同七ツ御道具にて、御臺所より被_レ爲_レ入候、尤町中へも御他界之御觸有_レ之、中納言様御城へ入御被_レ爲_レ遊候間、何れも安堵可_レ仕由之御觸に而御座候、

一、御供には直之御家老小笠原主膳殿、并に御膳番一人にて、御城に被_二相詰候、其外御用人役二人有、高四郎右衛門、加納覺兵衛、御用達菅沼新右衛門、藪七郎右衛門、山本八郎右衛門、御小姓内藤治右衛門、小笠原平右衛門、岡村彌右衛門、贊掃部、其外四人都合八人也、御小納戸二人、此面々にて御城被_二相詰候、御家老御用役三人之衆は、紀州御家へ御付讓歸可_レ申也、

又は御旗本に可_レ被_レ爲_レ成候也、未何之御沙汰も無_二御座候、御用達三人御小姓衆は、其儘御旗本に可_レ被_二指置候、御内意御座候由申候、

一、若君様御二人、徳川長福様、御年松平小次郎様、御女中方も御城へ御入被_レ爲_レ遊候筈に候得共、未赤坂之御中屋敷に被_レ爲_レ成_二御座候、唯今上之御屋敷也、

一、紀州御家は中納言様、御從弟は松平左京大夫様、徳川御稱號御讓被_レ遊、御家督御相續之義、朔日に被_レ仰出、自今紀州様と可_レ奉_レ申旨被_レ仰渡候、昨朝徳川左京大夫様、麴町御上屋敷へ御移徙御座候、

一、昨日二日上様より加納覺兵衛上使にて、御家中之者どもへ、左京大夫様へ御大切に御奉公申上候様にと誼意御座候、次に若君様付與方面々へも、彌以御大切御守可_二相勤之旨誼意御座候、以上、

一、四月廿九日、九條故師孝公御籙中秀姫君、御年廿五歳、松平安藝守殿御息女也、御逝去に付東福寺へ御葬禮有_レ之、御法事御入用として、銀二百枚米二十石被_レ遣候、

一、此度公方様薨去に付、増上寺御用掛、
御靈魂屋御手傳 松平伊豫守殿 廿五萬石

御寶塔御手傳

酒井修理大夫殿	十二萬石
寺社奉行	松平對馬守殿 二萬三千石
同	井上遠江守殿 一萬石
大目附	松平石見守殿 千二百九十石
御勘定	大久保下野守殿 二千三百石
山門	松平伯耆守殿 七萬石
表門	松平采女正殿 四萬石
裏門	秋田主水正殿 五萬石
本堂裏口	安部攝津守殿 五萬石

増上寺火之番、方丈へ御入棺之日より、御寶塔火之番相勤、中奥御小姓藤堂源五郎殿、五千六百石、寄合酒井主馬殿、同宇津采女殿、同西尾主馬殿、御法事御用、御賄方金子八大夫殿、御祐筆飯高又兵衛殿、同大谷安右衛門殿、同水谷文吉殿、御勘定組頭奥村忠兵衛殿、御代官野田三郎左衛門殿、同都筑藤十郎殿、添奉行藤井善左衛門殿、同海上彌惣兵衛殿、

○五月廿二日御觸、

一、此御普請停止之儀、先達而相觸候、今日より普請被_レ成_二御免候間、此段洛中洛外へ可_二觸知者也、

○五月五日、京都町御奉行衆より組下へ御觸、

一、公方様此間御不快に被_レ爲_レ成_二御座候處、御勝依_二不_レ被_レ遊候、文昭院様御遺言被_レ仰置、先月晦日記伊中納言様御後見に被_レ仰出、同日二之御丸へ被_レ爲_レ入候、右之通水野和泉守殿被_レ仰渡候間、爲_レ御機嫌和泉守殿へ被_二相越_レ尤に候、夜に入候は、明朝御越可_レ有候、以上、

月日 諏訪肥後守 山口安房守

○同六日組下へ御觸之寫、

一、公方様御不例御養性不_二相叶、先月晦日之夜被_レ爲_レ遊_二薨御に付、鳴物普請御停止に候間、可_レ被_レ得_二其意候、尤火用心可_レ被_レ入_レ念候、以上、

月日 諏訪肥後守 山口安房守

○五月十五日、京都御發駕堂上之御方、勅使正親町一位殿、院使日野大納言殿、女院使阿野宰相殿、宣命使高辻少納言殿、

一、公方様増上寺へ御入棺被_レ遊候て、御戒名奉_レ付候、幽源院殿照蓮社東譽徳崇大居士と奉_レ稱候由、是は京都より宣命使御下向無_レ之前に、寺にて奉_レ稱候なり、

○五月廿七日、町代より御觸、

一、地淺黄のかたびら、紋所僅に梅あしに鶯の裾もやう、右之かたびら當月十八日以来、質物に取候歟買取候歟、又はあらひはりに請取置候歟、或は預り候も、早々私宅迄可被_レ申訴候、尤明廿八日より有無之返事御申越可_レ有_レ之候、以上、

○江戸より申參候寫、

一、五月十七日、上様御本丸へ被_レ爲_レ遊入御_レ之由、一、松平左京大夫様御跡、御舍弟萬吉様へ被_レ爲_レ仰付候由、

○五月廿九日、前公方様御月忌に付、京都牢獄之者十三人赦免、一人に錢二百文づゝ被_レ下追放、

○六月朔日夜九ツ時、悲田院村出火、火元教心、類火家合九十三軒、内本家八十軒、小屋十二軒、並寺一軒、燒失家九十四軒、残る家二十二軒、

○五月七日御出棺供奉、(○行列付書略)

○前將軍家繼公御院號、書經皇陶謨に、天命有德五服五章に云々、

有章院殿贈正一位太政大臣、

一、五月廿八日、上様増上寺へ御成被_レ遊候由、

○同廿九日江戸日本橋渡り初有_レ之由、是は去年大火之節燒損_レ候故、御普請出來候に付てなり、

○御直御奉公人御旗本衆等月代之儀、卅五日御忌相濟御制被_レ成候、御精進は五十日の由、京都御所司代町御奉行衆御番衆、六月十一日に月代御制被_レ成候、是は江戸より申參候日數に有_レ之故如_レ此に候、

○六月十三日觸、

一、銀銅吹分場出銅五千貫目、御拂被_レ成候間、望之者來る廿三日四ツ時、入札に敷銀一貫目相添、銀座役所へ持參候様に、洛中洛外へ可_レ申觸候事、

○六月十六日、今上皇帝御寶算十六歳に御成被_レ遊候に付、御衣之袖御つめ被_レ遊候、禁裏院中御慶賀有_レ之候、御十六歳之六月十六日に、御袖つめられ候事古實之由、

○六月十七日より三箇月之内、知恩院にて有章院殿御法事有_レ之、諸末寺武家方毎日參勤、所司代水野和泉守殿、初日長袴、二日狩衣、三日束帶、此外諸武家方は三日ともに長袴なり、近國大名方御香典有_レ之、

○六月廿日觸、

一、町中自身番之儀、明廿一日より指免候、

一、鳴物之儀明廿一日より免_レ之候條、此旨洛中洛外へ可_レ觸知_レ者也、

一、來る廿三日より公事訴訟御聞被_レ遊候に付、爲_レ知らせ_レ如_レ斯御座候、以上、

○六月十九日廿日大雨、大和河内宇治八幡木津橋本淀之邊大水、堤方々切、宇治橋も往來留り申候、藪之渡し堤切、在家六七軒流申候、伏見豊後橋桁迄水つきて、魚荷飛脚も一兩日通し不_レ申候、川近所在家は床の上二三尺も水上り候由、

○六月廿二日年號改元定、申の刻、上卿近衛右大臣家久公、伏議廣幡大納言豐忠卿、一條大納言兼香卿、滋野井中納言公澄卿、中山中納言兼親卿、油小路左衛門督隆典卿、萬里小路中納言尙房卿、風早宰相公長卿、甘露寺宰相尙長卿、園宰相中將基房卿、辨鳥丸左少辨光榮卿、傳奏油小路前大納言隆眞卿、職事庭田頭中將重孝朝臣、勘者清岡式部大輔長時、東坊城侍從資長、高辻大内記總長、唐橋侍從在康、享保五條侍從爲範、藤原位菅原長義考_レ之

改元享保元年、周書曰、享此大命、保有萬邦、イ後周書曰、享茲天命、保有萬國

一、年號改元に付、六月廿三日被_レ行_レ赦候、

○六月廿六日、檢校源平家次第、鳴物停止に付延引、綱引 職權太檢校、

延喜聖代 塔人 村尾檢校、

老馬 藤富檢校、 火燈台戰 中川檢校、

月見 成瀬勾當、 辛都婆流 高居檢校、

○鳴物御停止に付、京都諸開帳并祇園會延引仕候、大坂座摩祭六月廿八日に有_レ之由、天滿祭は當月には無_レ之由、七月に有_レ之と申候、京都今宮祭も同斷、

○六月廿七日觸、

一、御代替爲_レ御祝儀、町方より前々江戸へ下り來候仁有_レ之候は、此度も其譯早々御窺可_レ申上可_レ然と存、我等ごも心得を以如_レ此に候、以上、 町代

○七月四日子上刻、大阪北會根崎天神前町より出火、尤丑寅風つよく新地へ移り、南濱側切にやけ、夫より堂島へうつり不_レ殘やけ、上福島へ飛火致し、中福島も燒、五日夜に入火とまり申候、凡幅五丁程に長さ廿五六丁程、諸大名方米藏へ大分火入、米十四五萬石程も燒失仕候、人死は無_レ之候、委細は九卷目有_レ之、

○享保改元之儀、堂上にては六月廿三日より御用意被_レ遊候、江戸にては飛脚下向に付、七月朔日より町中御觸有_レ之候、京都にては江戸の御左右御聞合に付、

町中へ七月六日に御觸有之候、

月堂見聞集卷之九 從享保元丙申年六月至同三年戊辰四月

月堂見聞集卷之八終

○申六月江戸御殿中誼意之趣、
 永井伊豆守殿 三萬三千石
 増山對馬守殿 二萬三千石
 右は大坂御加番被_レ仰付_二候、御目見無_三御座_一候得共、
 御暇被_レ仰付_二候、
 御使番の内宮崎七郎右衛門殿、三千五百石
 大久保豊前守殿、赤井五郎助殿、
 右は當秋大坂御目附被_レ仰付_二候、
 松平紀伊守殿
 同 佐渡守殿
 右御兩所帝鑑の間に被_レ仰付_二候、
 阿部豊後守殿
 道三河岸御中屋敷御用に付被_レ召上_二候、
 御代替りに付上使 京極大膳大夫 高家千五百石
 御代り 前田伊豆守 同千石、
 一、前御代奥向御勤の面々、今度寄合御番入小普請入
 被_レ仰付_二候、右之御衆中當春御請取被_レ成候御役料、不

及_二御返納_一直に被_レ下置_二候、右之趣御留主居兩御番
 頭、御寄合之御面々に被_レ仰渡_二候、已上、
 一、一位様西之丸御殿へ被_レ爲_レ移候義相止、其儘御本
 丸被_レ成_二御座_一候様に被_レ仰出_二候、
 一、月光院様代官町御殿へ被_レ爲_レ入候義相止、吹上の
 内に御殿并御部屋被_レ仰付_二候、

松平下總守殿 十萬石勢州桑名

井伊掃部頭殿 三十五萬石江州彦根

當廿三日紅葉山御參詣、御先立被_レ爲_二仰出_一候、

松平右近將監殿 五萬五千石上州館林

本多中務大輔殿 五萬石下總古河

間部豊前守殿 同上州高崎

右は紅葉山御靈屋御手傳御用筋可有御座_二旨被_レ爲_二仰出_一、御奉公にて被_レ爲_レ召御登城有_レ之候、

長崎奉行 大岡備中守殿、三千七百石

江戸御下向に不_レ及候旨御奉書到來に付、道中より引返し長崎へ御下向之由、已上、

○七月十九日、今宮神輿御旅所へ出御、同廿七日御祭禮、有章院殿御他界に依て也、

○同廿日、祇園會切蒔入囉初、同晦日御輿洗、

○同廿五日、大坂天滿祭、

○七月五六日比、江戸近在より新米出申候、一石に付百十二匁位也、飛脚便りに申參候、

○去る七月四日夜、曾根崎村より出火に付、類焼屋敷竈數并類焼米高之覺、

一、火元曾根崎村藁屋龜之助、一、曾根崎村燒失家數四十五軒、但右家數の内竈數二百一十一軒、一、天滿老松町家一軒、一、曾根崎新地一丁目家數十二軒、竈數百卅四軒、一、同二丁目家數五軒、右濱屋敷五軒、竈數百十軒、一、堂島裏一丁目家數七軒、竈數四十二軒、一、同二丁目家數十三軒、竈數七十二軒、一、永木町一丁目一屋敷、百軒、竈數一、同彌左衛門町家數廿二軒、竈數三百軒餘、一、同北町家數廿七軒、竈數二百四十四軒、一、同舟大工町家數二十軒、竈數二百五軒、一同中一丁目家數廿一軒、竈數二百九十五軒、一同中二丁目家數廿四軒、竈數二百八十軒、一同中三丁目家數廿四軒、竈數二百十五軒、一同濱二丁目家數十軒、竈數六十六軒、一同三丁目家數十軒、竈數八十四軒、一同四丁目家數十五軒、竈數三十九軒、一同五丁目家數十四

軒、竈數四十二軒、町數合十七町、家數合二百五十八軒、竈數合二千四百三十五軒、
一、福島村家數百九十軒程、竈數千二百程、東西長さ十一丁程、南北幅二丁程、惣竈數合三千六百三十五軒、

御大名方御屋敷御類焼の分、

伊東播磨守殿 關 備前守殿 牧野駿河守殿
松平伊豫守殿 細川仁三郎殿 鍋島和泉守殿
大村伊勢守殿 土井大炊頭殿 木下肥後守殿
安藤右京殿 立花出雲守殿 相良近江守殿
稻葉伊豫守殿
御大名方登り米并商人米類焼之分、
加賀宰相殿登り米 加州能登越中米
七萬三千三百九十石
松平長門守殿登り米 越中土方米
六千石
松平右京大夫殿登り米 越後村上米
二千二百六十石
牧野駿河守殿登り米 同國長岡米
四百石

堀田伊豆守登り米 羽州山形米
六百六十五石
松平肥後守殿登り米 奥州會津米
四百三十六石
松平備前守殿登り米 因州米子米
千四百四十石
伊東播磨守殿登り米 備中米
三千石
合八萬二千五百八十五石
千三百石 羽州秋田米作商人米
百八十九石 同國新庄米同斷
五百卅三石 同國庄内米同斷
百八十石 越後米同斷
合二千二百二十石
惣合八萬四千七百八十七石、申の七月六日改、
一、大坂會根崎出火類焼米上積火入の分、一石に付代三十匁位、中程少火入の分八十匁位、下積火不入の分百二十匁位相場にて候、此拂米故先比水損之者共、大に困窮をまぬがれ候由、
○七月十五日より、寺町六條道場靈寶開帳、東山殿寄附

○今度將軍宣下に付、堂上方江府御下向之面々、七月廿五六七日段々御發駕、(將軍宣下之次第書略)

着座 二條内大臣 吉忠公
一條大納言 兼香公
勅使 德大寺大納言公全卿
庭田大納言 重條卿
院使 東園前中納言基長卿
女院使 園 宰 基香卿
御裝束 高倉 三位 永房卿
御身固 土御門兵部少輔泰連朝臣
宣命使 壬生官務小槻章弘朝臣
押小路權大外記中原師英朝臣
副使 青木縫殿允行辰
告使 山科右衛門佐結城 山科 出雲守正量
○當申年大坂御城御加番衆伏見へ御着
永井伊豆守殿 三萬三 水野壹岐守殿 一萬二
千石 千石
増山對馬守殿 二萬三 堀 長門守殿 一萬石
千石 千石
一、同大御番、

本多因幡守殿 五千九 太田隱岐守殿 五千石
○七月十九日口觸、
一、平野休賀と申者、町内に有之候哉可申出候、并福田吉右衛門、福田屋甚左衛門と申者有之、正徳六年寄相勤候は、是又可申出候事、
右御觸之趣有無之譯書付、來る三日迄に私宅へ可被指越候、以上、
○七月中旬の比より、大和國葛城山大に鳴動す、法螺貝山より出て其行衛は不知、依之南都の葛籠山二つに破て、其の中より水出、葛城山の鳴動の響成べしと也、
○八月四日より、六波羅密寺にて、越後國西生寺弘智法印遺骸の像開帳、白小袖に黒衣を着、木欄色之袈裟を掛、兩膝を立兩手を膝の上に置、首を右之方に傾けて、面を垂て眠るが如し、年は七十餘と見候、行年七十二歳の由、當年三百五十四年に被成候由、先年江戸にて開帳有之候、遺骸の木像は岩窟によりか、り中々動しがたし、定めて其寫しにて有之べきとの評判也、
○井伊掃部頭殿入府御暇、御刀時服拜領、八月の中旬

に入國、

○七月十六日より、四條寺町染殿地藏堂にて、大山崎冷泉寺觀音開帳、其外什物有之、薩摩守忠度所持の太刀劔視等有之、

○八月七日十四日、祇園會如例年、將軍家御他界に依てなり、

○同十六日より嵯峨虛空藏開帳、常閑二月廿八日より開帳之筈に有之候へ共、少々事ありて延引、

○六條道場塔中にて骸骨釋迦の像、惠心定朝兩作由、全體は白骨にして首計金佛也、兩手を左右にひろげり、是は臨終正念の印相之由也、胸の間の箔の小佛十計付きたり、此外弘法の作大黒等有、本堂の靈寶同日より開帳、東の方敷の内に鹽竈明神の社、釣り殿千鳥が池之舊跡あり、本堂融大臣畫像、并本尊金色の如來の緣起の卷物數軸、右土佐之筆也、東山殿御寄附開山彌阿彌の六字名號、表具高野切れ、此外作り土の印金、大塔宮御所持老松の觀音、同楠正成寄附の觀音の厨子、貝多羅葉迦葉之經の切れ、開山の袈裟、右の箱に青貝或は高蒔繪、皆東山殿御寄附の由、其餘は瑪瑙の十六羅漢、宸翰の軸物、祖師の名號等也、天神の

堂には天神直筆の御影、但し開帳無之、天神の御劔并に尻劔、其外寶物有之、

○八月四日、長福君様西の御丸へ被爲入に付、江戸町中今日自身番被爲仰付候、

○八月廿一日、島津薩摩守殿參勤に付、伏見御屋敷へ御着、同廿六日江戸へ御發駕、

○八月十三日、將軍宣下相濟、同十五日公家衆御饗應、御能番組并に開口、(能番)

夫れいや高く生のぼる、陰も千尋の濱松の、四方の海邊も靜にて、萬代よはふ秋風に、民の草葉も打なびき、目出度かりける時とかや、

○八月廿六日、後陽成院様百年御忌に付、泉涌寺般舟院にて御法事有之、

○江戸御殿中上意之趣、今迄は大風大雷出火等の節、御機げん窺に諸大名諸役人衆登城有之候へ共、自今以後は相詰に不及候、但御成近邊出火の時節は、御月番當日の御番の衆、御手はり御方計相詰候様に被仰出候、

一、御佛詣其外所々御成之節、道筋の町人商賣仕候事少も遠慮無之相勤可申候、尤見世店木戸を指、往

還の妨に成候事堅仕間敷候、

一、御當番御小姓御書院番衆、御近習相勤候衆へは、馬乗袴弓矢等兼々用意仕へし、何時によらずに騎射上覽可被遊候間、其節に當て遲滯不申候様に、相心得候旨被爲仰出候、以上、

○口觸八月廿八日、

町代

一、室町榎木町下る町清水屋武右衛門御所家屋敷、御賣拂入札有之候間、望の者來月三日五ツ時、入札持參可仕旨被爲仰付候間、爲知らせ如此に候、以上、

○同廿九日觸、

一、賀茂川筋格野下水除地藏、并東堤二條上る塵捨場地籠、御修復の入札有之候間、明朝日より同五日迄の内、綾小路西洞院東へ入町角倉甚平宅へ、家持請人召連參、根帳寫取、同六日肥後屋敷にて札披候様、望の者共へ可相觸知者也、

○九月二日、六波羅密寺弘智法印の像開帳、

○同三日、八十宮様御殿御普請成就に付、上様之御祝義有、

○十月七日夜八ツ時、繩手大北橋下る東側、新地の水

茶屋の二階より出火、兩隣こぼち火留る、

○同十六日、嵯峨虛空藏開帳、先頭上使入京の日より十月二日迄閉帳、十月三日より又々開帳、以上五十日之積り也、

○有栖川御家、法皇様皇子入御被遊御相續、

○豊前中津城主小笠原造酒之助殿御死去、御幼少故御跡目無之、御城可被召上之由風説有之候、

○十月廿一日、禁裡菊の御能、(能番)

○十月廿三日、仙洞御所御囃子謠、(能番)

○十月廿五日觸之覺、

一、今度八十宮様新御殿造營、先格之通京中より手傳人足一萬千五百七人可指出之候、尤町割人足割付途吟味、人夫一人に銀二匁六分五厘の積り、町々年寄五人組へ念入觸知之、右賃銀向寄の町代へ可取集候也、

口上之覺

一、八十宮様新御殿就御造營、手傳人足被仰付候に付、惣町夫高に割付候間、町々にて前々より出し來候人足高之通被集、晦日迄に押小路御幸町西へ入町、龜甲屋七郎右衛門方へ持參可有之候、以上、一軒

一、夕八毛

一、十月十八日、八十宮様新御殿へ御移徙、御家領五百石、水戸故中將吉家卿の御息女美代姫君、當年九歳、當公方様御養子被_レ仰出_一候、御登城之節は常の格式、御下城之時は御公達之格にて、朱傘を御乗物に指掛け、町筋人留め在_レ之候、御母公は八重姫君とて、常憲院殿の御養子也、實は有隣軒様の御姫君也、

○小笠原造酒之助殿御家督、則御舍弟へ仰付られ、一萬石にて御國替の由、新地御取立之筈、

○十月十九日、江戸下谷長者町邊出火、四五町餘も焼貫候、御大名方少々御類焼在_レ之候、

○十一月朔日、九條攝政殿復辟の御祝儀御囃子在_レ之是則攝政御辭退關白宣下之御事也、天子十六歳に御成被_レ遊候と、天下の政を復し奉るを復辟の禮と申候、種々の御式ある由也、復辟の二字は書經に見へたり、

○霜月朔日より六日迄、稻荷社萬灯會有_レ之、先月上使上京以前一日有_レ之、在京の内遠慮に付、當月執行せられ候、都合七ヶ日の積り也、

○霜月口觸、

一、時分柄向寒の季候條、火之用心之儀町々裏借屋等迄、隨分念入候様に、洛中洛外へ急度可_レ相觸_一者也、

一、御代替御禮萬入用、家並に一、夕三分七厘八毛づつ、霜月の割家並に三分七厘五毛づつ、以上、

一、近々御入内在_レ之候、火之元の儀町々裏借屋等迄、彌入念候様に洛中洛外可_レ相觸_一者也、

○十一月十三日巳刻、前攝政近衛家熙卿御姫君御入内、

○豊前中津小笠原造酒之助殿居城、御受取被_レ仰出_一候、中川内膳正殿豊後國七萬四千石、御代官兩人、已上、

○極月五日夜八ツ時、西岡片木原七軒焼亡、

○同六日夜九ツ前地震震仕候、大坂は餘程夥敷候よし、

○松平出羽守殿寄宿前の町へ白銀五枚、年寄へ銀二枚、用人へ金二歩、川原町の三條より四條迄の町々へ銀三枚づつ、うしろ町木や町へ銀三枚、年寄へ銀一枚、用人へ金一歩、其外座敷借り大小によらず、座敷拂銀二枚づつ、外に屋代へ銀五兩づつ、馬小屋かけ候分銀一枚づつ、

○當五日於_レ禁裡_一御入用御祝儀として、御内證御能

在_レ之、惣似者中間へ金千疋、白銀二十枚被_レ下候、各配當仕候、太夫ワキ狂言囃子方地謠、大小之不同在_レ之候、

○極月十三日、九條關白殿御公達御元服、

○同十四日晝八ツ過、鳴瀧山火事、幅八間に長さ四十四間程、立木は無_レ別條、下草の類焼失、

○去る秋の比大坂表にて、博奕の訴人在_レ之、預り銀七十七_レ目之御詮義廣大に罷成、歷々の町人入牢仕候、

七十七_レ目負方博奕訴人 かいや町松屋仁左衛門

七十七_レ目借し人 江の子島吉屋九兵衛

作州岩出彦兵衛殿御 淡路町川崎屋忠右衛門

年貢銀證文にて 心齋橋美濃屋甚右衛門

但料理茶屋博奕の會所宿

布袋町 池田屋庄右衛門

上魚屋町河内屋四郎兵衛

江の子島淡路屋理左衛門

内本町 木屋五郎右衛門

右之外町々へ御預け過怠之者も御座候、右掛合三十町餘も在_レ之候由、十二月四日大坂町中へ御觸在

之覺、

一、江子島東町吉屋九兵衛家屋敷、西側角瓦葺三軒役、表口十五間六寸、裏行北十間、口は十八間、南五間六寸、口八十七間、藏三ヶ所、納屋一ヶ所、外に建具庭木飛石手水鉢風呂銅とゆ添、

一、江子島西町同人家屋敷、東側角屋敷瓦柿葺二軒役、表口十一間半、裏行十三間半、

一、戎島町同人家屋敷、西側瓦葺三軒役、表口二十五間五寸、裏行二十間、土藏二ヶ所、納屋三ヶ所所在、

一、敷屋町同人家屋敷、北側角瓦葺一軒役、表口十間、裏行廿一間、土藏一ヶ所、納屋一ヶ所、

一、淡路町一丁目同人家屋敷、北側瓦葺一軒役、表口四間半二寸、裏行廿間、土藏一ヶ所、

一、攝州九條村同人家屋敷一ヶ所、西側瓦葺表口三十三間、裏行北にて廿八間四尺一寸、南がわ二十七間二尺八寸、建具風呂庭木飛石、納屋三ヶ所、右屋敷地三反四町十九步、此分米四石八斗六升五合、

一、江子島東町淡路屋理左衛門家屋敷二ヶ所、西側瓦葺一軒役、表口五間、裏行南にて九間一尺三寸、北にて九間一尺七寸、納屋一ヶ所、外に建具有、西側柿葺

一軒役、表口四間、裏行南にて八間三尺五寸、北にて八間五尺七寸、土藏一ヶ所、

一、上魚屋町河内屋四郎兵衛家屋敷二ヶ所、西側瓦葺半役、表口二間、裏行七間、南側瓦葺一軒役、表口四間、裏行二十間、一、鈴木町同人家屋敷、南側瓦葺一軒役、表口十間半、裏行二十間、

一、心齋町美濃屋甚右衛門家屋敷三ヶ所、南側角屋敷瓦葺一軒役、表口二十二間半、裏行二十間、南側瓦葺一軒役、表口二十二間半、裏行二十間、南側瓦葺二軒役、表口十五間、裏行同斷、但し一棟也、土藏二ヶ所、穴藏一ヶ所、庭木飛石、

一、高間町同人家屋敷、南側瓦葺二軒役、表口八間、裏行二十間、

一、布袋町池田屋庄右衛門家屋敷二ヶ所、東側瓦葺一軒役、表口四間、裏行二十間、土藏一ヶ所、外に建具、東側角瓦葺一軒役、表口七間、裏行同斷、土藏一ヶ所、外に建具、

一、内本町上三町目木屋五郎右衛門家屋敷、北側柿葺一軒役、表口六間半、裏行廿間、
右家屋敷十九ヶ所欠所に被三召上、入札を以御拂

被三仰付候間、望の者共明五日より廿二日迄内、致見分三其町會所にて根帳に付、同廿三日朝五ツ時に、御番所へ家持受人召連入札持參可申候、但代銀は兩替包にて、來る廿七日上納之積りにて、以上、
右之通被三仰付候間、町々入念無滞相觸可被申候、已上、

申の十二月四日

北組惣會所

一、淡路町一丁目川崎屋忠右衛門家屋敷、

南側瓦葺一軒役、表口三間、裏行廿間、(此一條書落し)

○去る十一月廿一日、上使松平出羽守殿參内院參候に付、江戸へ奉書之寫、(奉書)

○享保元申年十一月十三日、御入内行列、(行列付書略)

○極月八日夜より九日朝迄、伊勢松坂大火、

○同十四日八ツ時、九條不動堂の邊百姓家一軒焼亡、

○同十六日戌の刻、江戸橋町より出火、北風にて富澤町濱町焼貫、永代橋邊にて火留る、凡福三町程に長さ五六町程、

○同廿八日夜戌刻、室町六角下る町東側裏屋敷より出火、早速靜謐、

○享保二丁酉歲元同晴天諸國泰平、

南大門築垣 凡三十間程燒失仕候、

相殘候諸堂之覺、

三倉 觀禪院大御堂 勸學院

東金堂 五重塔 北圓堂 食堂

細殿 三重塔 竈殿

○正月六日七日、禁裡節會藤原氏御寺炎燒に付、藤家公卿御不參、興福寺は和銅三年淡海公不比等御建立、常年に至りて凡そ九百九十八年か、聖武天皇天平二年五重塔建、同六年西金堂建、嵯峨天皇弘仁四年南圓堂建、陽成天皇元慶二年四月八日炎上、後朱雀院寛徳元年炎上、後冷泉院永承元年炎上、同康平三年炎上、堀川院康和三年五月四日炎上、高倉院治承四年兵火、後宇多院建治三年雷火、後奈良院享祿四年七月炎上、當午に至て惣て九ヶ度、其の内今年程諸堂大火無之由、

○申十二月廿六日觸狀、

一、御進献の御蠟燭入札有之之間、明廿七日期六つ半時より八つ時迄の内、小堀仁右衛門宅へ家持受人召連參、根帳寫取可申候、翌廿八日仁右衛門方にて札披有之候間、望の買人どもへ可三相觸者也、

○去る極月廿五日晝八ツ時、江戸駿河臺代官町筋より出火、西南風にて大火に成、本郷元町へ飛火仕、本郷三町目四丁目燒失、天神前迄燒、六ツ時前に火靜り申候、榊原式部大輔殿御屋敷類燒、凡一町に七八町程、

○去る極月廿九日夜、江戸木挽町出火、一町程、
○享保二年正月四日酉中刻、南都興福寺講堂より出火、子の下刻に火靜る、

講堂 本尊不殘 内法廿間に九間

金堂 本尊不殘 内法十八間に十一間

西金堂 本尊出ず 内法七間に十四間

南圓堂 本尊出ず 内法十一間に四間

中門 不殘 内法十一間に四間

南大門 不殘 内法十一間に四間

廻廊 不殘 内法六間に百廿一間

西堂 不殘 内法六間に卅一間

北室 不殘 内法六間に六十一間

鐘樓 不殘 内法五間に四間

鼓樓 不殘 内法三間に四間

西金堂關伽棚 不殘

一、此間風立候間、火の元之義籠抹に無之様に可入念旨、町々并裏借屋等迄、急度可申渡旨、洛中洛外へ可相觸者也、

○酉二月三日、

一、下立賣室町東へ入町中村内藏之助家屋敷、綾小路東洞院東へ入町深江庄左衛門家屋敷、

右二ヶ所之家屋敷御拂に成候、望の者ども来る二十六日朝五ツ時、入札持參候様に可申觸候、以上、

一、風立候間火之元の義無油斷念入可申候、頃日所々に投火在之由相聞候、疑敷者在之候は、人違にても不苦候條、召捕可罷出候、此旨洛中洛外へ可相觸者也、以上、

○去る冬の比、攝州堺の近邊今地と云處へ、ガラン鳥と申大鳥雌雄二羽飛來候、大き鴻程にして毛のいろ白く、首長さ一尺五六寸、背の長さ一尺二三寸、背の下に紅いろなるエブクロ在之、足五六寸にて水かき有之、此内一羽近在之者相捕候由、

○正月七日の夜亥刻、江戸京橋南五丁目裏中通より出火、北西風にて東側三十間堀迄焼、土藏子細、夫よ

り、木挽町五丁目へ飛火仕、築地御堂門迄焼貫候、松平駿河守殿、松平采女正殿、松平周防守殿、金森彦四郎殿、櫻井五左衛門殿、龜井玄蕃頭殿、川波長八殿、大久保左京殿、民部殿、毛利兵吉殿、稻葉丹後守殿御屋敷御類焼、鐵砲洲迄焼貫、丑の下刻火留る、

○同八日巳之刻、江戸大地震仕候、

○同十一日七ツ時、南都春日の社家町十町餘焼亡、火防のため春日山の材六十本餘切申候、御正躰も他所へ移し奉る程の大火之由、委は奥に記之、

○同十二日夜八ツ時、伏見七瀬川之近所出火、一町餘焼亡、

○同十三日巳上刻、中橋桶町通り町地尻より出火、西北風にて通りより東へうつり、南さや町本材木町五丁目より七丁目迄不殘、通り町は京橋際迄、西側中通りより本通り迄の内、京橋北疊町迄焼、北は中橋迄八町堀へはうつり不申候、申の上刻火とまり候、

○同日申の中刻、通り日本橋南二丁目東側式部小路より出火、是又大火に成、西北風にて東は本材木町通不殘中橋迄、南は中橋北は佐内町、西は通り町東側表屋の地尻迄、西の下刻に火とまり候、凡そ日本橋よ

り京橋迄、東側材木町限り不殘燒貫候、

○正月十六日夜八ツ時、京西洛下に壬生村百姓家一軒焼亡、

○同十七日夜四ツ時、紙屋川の邊非人小屋廿軒餘焼亡、

○同十四日夜、日の岡百姓の家六軒焼亡、

○丹波龜山の城下舊冬大火、

○同篠山松平紀伊守殿御領、五萬石之百姓一揆して年貢を不納、諸事御下知を不用、種々御穿議あれは、郡代の奸謀によれり、則役替ありて一國平靜、

○松平右京大夫殿御事、向後溜りの間へ出席可有之由被仰出候、酉正月十一日、

○土御門二位殿御事蟄居可仕之由、傳奏方より被仰渡候、此には今度將軍宣下御身固之義に付、不届の事在之由也、

○丹後宮津の城主奥平大膳大夫殿御事、江戸より御召しに依て參勤、御用の品何事とは不レ知、

○津輕右京亮殿御家督、松前伊豆守殿御二男御相續被仰出之由、

○先頃興福寺の出火の節、和州小泉の領主片桐石見

守殿、早速發馬家中の諸士殊外相働、故に五重塔大御堂の諸堂等相残り候、

○正月廿一日夜戌の上刻、山崎五位川の北の端より出火、北大風にて家數二百軒餘、竈數四百餘焼失、委細は奥に記之、

○當廿一日夜五ツ時分より、山崎北の入口五位川之町、百姓久左衛門と申者宅より出火仕、凡八町程類焼仕候、火四ツ時分にとまり候、社家居宅八十四軒、寺院八ヶ寺、百姓家百九十七軒、但し三口共に竈數同斷、

○正月廿八日口觸、

一下立賣室町東へ入町、中村内藏之助家屋敷並疊石樹木、綾小路東洞院東へ入町、深江屋庄左衛門家屋敷、

右二ヶ所之家屋敷入札仕直し候間、望の者來月五日朝五ツ時、入札持參任候様可申觸候、已上、

○正月廿二日江戸火事之覺、

一、今廿二日風強く土煙甚敷立のほり計方無之處に、未の上刻駒込すかも小石川の原町と申處より出火、東北風にて白山春日町とび坂水戸様御屋敷焼、小

川町、鷹匠町、土物店、三河町、大名小路不_レ殘、櫻田へ
 焼ぬけ、石町一丁目、兩替町、さや町川岸、夫より火飛
 西がし吳服町一丁目より三丁目迄、又本郷より飛燒
 出二口に成、小石川丸之内不_レ殘、神田通り白銀町中
 通りより西の分、一石橋迄燒、併和田藏之内は残り申
 候、神田橋御門燒、桶町邊より段々迄、芝の方へ何方
 迄燒申候や不_レ存候、神田より傳馬町へ迄、日本橋東
 側あんじん町西側残り東側燒候、日本橋一丁目萬町
 より中橋迄、南側後藤縫殿屋敷燒、八丁堀、鐵炮洲、靈
 岸島、八左衛門島、表筋末は知れ不_レ申候、
 一、又々同夜子の刻風替り、神田三川町之残り火にて
 燒出、俄に西大風に罷成り、神田松下町、鍛冶町一丁
 二丁目、鍋町、乗物町、白銀町、三丁目へ出、小傳馬町
 一丁目へ燒廣がり、石町三丁目四丁目、鐵炮洲、岩付
 町、本町は四丁目より大傳馬町三丁目燒、夫より大門
 通り西側通り燒、田所町、堀江町、堀留長谷川町、堺
 町、夫より小あみ町、新堀靈岸島海迄燒、其外いせ町、
 船町、小田原町、あんじん町、末は芝口御門まで火留
 る、廿三日卯の中刻、
 残り候覺、

一、石町二丁目、本町二丁目三丁目、駿河町、瀬戸物町
 室町二丁目三丁目、品川町、小田原町、本郷町二丁
 目、江戸橋釘店、日本橋通り残り候、通り町白銀町土
 手より日本橋迄、兩側無_レ別條、
 一、御城御安全、諸人大悅奉_レ存候、
 諸大名御方御丸之内御類燒之御屋敷、
 水戸殿御屋敷 細川主税頭殿 戸田山城守殿
 酒井修理大夫殿 鳥井丹波守殿 大久保加賀守殿
 酒井雅樂頭殿 本多下總守殿 久世大和守殿
 酒井左衛門佐殿 松平紀伊守殿 植村土佐守殿
 柳原式部大夫殿 松平伊豫守殿 堀 一學殿
 蜂須賀飛騨守殿 黒田豊前守殿 戸田采女正殿
 本多中務大夫殿 森川紀伊守殿 松平丹波守殿
 土屋相模守殿 松平大炊頭殿 坪内能登守殿
 松平越後守殿 中山出雲守殿 松野壹岐守殿
 土井大炊頭殿 松平伊賀守殿 溝口信濃守殿
 松平右近將監殿 松平土佐守殿 青山下野守殿
 因幡少將殿 松平淡路守殿 松平和泉守殿
 牧野備後守殿 秋元伊賀守殿 石川備中守殿
 松平主殿頭殿 青山大膳亮殿 稻葉丹後守殿

傳奏屋敷、 火消屋敷三ヶ所、 護持院、

御評定所、 御旗本衆の御類燒は不_レ違_レ記_レ之、
 西本願寺御堂其外諸堂は残り、塔中は不_レ殘燒失、
 委敷義は此奥に江戸町年寄の帳面の寫あり、
 ○御朱印改諸國寺社方江戸下向之義、此度大火故に
 延引之由被_レ仰出_レ候、
 ○同廿三日、江戸小日向之邊出火、久世大和守殿中屋
 敷類燒仕候、其外少々之出火は毎日有_レ之由、
 ○去る正月十一日未の上刻より、南都出火、戌の半刻
 火鎮る、山内の木數凡惣高二十本燒失の内、大木凡一
 丈廻りより二丈廻り迄凡九本、中木凡四尺より五尺
 廻り迄凡十一本、但小木は數不_レ知候、破石町より
 出火、上の坊村梅木村在月堂村迄燒貫候、但右之外横
 町の辻内町勝南院町二丁、社家凡七軒、禰宜町凡三町
 燒失、春日大宮若宮其外諸末社、御別條無_レ御座_レ候、
 已上、
 ○二月朔日夜四ッ前、修學寺村赤山明神の社より出
 火、拜殿ともに燒失す、灯明の火より燃付候由也、右
 之明神は叡山の鎮守也、或人云、此度の出火は盜賊所
 爲之由也、

○同三日の夜四ッ前、北山市原村出火、西屋隱居小屋
 合三ヶ所、
 ○同夜七ッ時、竹田村燒亡、灰小屋より出火、隣家一
 軒燒失、
 ○二月三日口觸、
 一、吟味之筋在_レ之候間、刀脇指町内人別に家内相改、
 若のり杯付、又は引目杯在_レ之道具所持の者候は、
 早速可_レ申出_レ候、隱置重て於_レ令_レ露顯_レは、年寄五人
 組迄可_レ爲_レ越度_レ旨、洛中洛外可_レ相觸知_レ者也、
 ○二月四日晝七ッ時、粟田口大日山火事、
 ○同八日晝八ッ時、新島丸通榎木町下る町出火、小き
 家にて有_レ之候へども五軒餘燒失、
 ○江戸町年寄帳面之覺、
 一、西正月廿二日未中刻、本郷丸山阿部對馬守殿近
 所、御寄合小島六左衛門と申候より出火仕、御弓町通
 り町片側、本郷一丁目より六丁目迄、六丁目の内少々
 燒殘る、夫より小石川上富坂小笠原造酒之助殿、水戸
 中納言様、但し百間長屋少々殘る、夫より駿河臺へ出
 火、御臺所町、飯田町、下堀切小笠原右近將監殿、内藤
 駿河守殿、猿樂町松平伯耆守殿、酒井雅樂頭殿御中屋

敷、植村土佐守殿、水野壹岐守殿、大久保加賀守殿、稻葉丹後守殿、朽木土佐守殿、遠藤主膳正殿、本庄宮内殿、其外右之近所諸士方不殘、護持院類燒、明方は三河町一丁目二丁目三丁目四丁目、蠟燭町、皆河町、松下町、永富町、下白壁町、壺大工町、横大工町、新白銀町、新石町、上白壁町、新葺屋町、田町、鍛冶町一丁目二丁目、鍋町一丁目二丁目、向白銀町、紺屋町一丁目二丁目、龍閑町、鎌倉河岸、其外大和町邊、神田橋御門燒落、夫より丸之内へ入、酒井修理大夫殿、戸田山城守殿、鳥居丹波守殿、酒井雅樂頭殿、久世大和守殿、松平紀伊守殿、大手下馬所腰掛は殘る、夫より酒井左衛門殿、柳原式部大輔殿、松平伊豫守殿、黒田豊前守殿、小普請小屋近所不殘、戸田采女正殿、蜂須賀飛騨守殿、松平彈正殿、細川越中守殿、傳奏御屋敷、御評定所森川紀伊守殿、土屋相模守殿、本多中務大輔殿、松平丹波守殿、堀大和守殿、中山出雲守殿、松平大炊守殿、兩屋敷、土井大炊頭殿、松平越後守殿、松平伊賀守殿、松平右近將監殿、坪内能登守殿、溝口伯耆守殿、織田越前守殿、松平土佐守殿、松平淡路守殿、御屋敷不殘、燒、鍛冶橋御門燒落、夫より白銀町一丁目三丁目四丁

目、但し二丁目片側殘る、大傳馬町口、鹽町、本石町一丁目、但し二丁目殘る、三丁目四丁目、鐵炮町、小傳馬町二丁目迄、本町一丁目は殘る、二丁目三丁目此兩町殘る、四丁目大傳馬町三丁目不殘、本兩替町、北さや町、此兩町燒失、本船町半町、小船町三丁目迄不殘、堀江町四丁目迄不殘、小あみ町二丁目迄、新材木町、乗物町、吹屋町、堺町、岩代町、泉町、堀留町、下船横町田所町、長九郎屋敷、新大坂町通、白銀町東側燒失、此間にて残り候分は、十軒店、室町三丁目、駿河町、瀬戸物町、品川町河岸、本船町一丁目、此分五六町程殘る、此間にて西は中通西側の分不殘、御堀切に中通り東側の分、白銀町土手より品河町河岸迄にて、東側之分殘る、一石橋燒落、此火日本橋向へ打越、京橋迄の内西の御堀切、東は本材木町八丁目迄、材木町堀切、日本橋より京橋迄之内一軒し、不殘燒失、京橋より南へ四丁目迄、此處にて東西十三町程、北八丁目、南八丁目、同心町、南北御組屋敷、右之分不殘、本多遠江守殿、松平越中守殿、細川越中守殿、御下屋敷、松屋町、其外諸士御屋敷數多、南八丁目堀稻橋邊迄、扱又鐵砲洲海手切、此間御屋敷方數多に候へば、疵と相知れ不

レ申候、築地本願寺は殘る、靈岸島、南新川、長崎町、鹽町、とぎや町、此近所御屋敷方數多にて候、石川八左衛門殿御屋敷、佃島、右二ヶ所島不殘燒失、同廿二日八ツ時より夜明迄、町數二百町餘、御口〇二ヶ所、橋數十一ヶ所、燒死人百十七人、幅十六町に長さ一里廿九町之積り也、御屋敷方の怪我人死人等此の外にて候、以上、

○二月十二日夜四ツ時、沓掛村卅六軒燒失、

○同日より寺町遣迎院にて、西山三鈷寺開帳、

○二月廿二日、後西院様廿三回忌に付、泉涌寺御法事、在之、般舟院同斷、

○小笠原造酒助殿御舍弟御取立被遊、播州佐用赤穂之内にて、一萬石新規に被下候、小笠原喜三郎殿、

○二月九日、阿蘭陀人入京、

加比丹 ヨアンヲウウル

役人 ホウキススイモンズ

外科 ウイロンアカマンズ

○二月廿一日之夜、天使の突抜松原下る町出火、類火八軒、火元鹽屋三郎右衛門、天使突抜萬壽寺下る町類火四軒、西洞院萬壽寺下る町類火九軒、萬壽寺西洞院

西へ入町類火三軒、燒失之家以上廿五軒、

○二月廿五日より、下御靈の社にて、吉祥院天神白晝之像開帳、其外靈寶在之、

○二月十四十五日、江戸南大風、十八十九日北大風、近年無之大風、町家店を指し商賣一切相止み候、併出火無之候、

○二月廿二日夜七ツ時より、翌日五ツ時迄、南都手蓋の町家より出火、凡そ竈數五百餘燒亡、

○同晦日の夜、大坂立賣堀より出火、二町餘燒亡、家數八十軒餘燒、

○三月朔日より、京都町火消片桐石見守殿上京、

○三月三日午刻、下加茂出在家十六軒燒亡、

○三月五日夜八ツ時、東洞院通三條上る町、袋や治兵衛宅より出火、類燒家六軒、借屋惣合竈數廿餘、曇花院御別條無之、

○三月八日、紙屋川地藏院三萬日回向開關、十五日結願、

○同日伏見六地藏彌陀次郎、三萬日回向開關、

○同十四日より廿四日迄、錦小路龜樂師にて、神道灌頂在之、什物の開帳は無之、

○正徳六申年正月十三日、江戸於評定所、毛利飛驒守殿へ被仰出候寫、

申渡候覺

毛利飛驒守

一、飛驒守事去年六月、松平民部大輔領内之百姓を殺害せられ候、下手代之沙汰違亂によりて、民部大輔所領之百姓鬱憤に堪へず、頻に訴申候に就て、家人一族等おして異見を申通候、其心を盡し候得共遂に承引あらず、今に至ては民部大輔領内之法制行ひがたくして、止事を得ず飛驒守息男百次郎を以て、彼家を相續せしめ、飛驒守は隱居之義御免許を蒙るべきと言上候段、飛驒守所存其いわれある事に候へ共、本家へ禮義を存し、國中之騒動顯候におゐては、別に取はからひ候次第はあるべき事に候、況や又年來其身の行跡を始て、家中領内之政務等相宜しからず、これによりて民部大輔望請ふ所は御許容に及ばず、飛驒守をば戸澤上總介召預られ、百次郎は民部大輔へ預け置るゝ處也、

正徳六申年四月十三日

右之趣於評定所、寺社奉行松平對馬守申渡之、大目

附松平石見守、町奉行坪内能登守、御目付丸茂五郎兵衛、大島因幡守罷越、

松平民部大輔へ

一、去年六月、周防國都濃郡西久米村百姓等、殺害及傷せられ候下手代之沙汰、毛利飛驒守違亂候事言上之候、上聞に達し飛驒守事等におゐては、其方望請ふ所に任られがたきによりて、戸澤上總介に召預られ、息男百次郎事は其方に預置せられ候、彼所領之地は其方に還附られ候、家中之事に至ては、宜有_レ其沙汰由被_レ仰出候者也、

四月十三日

右阿部豊後守宅へ民部大輔控_レ之、老中列座、豊後守相違之、大目附仙石丹波守罷越候、以上、

○上意に付享保二酉年二月、江戸大名方御屋敷在_レ之候、(付者略)

○三月十七日より、滑谷玉章地藏堂萬日回向執行、廿五日結願、

○同日より、九條宇賀の辻念佛寺萬日回向在_レ之、廿五日結願、

○三月廿二日、京都町御奉行山口安房守殿、江戸より

歸京、

○三月廿七日、禁裡櫻之御能組、

翁、加茂、實盛、住吉參詣、黒塚、卷絹、三井寺、鐵輪、谷、狸々亂、養老、御乞能、歌占、當麻、御用意、春日龍神、項羽、
狂言、麻生、入間川、栗燒、祐善、棒縛、茶壺、惡坊、釣狐、花折、以上、

○二月十六日、積塔平家次第、

綱引 職 權太檢校

延喜聖代 塔人田浦

横笛 朝川

小督 桐山

海道下り 松下

祝詞 久保田

○享保二酉年四月、有章院殿御法事に付、堂上江府御下向之御方、勅使、鷲尾大納言隆長卿、法皇使、西洞院前大納言時成卿、女院使女御使兼帶、甘露寺宰相尙長卿、勅額使、滋野井中納言公澄卿、散花殿上人布施取、五辻彈正少弼廣仲朝臣、執綱、今城中將定種朝臣、執蓋、小森差次藏人頼方、

○同三月五日被_レ爲_レ召、今度御法事に付、有章院殿御一周忌に付、御下向之堂上方御馳走役被_レ仰付候、勅使、龜井隱岐守石州津和野、日向高那部、茲親、四萬三千石、法皇使、秋月長門守種弘、日向高那部、勅額使、細川長門守興宗、常州矢田部、女院使女御使、北條遠江守氏朝、河内佐山、右御代り黒田甲斐守長就、筑前秋石松平河内守清定、一萬五千石、因州新田、

○四月八日晝四時半時、城州葛野郡梅尾山高山寺塔頭寶性院より出火、

寶性院六間に九間一ヶ所、開山堂三間四方一ヶ所、食堂三間四方一ヶ所、開山明惠上人廟所二間四方、摩尼殿二間四方、鐘樓堂一間に二間、柴小屋一間に二間一ヶ所、開山堂食堂之間に一間に二間の廊下在_レ之、

右之通燒失仕候、已上、

○四月三日より、西岩倉金藏寺開帳、

○四月廿日酉の刻より翌廿一日未刻迄、矢數在_レ之、不出來故射損、惣矢七千二百廿四本、通矢三千二百廿四本、石川惣十郎殿御内西村重八郎、

○木津川淀川筋堤年々洪水故破損に付、爲_レ巡檢上京、

御勘定頭千廿二石、伊勢伊勢守殿、妙満寺、寄宿、

御目付千五百石、稻生次郎左衛門殿天性寺同斷

此外下役人衆三四八、

○卯月十五日、一條大政所薨去に付、同廿六日夜御葬禮東福寺、

○卯月廿九日、有章院殿御一周忌に付、廿二日より増上寺にて御法事在之、廿七日より京都知恩院御法事在之、京都牢獄之者十人赦さる、

○五月廿日夜大夕立、大雷一聲頂妙寺の後島へ落、大師豊國一ヶ所、

○先頃より唐船數多海上に見へ候由風説在之、其船豊前小倉へ来る、是れは御朱印無之商人船十二艘也、此の通り江戸へ注進候處に、可追拂之由仰候、依て晝夜鐵炮を打掛け、大勢海手に出殿敷番在之候、

○五月十八日朝五ツ時、將軍家隅田川邊より小すげ邊方へ御鷹狩在之、兩國橋より御船に被召候、夜五ツ時に還御、

○五月廿七日酉の刻より、翌廿八日申の下刻迄、矢數在之、先月射直し、惣矢一萬九百九十本、通矢四千二百一本、石川宗十郎殿御内西川重八、

○同廿八日夜大夕立、堀川夷川へ雷落つ、新島丸へ一

つ落、知恩院塔中一ヶ所、堂上方へ一ヶ所、

○同晦日夜夕立、雷室町竹屋町上る町へ落る、

○六月二日夜五ツ時半時地震、凡そ先月中旬より霖雨相續、加茂川筋堤八幡伏見桂川等の川々水出て、田作損亡仕候、伊勢路京都大坂の外は、さのみ降不申候由、

○此度大和川堤御普請在之に付、入札被仰付候、則大坂御代官櫻井孫兵衛方へ參、根帳を見、六月五日より同十一日迄之内、京都妙満寺寄宿伊勢伊勢守殿方へ、入札持參可仕之旨御觸在之候、

○五月廿一日廿五日、將軍家板橋邊へ御鷹狩在之候、還御之節加賀宰相殿御屋敷へ御成被遊候由、去る十一日還御之節は、御川狩在之、尺餘の鯉廿一、其外小き魚類二樽御取被遊候、御座船は延寶九天秤丸類四艘也、

○去る卯月廿九日、有章院殿御一周忌に付、堂上方江戸下向、五月中旬御歸路の所に、何事にや鷺尾殿、西洞院殿、甘露寺殿、滋野井殿御塾居、江戸にても高家衆御兩人御塾居之由、

○去る比より南京の商人船の由にて、五百石積船に

人數廿人程づ、乗りて、十四艘海上に見へ候に付、江戸よりの御下知として、早々追ひ拂ふべしとて、其國入込の御大名方へ被仰付候に依て、松平肥前守殿、毛利右京殿、小笠原右近殿、兵船五百餘艘、五月十一日に船揃ありて、十四日に出船、尤中宵鐵炮其外の兵器を持て相むかふ由也、依之近國の大名方よりも御見舞として、人數百餘或は二百三百等、各甲冑兵器を用意して、豊前の小倉長門萩長府へ參向、此外伊勢浦に三艘、北國浦にも十艘餘、國々より注進の惣高百餘艘の由也、船中に小兒婦人等在之、定て彼の國兵亂故に、其寇を避んために日本へ来るかと噂也、委細は此の次に在之、

○五月晦日御輿洗挑灯數、練物作り物除て二百卅餘、

○六月廿一日、午下刻夕立大雷、寺町妙満寺へ落、西洞院松原上る町へ落、釜座三條上る町、室町今出川上る町、百萬遍寺内、知恩院山、其外數ヶ所へ落、

○當三月初より、豊前表長門沖筑前瀨、唐船數艘漂流仕候、尤商賣船にて候、三ヶ國より段々罷歸候様に申候て、船杯出し追拂申候へ共歸り不申候に付、右近將監殿より此段江戸へ言上被申候に付、頃日御奉書

出來、右近將監殿へ右之唐船追拂申候得との事にて、右近將監殿指寄を添、筑前長門よりも船指出し候得との事に御座候、五月雨時分にて天氣晴不申候に付、海上浪荒れ申候、一兩日天氣快霽申候に付、小倉より伊藤作右衛門と申家老、番頭兩人、足輕大將、船奉行、馬廻り、都合侍知行取六十五人、雜兵千五百餘人、兵船九十餘艘にて海上に罷出候、長府毛利右京殿より家老兩人、船數三十餘艘、筑前より船大將松本主殿、九十餘艘罷出候て、唐船を段々追拂申候得ば、十餘艘は皆々歸國申候、残り八艘は二十里程退申候、通辭又は筆談杯にて承合候得ば、山東に商賣に參候と申候、又は遼東へ商賣に參候へば逆風故、此地へ來候杯申候て、好風を待歸國可仕と申候へ共、春より歸不申候、何れも南京船にて、此十三日に此方より數艘出で申候得ば、多く歸帆申候、右は小倉より申參る寫也、

○五月晦日晝七ツ時より夜半迄、伊勢路大夕立大雷、七八十年以來無之程鳴申候、尤嵐も強く候て、渡海の船も餘程破損仕候、

○六月十二日、大夕立雷鳴、淀より大坂邊迄駈敷、所

所雷落人も少々怪我在之候、京都も鴨川筋洪水、四條川原の茶屋床等も漂流、大津海邊の山も崩申候、白川山も崩候や、大木の根より抜け候が、大和橋筋より流れ來候、一説に白川の奥山より法螺貝出ともいへり、

○去る四月比より、出雲沖に唐船見へ候に付、筆談を以て問答す、

○六月九日辰上刻、江戸小傳馬町三丁目より出火、南大風にて龜井町、加賀町、馬喰町一丁目二丁目、橋本町不殘燒、夫より本誓願寺前小屋敷多く類燒、細川長門守様残り、手島町燒、馬場より淺草見付前迄やけ新し橋通、柳原久右衛門町一丁目二丁目、中根攝津守殿やけ、佐竹壹岐守様、松浦備前守様隣迄燒、大屋敷は津輕土佐守様、松平下總守様燒、村上能登守様、川上主馬様、佐竹右京大夫様燒、長屋少々殘る、立花飛騨守様表御門計残り、其外燒、本多勝之助様損燒、夫より寺町并小屋敷燒、幡隨院寺中不殘やけ、本堂笑り、板倉甲斐守様表長屋も少々燒、寺町本多信濃守様以下屋敷、太田隱岐様やけ、夫より車坂通町家不殘燒、御切手町不殘、金杉通十丁、坂本七丁不殘やけ、み

のわへやけ、小塚原仙臺屋敷へ燒披申候、晝七ツ時火留り候、凡幅五町程に長さ二里計之積りにて候、

屋敷寺方類燒之分、

一、小傳馬町三丁目南新道馬屋より出火、夫より小傳馬町三丁目不殘、馬喰町一丁目三丁目北側不殘、龜井町、橋元町、岩井町、豊島町、伊奈半左衛門殿、依田内藏之助殿屋敷、柳原土手向新三橋通、兩角少づ、残り、下谷七間町、淺草新寺町迄、夫より下谷金杉迄不殘類燒、
佐竹壹岐守殿 同式部大輔殿 宗對馬守殿
酒井左衛門殿 堀源左衛門殿 津輕越中守殿
杉浦安兵衛殿 是より裏通少燒
松平下總守殿 村上能登守殿 松平式部大輔殿
立花飛騨守殿 小出伊勢守殿 佐竹大夫殿
井戸 新藏殿 野田源左衛門殿 野田三郎左衛門殿
磯田武兵衛殿 中川千助殿 鈴木新之丞殿
本多吉五郎殿 同 勝之助殿 竹村太郎左衛門殿
小出 外記殿 松平新之助殿 練戸權十郎殿
天野丹後守殿 津輕市郎左衛門殿細井助十郎殿
太田備中守殿 六郷 大膳殿 大久保加賀守殿

松平平藏殿

下谷寺方

善立寺 宗源寺 永昌寺 天立寺
幡隨院 但本堂は残り、寺中不殘 廣徳寺

○六月十九日、堂上鷲尾殿以下御蟄居之御方、何事無之御赦免、併鷲尾殿議奏之義は、いまだ勅許無之候、江戸高家衆も何の障なく御赦免之由、

○六月口觸

一、京都町人於長崎 諸色入札いたし買受候節、御當地糸割符年寄請合證文、長崎奉行所へ指出し候に付、當地より長崎へ罷越候町人共、糸割符年寄共へ相届、請合手形指出し可被下旨、前方觸知申候處、近年不届新規に罷下り候者共在之由之條、彌前觸之通相守、長崎商賣人は勿論商賣不仕、罷下り候もの共も紛敷、其上自然長崎において出入等在之節、年寄共支配に預る事候條、商賣不仕外用事候にて下り候者共は、用事之品年寄共へ相届け、證文指出し罷下り候様に可觸知者也、

○三條五條橋下、敷石水請水控き蛇籠破損御修覆、加茂川筋今出川下る所東側、蛇籠破損御修覆、

右之通入札在之候間、明十四日より綾小路通新町西へ入町、角倉甚平宅へ家持受人召連參、根帳寫取、來る廿四日四ツ時、安房屋敷にて札披候間、望の賣人共へ可觸者也、

○去る六月十二日夕立の節、大津へ雷落つ、其家の内に麝香の臍の如き物あり、其香芬郁たり、或人の云、此の事所々に有り、雷囊と號する物にて、藥種に用て功能ある由也、大津の落たるは何物ぞ、其の眞偽不詳、雷の落たる跡に必かたりまりたるものありと也、

○七月二日夜八ツ時、川勝寺村四軒燒亡、

○六月十九日、檢校涼平家之次第、

網引 職 權太 檢校
延喜聖代 久山 檢校
小松教訓 藤富 檢校
城南離宮 喜多井 檢校
千手 宮原 檢校
月見 濱岡 檢校

○七月九日町代口觸、
一、甚之丞と申年比廿八九歳之男、昨八日より町内に

居申候は、致三吟味、早々召連罷出候様に被三仰付一候、以上、

○七月十三日、晝八ツ時夕立大雷、京地廿ヶ所へ落、仙洞御所、新院御所、二條御城内、所司代下の御屋敷へ五ヶ所、足輕小頭一人死、智恵光寺の長者町上る町同家へ二ヶ所、寺町二條下る町佛師の土藏へ一ヶ所、寺町廬山寺の向へ一ヶ所、室町押小路下る町井筒やへ一ヶ所、四條富小路西へ入町松屋土藏へ一ヶ所、木や町松原下る町車やへ一ヶ所、蒔子賣一人死、西の七條一ヶ所二條河原へ一ヶ所、妙満寺の墓所へ一ヶ所、其外聚樂邊へは大分に落申候、

○七月十六日、水野和泉守殿江戸下向、
○四條河原にて、孔雀鸚鵡錦雞音呼鳥等の見せ物有り、近年久敷生類の見世物御制禁の所、當年に至て御赦免故記之、

○七月十七日夜五ツ時分、大坂高麗橋にて妻敵打在之、双方共に雲州松平出羽守殿御家中、

妻敵 近習中小姓 池田 文次年廿四歳、
女 正井宗味妻 正井 宗味四十八歳、
實夫 茶役 正井 宗味四十八歳、

とよ親 小林幸左衛門
幸左衛門子 同 彌市 郎年廿四歳、
弟 鐵太郎 年十一歳、
宗味子三人 姉 よそ年八歳、
妹 よそ年八歳、

右は文次とよ兩人、六月八日に國元を欠落仕候て、同廿三日に大坂へ着、宗味は六月廿七日に江戸發足、七月十三日に大坂御奉行所へ相斷、同十七日討之、小林彌市郎義兩人の非道を怒り、宗味をすゝめて大坂へ同道仕、文次旅宿を尋出し、兩人をそびき欺き、方人顔して宗味らねらふ由を申、今夜の中に大坂をひらき、京都へもかくれ可申かと諫む、兩人實と心得、高麗橋迄出る處を宗味待かけ討之、文次が衣類は越後ちよみの帷子染紋有、紫縮緬の帯、疵は大小十二ヶ所、とよ衣類はきぬちよみ帷子、墨繪秋のもやう、上帶墨じゆす、下帶白ちりめん、疵一ヶ所けさざり、宗味は足に一ヶ所疵有、是は文次がとよめをさし候時に、下よりなぐり候疵之由、彌市義は兼て助太刀不レ叶故に、相果候を見て直に國元へ歸り候、鐵太郎は朋輩の玉井銀次預り置、姉妹は祖父小林幸左衛門預

大坂御檢使、小川甚左衛門殿、寺西市郎左衛門殿、
宗味大坂旅宿天満老松町升屋伊右衛門、

文次大坂旅宿本町糸屋町紀國や惣次郎、

宗味義大坂御奉行所より、出羽守殿大坂御屋敷留主居方へ引取候様に被三仰付一候へ共、少々様子在之由にて承引無之、故に暫之内旅宿の町中へ御預け之由、文次とよ兩人の死骸は、一所に濱の寺へ埋む、以上、

○七月廿日口觸、

一、火之元之義前々相觸候得共、彌無三油斷可三念入一候、且又頃日投火いたし候者共も在之候間、隨分心を付、胡亂なる者候は、召捕可レ被レ出旨、洛中洛外町裏借屋等迄可三觸知者也、

○七月廿一日、斬罪者二人あり、兩人共殺害人、

○七月廿六日、公方様深川小名木川と申邊へ御成、御道筋常磐橋より兩替町、室町二丁目内一丁目、本舟町小あみ町通、永代橋より御船に被レ召候、但永代橋より御船に被レ召候は還御之由也、

○七月十三日七ツ時、蝕皆盡、此事曆になし故に記

○八月十三日夜五ツ時、麩屋町三條下る町、玉やの裏練物小屋より出火、暫時に靜る、

○八月十五日朝より雨降候て、夜に入七ツ時より風雨甚敷罷成、ふしぶき強く屋根壁損し申候、翌十六日晝九ツに止む、加茂川桂川淀橋本木津川邊水大分出申候、同七ツ時地震、同夜七ツ月蝕七分、

○八月廿六日、禁裡院中へ江戸より御献上之初鮭京着、わくざし二荷早追ひにて来る、例年は御所司代御持參献上在之候へ共、當年は在府故に、町御奉行安房守殿御持參被レ成候由、禁裡にて鮭の片身をき取、其跡を又々江戸へ被レ遣候古實也、

○長崎着岸の商賣唐船の事、先年員數御極め在之候へ共、當年に至て其事相止候、今年は六十二三艘餘も入津可レ仕之様子候へ共、頃日迄稍く三艘着岸仕候由、

○八月十九日より九月十九日迄卅日の間、眞如堂稻荷明神開帳、本堂にて靈寶種々開帳、本堂奉加之爲也、
○八月十五日、江戸道中美濃尾張路より雨ふり、夜中

不レ止、辰刻より午刻迄辰巳大風にて、町々屋根吹破り、所々小屋掛け吹つぶし、午未の刻未申に風替り、是又大風にて所々破損仕候、岡崎邊の松の並木、百年以來在レ之とも大风吹倒申候、此外いせの邊も大風にて候、大坂はさのみ風吹不レ申候、依レ之江戸道中洪水甚敷、飛脚等通ひ一切無レ之候、

○九月朔日より、京都常火消市橋下總守殿上京、江州寺一萬八千石

○松平丹波守光熙病死、山州淀城主、七萬石、

○淀八幡邊川筋御奉行として、稻生次郎左衛門殿千石五百石此外御小人御目付御勘定方御代官衆上京、

○九月十二日の夜より雨降り、十三日夜雷鳴候、大坂の近邊伊勢路雷甚敷、所々へ落申候、雨は廿日の夜迄は晝夜不レ止降候、廿日の夜に入雨初て晴候、同夜八ツの比に油小路通五條上る町麴屋出火、裏の素麵小屋一ヶ所焼失、瓦葺十疊敷程の粉を引小屋也、

○九月廿日觸狀、

町人躰之者 嘉平次人相

一、年卅六七、少ふどりじ、せい中位、うすいも有、顔四角、あからがほ、いろ薄黒く、中び

ん、さかやきあつく、ものいひさつま言葉、

右之者居住不レ相知候、遂ニ吟味ニ之義在レ之候、町々裏借屋等迄吟味致、疑敷もの在此之候は、人違にて不レ苦候條、捕置早速可ニ申出ニ事、

○當年菊の會、九月十七日双林寺、是より毎日所々に在レ之、廿五日北野東光寺大會、廿七日丸山尾阿彌大會、廿六日双林寺閑阿彌大會、

○九月十八日、阿部豊後守殿御老中御役御免、武州忍城主十萬石

○九月廿七日、禁裡菊の御能在レ之、番組、繪馬、朝長、江口、紅葉狩、六浦、枕慈童、自然居士、行家、須磨源氏鶴龜、未廣うり、通圓、無布施經、茶子鹽梅、三人片輪、松脂、

○九月觸狀、

一、新町通二條上る町宗甫借屋澤屋又七、廿六歳

綾小路室町東へ入町百足屋次兵衛借屋

伽羅油屋藤四郎三十五歳計

建仁寺新門前西御門町伊勢屋次左衛門店

平野屋次郎兵衛方に居申候市右衛門三十計重兵衛廿七計

右四人之者遂ニ吟味ニ候義在レ之候處、當二月以來居所

不レ相知候町々裏借屋等迄吟味いたし、右年比にて

出所不レ鏡成ニ者店借り、又は宿いたし候は、人違にて不レ苦候條、押置早速可ニ申出ニ候、且又右者共と兼て近付にて、可レ參方之手筋心當り之存寄も候はば、其わけ有躰に書付可ニ申出ニ候、若隱置後日に令ニ露顯等一おいては、年寄家主等迄可レ爲ニ曲事ニ旨、洛中洛外へ急度可ニ觸知ニ者也、

○今度佐竹右京大夫殿御家中私曲の義在レ之に付、右京大夫殿より被ニ仰付ニ候、

遠慮 高九千石 戸村十太夫

本知之外五千石は與力知行、并に郷侍三百人被ニ附置候、右十太夫義十年以來家老役御頼之處、今度役義被ニ召上ニ遠慮被ニ仰付、

隱居 高千三百石 小野崎權太夫

御三代之家老職之所、役義被ニ召上ニ隱居、

遠慮 高五百石 寺島彌右衛門

同 同四百石 根元庄右衛門

閉門 同三百石 茂呂喜左衛門

右三人元々役之所、役義被ニ召上ニ候、

今度家老職御頼御客分高三千石 宇都宮帶刀

家老番頭御頼

高千五百石大越十郎兵衛

五百石御加増被レ下、五百石御役料、本知共都合二千五百石被レ下、

家老職右之外御用掛り之分 佐竹主計

同 將監

同 淡路

同 六郎

右之通御家中今度改め被ニ仰渡ニ候、以上、

○十月六日晝七ツ前、少々時雨降りて大雷一聲、

○十月五日晝巳刻、江戸中橋上榎町より出火、南大工町、かち町、桶町南新道川端切に焼、未の刻火留る、凡二町に四町程、

○十月廿二日巳刻、眞如堂上棟供養、

○十月廿二日夜七ツ時、鳥羽の近在どうの森村十軒焼亡、

○去る八月十五日、江戸近國大風吹候に付、御城内殊外破損仕候、二の御丸御修復被ニ仰出ニ候由、松平甲斐守殿、

○十月口觸、

一、唐阿蘭陀糸端物の義、長崎問屋其方へ請込、分け糸屋巻物屋共へ相渡、それ〴〵の商賣人へ賣出し候付、右問屋共其外他所において、唐糸端物買取申間敷之旨、西陣分け糸屋室町巻物屋共へ、前方度々申渡有之處、致違背、他所買仕もの粗有之由相聞へ不届に候、西陣分糸屋室町巻物屋、惣て右之類商賣人共、彌以前々申渡候通相守、是迄有來通糸端物之類、分け糸屋巻物屋は長崎問屋より買請、夫々之商賣人へ賣渡し候様に仕、他所買堅仕間敷候、向後若京都長崎問屋之外、大坂堺其外他所にて、唐阿蘭陀糸端物買請、出所不體紛敷糸端物取揃の段於露顯者、急度曲事に可申付旨、洛中并洛外町續へ可觸知者也、已上、

○女切手之寫、

一、女一人今切御關所無相違、通可被申候、松平周防守家來渡部十兵衛姪、從石見國濱田江戶へ引越候、周防守家來竹中平左衛門依斷如此に候、以上、

年號月日

所司印

今切御關所女改中

○十一月三日、水野和泉守殿江戶發足、居城參州岡崎

に三日逗留、同十六日京着、

○十一月十三日觸狀、

一、富停止の旨前方度々相觸候處、於今不_二相止_一候由、且又商賣に事よせ、小判市藥種市米市等致候様に粗相聞へ候、向後左様の義堅仕間敷事、

一、金銀相場不埒成儀在_レ之様に相聞へ候、兩替仲間の者急度可_二申合_一事、

一、町方端々にかくし遊女在_レ之由相聞へ候、堅左様の儀仕間敷事、

右之類の者自今以後於_レ在_レ之は、本人は不_レ及_レ申、年寄五人組迄可_レ爲_二曲事_一旨、洛中洛外へ可觸知者也、

一、火之元の義比日も相觸候通、町中無_二油斷_一彌念入候様に、洛中洛外可觸知者也、

一、水野和泉守殿來る十六日比御上京之由にて、前々御老中方御上京之節之通、諸事可_二相心得_一候旨、洛中洛外町中并寺社方へ可觸知者也、以上、

○十一月十六日夜九ツ時、一條寺村六軒焼亡、

○十一月十六日夜九ツ時、二條寺村六軒焼亡、

○去る寶永四年十月四日、關東筋大地震在_レ之に付、

仙洞御所御祈禱被_二仰付_一候、御禮之奉書之寫、

今度當地其地震に付、去る十三日、從_二仙洞御所_一於_二内侍所_一御千度祓、同社前御庭にて千度樂被_二仰付_一候、及_二言上_一候處、思召之程御感悅不_レ斜被_レ遊、御頂戴候此由宜_レ有_二奏達_一候、恐惶謹言、

十一月十八日

御老中御名

松平紀伊守殿

○去る寶永六年三月十三日、安井御門跡前大僧正道怒、南都東大寺大佛殿堂供養の時、爲_二御寺務の間_一御下向行列、(付省略)

○十一月十四日、伊勢山田岩淵邊より出火、申刻より翌卯之刻迄燒、殊外大火之由、

○同廿一日、水野和泉守殿、大坂并南都諸堂燒跡巡見として下向、

○當月七日明け六ツ時、將軍家隅田川邊へ御鷹狩御成、本町御通被_レ遊候、御馬上、暮六ツ過還御、

○同十一日、御城之外郭御上覽として御出馬、

○十二月廿日觸、

一、來る廿八日比、松平伊賀守殿御上京之由に候間、前々御所司御迎に罷出候輩、彌御着の日限承合、先例

の場所へ可_二罷出_一候旨、京都町人共へ可_レ令_二觸知_一者也、

一、松平伊賀守殿御上京の以後、寺社町方諸禮之事日限極め、重て可_二申觸_一候條、夫迄は罷出間敷候間、洛中洛外寺社并町中へ可_二相觸_一者也、

○十一月十五日巳の刻、江戸本庄回向院邊より出火、折節風強く大火に罷成、深川靈岸寺同寺中類焼、八幡迄燒申候、

○同廿二日巳の刻、華堂觀音堂上棟供養、

○久世村市兵衛行跡之寫、

一、山城國久世郡久世村と云處に、鍋釜の鑄掛を家業とする市兵衛と云者あり、生國は肥前國の者にて、此村に十年計獨身にて住す、身には木綿の單物一二つ着し、夏冬晝夜是より外には、唯釜一つと酒徳利とを所持す、天性酒を嗜む、鍋鑄掛の賃錢をこれば、店屋の餅酒を買て食す、賃錢なければ五三日も食せず、人酒食を與れば更に不_レ受、繩帶をし髪を藁にて結び、古き物をかづき毛頭世上のか、はりなし、外よりは狂人乞食の如く見へたり、當三月六日隣家の友達に木履屋あり、此の者を呼で曰、年來の惡意難_レ忘、我は

此度往生す、此の釜を代成し酒を求給れと云て、兩人諸共に酒を呑で快く念佛す、辭世の和歌に、

我宿は御町の物となりぬらん

跡をばまもる子をばもたねば

鍋釜のふたへ世をば渡り來て

しづかに歸る死手の道哉

翌七日昨日の餘り酒を呑、徳利に向て教訓して云、汝有レ口無レ耳雖レ不可レ聞ニ我言、共に往生せよと云て、撞木を以て扣き坐して、頻に念佛して徳利を破碎す、末期詠歌二首、

我すけるの御酒機嫌で心よく

死手の山路をよい／＼よいや

年月の願はこれぞなむあみだ

あらありがたの徳利往生

念佛三昧に入て來迎を拜し、如レ眠息絶たり、顔に有ニ喜色、行年五十一歳、同處淨土宗萬福寺へ葬る、戒名淨清信士と云、右の萬福寺は百萬遍智恩寺の末寺にて、九月廿五日淨清の姿を繪に寫し捧ぐ、則ち寶贊をし玉ふと云、後日に人々立合、居室の壁を見れば、自筆の語と歌とあり、

省ニ吾身ニ能不レ異ニ之食、飲食在レ地養ニ五體、二男亦是予舊宅、日月白眼看ニ又窓、樂餘身脫既過レ意、誰恐耻レ誰愁悲、嗚呼世皆其愚哉、

罪科はかきてつもらじ鍋のすみ

拂て跡は塵も残らず

呑酒は死手の山路の道のつれ

獨り行くとは誰かいふらん

○十一月廿四日、町代口上、

一、松平伊賀守様來る廿八日御上着被レ爲レ成候、因レ玆町々之年寄先例之通、山科御廟野迄御迎に罷越候様被ニ仰付候、尤前夜右場所此方共宿へ御越可レ有ニ御座候、已上、

○同廿六日口觸、

一、明廿七日水野和泉守殿、永井文九郎殿屋敷へ御引移候、就レ夫寺社町人の御見舞に罷出候義、可レ爲ニ無用候、此旨可ニ申觸候、以上、

一、森川出羽守殿御事、若御老中御役御免之由、當月初がたに被ニ仰出候、在所上總御弓一萬石、

○十一月廿六日晝四ツ時、上賀茂百姓の家より出火、家數百十六軒焼失、火元共に百十七軒、折節西風甚

敷、御菩薩池村へ飛火仕、百姓家六軒、小屋二軒、土藏四軒、寺一軒、地藏堂一軒、合て六十八軒焼失、

○同廿七日、晝後より日暮に至て大雪降り、厚さ六七寸に餘る、今夕町中年寄御廟野へ御迎に出す、

○同廿八日五ツ時半、松平伊賀守殿入京行列、(○行列付省略)

○十二月朔日、小野聖廟において赤柏の御神事、在レ之、十一月朔日は青柏の御神事といふ由也、右之御神事は將軍家より被ニ仰出候、五月晦日枯柏御神事、今年は三ヶ度有レ之、

○同三日、水野和泉守殿、松平伊賀守殿、御同伴にて參内院參、堂上方諸御禮、

○同日七ツ時、伏見六地藏六十軒焼失、

○同夜八ツ過、今出川寺町西へ入、二條殿裏町出火、二軒焼失、

○同五日、水野和泉守殿江戸下向、

○去る八月十五日、岩清水放生大會、堂上御勤役、

上卿、西園寺大納言藤原致季卿、參議、桑原宰相、式部

權大輔藤原長義卿、辨、裏松左中辨藤原益光朝臣、次

將、難波左近衛中將藤原宗建朝臣、松木右近衛少將

藤原家彌朝臣、殿上上卿、轉法輪新大納言藤原公充

卿、奉行、櫛笥頭中將藤原隆成朝臣、宣命使、前波内藏

助、傳奏名代、河端安藝守藤原景福、地下、外記、史、官掌、召使、左右兵衛尉、大左馬寮、樂人、社務、善法寺法印秀清、田中權僧正宗清、新善法寺權少僧都祐清、已上、

○例年霜月廿五日、曇花院様にて抹香佛開帳、朝五ツ時より九ツ時迄、諸人拜見被ニ仰出候、

○十二月四日觸、

一、寒氣向其上風立候間、火之元之儀先達ても相觸候通、町々裏借屋等迄無ニ油斷ニ念入候様に、洛中洛外へ可ニ相觸ニ者也、

一、新町通二條上る町、吉野や宗甫店澤屋又七、年三

十六、せい中男、やせしし少かたかり、顔かみはり、ほうすはり、鼻筋おし通り、中鼻、口も少少ひろく、齒白く、顔色淺黒く、眉毛あつく、二かわ目にて、さかやきあつく、但中びん、ひたひきわきつぱりといいたし申候、物い、京言葉、紋所丸の内に花菱、

一、綾小路通室町東へ入町、百足屋次兵衛店伽羅油屋

藤四郎、卅五六歳、せいたいていより少高く、やせじ、顔おも長、いろ淺黒く、右之目尻しつれあり、月代厚く、右之びんけはげ有レ之、物いひ京言葉、紋所丸の内

かたばみ、

一、建仁寺町新門前西御町、いせや次右衛門店平野屋次郎兵衛方居候市右衛門、廿歳計、せい大體より少高く、顔おも長、鼻筋押通り、いろ黒く、目はりたいてい、びん中びん、

一、右同人方居候十郎兵衛、廿七八歳、せい中男、顔丸がほ、ほうさき少赤く、めはりたいてい、びん中びん、物いひ江戸言葉の様なまりあり、

右四人之者詮儀之事有之候處、當六月以來致欠落居所不相知候、右書付之通之者於有之は、人違候ても不苦候條、捕之早速可召來候、若隱置後日脇より顯れ候は、可爲曲事之旨、洛中洛外へ可觸知者也、

○同五日觸狀、

一、十二月十一日、本寺本社、

一、同十二日、末寺末社、

一、同十三日、連歌師、本阿彌、後藤、狩野、銀座、朱座、吳服所、御爲替之者、古筆、長崎系割符、御用達諸職人、

一、同十八日、醫師、所々中惣代、京都根生町人、諸大名用達町人、上下京地役、河原大佛邊地役、傾城町年寄、

一、同十九日、御茶師、檢校職、并十老、

右日限松平伊賀守殿へ、朝六ツ時より五ツ時迄之内出禮可之候、但町方の義は、茶屋四郎二郎方へ可承合旨可申觸事、

一、十二月七日、堂上方より松平伊賀守殿へ御賀禮に御越被遊候、各烏帽子直衣狩衣にて、作り太刀、二腰、馬代銀一枚づ、被進條、尤雜掌先達持參被仕候、

○同十日夜九ツ過、上嵯峨四十軒餘燒亡、竈數八十餘、

○同十二日觸、

一、十二月十三日、連歌師、本阿彌、後藤、狩野、銀座、朱座、吳服所、御爲替之者、古筆、長崎系割符年寄、御用達諸職人、

右之分、明十三日松平伊賀守殿へ出禮候様に相觸候處に、御用有之候間、明日出禮指控へ可申候、追て日限可申觸候事、已上、

○十二月十二日夜、内侍所御神樂有之、例年被行候へ共、吉日を撰られ候故に、日限不定に候、

○同四日朝七ツ時に、將軍家萬西小松川邊へ御鷹狩に御發駕、同日七ツ時分還御、

○同八日九日、江戸地震甚敷御座候由、

○同七日、松平伊賀守殿にて、伏見御奉行石河備中守殿へ被仰渡候、其元參府の事願之通被仰付候間、用意調次第下向可有候、備中守殿御返答に、年内無餘日候間、明春下向可仕候由被申上、其段は勝手次第と被仰出候間、其元役所之勝手に可被致候由、伊賀守殿被仰渡候、

○伏見町中に往古より門木戸無之、此度新規に五十六ヶ所門木戸立可申候由、此度從江戸被仰付候、尤拜借銀被仰付候間、右之上納二年に指上げ候様に被仰渡候、水野和泉守殿御見分有之候、

○十二月十一日、松平伊賀守殿より堂上方へ使者御返禮、十二月十三日御所方御廻り、宰相以上御太刀馬代銀三枚づ、殿上人御太刀馬代銀二枚づ、

○十二月廿二日、連歌師、本阿彌、後藤、狩野、銀座、朱座、吳服所、御爲替之者、古筆、長崎系割符年寄、御用達諸職人、

右之輩當十三日、松平伊賀守殿へ出禮之等候處、御用

在之指延し、依之來る廿二日出禮の等候間、朝六ツ時より五ツ時迄之内可罷出旨可申觸之事、

右之外出禮之義は、最初相觸候日限之通相違無之事、

○江戸火事之書付、

一、十二月十二日夜丑之刻、江戸神田横大工町より出火、三河町一丁目二丁目三丁目、鎌倉河岸一丁目二丁目、松下町、白銀町一丁目二丁目、金吹町、石町一丁目二丁目、尤通町の方は廿軒程残り、本町一丁目二丁目、尤角北側残り、通り町の方は四軒程残り、南側大黒や九左衛門店西隣迄焼、兩替町、駿河町、三井兩替店西隣迄焼、さや町不殘焼、品川町は通町より四五軒と、釘店北側やけ南側残り、品川町の川岸不殘やけ、同七ツ時にどまる、北風也、凡長十町程に幅二町程、町数は四十町餘程也、

○十二月十二日夜、内侍所臨時御神樂

本拍子 東園前大納言從二位基長卿

末拍子 基雄朝臣持明院左中將

付哥 鷺尾前大納言從二位隆長卿

刑部卿水無瀬正三位氏孝卿

重孝朝臣庭田右中將

隆成備前左中將

俊宗朝臣綾小路右中將

隆兼朝臣備前左少將

基幸石野侍從

秀藤朝臣四辻左少將

德光朝臣北小路中務大輔

康致朝臣堀川中務權大輔

國廣朝臣園崎左衛門佐

兼前山井侍從

重貞富小路右京大夫

範昌長谷侍從

源藏人氏藏人

御服

藤大納言正二位廣幡豐忠卿

坊城大納言權大納言二位俊清卿

○松平伊賀守殿上京に付、堂上御廻狀之寫

松平伊州へ爲嘉儀一行向之事、來る六月七日巳刻より未刻迄之内御越可_レ在之候、次へも御達し可_レ被_レ成候、以上、
十二月日

諸家雜掌中

兩傳雜掌

○享保三戊戌曆、元日晴天諸州泰平、

一、正月三日晝、江州膳所中大手の向ひ、武家町出火、五六軒焼亡畢、

○正月九日口觸覺、

一、古手屋庄兵衛と申者在_レ之候は、申出候様に、洛中洛外裏借屋等迄可_レ相觸_レ候事、

右之通被_レ仰出_レ候間、町内吟味致、有無之返事明後十一日迄可_レ在_レ之候、以上、

○極月廿七日、江戸大火之覺、

一、去る極月廿七日夜子の刻過、江戸四ッ谷大木戸舟板横町と申所より出火、西北風強く候へ共、二三町程焼失仕て静謐、暫時有て牛込山伏町より出火、西北風日夜吹詰、市谷八幡尾州五段長屋の下通り焼貫、夫より堀を越へ見付へ移り、番町大分焼失、麴町三丁目四丁目、永田馬場外櫻田御屋敷方焼失、廿八日申の刻には火口六七ヶ所になり、虎の門外あたごの下の方藪小路増上寺、北の方より海手の方へ燒貫申候、松平出羽守殿御屋敷、同陸奥守殿海手の御屋敷、諏訪肥後守

殿御屋敷、此外諸旗元衆の屋敷は數不_レ知、増上寺の小門一ヶ所、所化寮八十軒、塔中三軒、凡幅一里程に長さ四里程、夜明方に火留る、

○極月廿九日より翌朔日迄、讃岐國高松の城下大火、武家町人屋敷八十町餘類焼、百姓の家數不_レ知、御城は無_レ別條、外郭は少々火かゝり申候由、

○正月十一日夜五ッ過、淀の城下出火、同心足輕屋敷四五十軒程類焼、

○同十三日、松平伊賀守殿、西町御奉行へ年頭の嘉儀に御越、

○去る極月廿八日夜、上嵯峨角倉酒屋より二町程西の方九軒焼亡、此外下嵯峨も餘程焼失、

○正月三日、松平伊賀守殿參内、年始之御祝義、

一、同六日、堂上は年始の御祝義御禮として、御廻り被_レ遊候、

一、同廿一日、御召に依て參内、松平伊賀守殿、

一、同廿八日、上使島山下總守殿參内、諸司御同道、

一、同日華堂觀音入佛、依_レ之五十日之内開帳、
○二月御世替に付、堂上方江戸へ御下向、
式部卿宮 前殿下 廣幡殿 花山院殿

西園寺宮 菊亭殿 兩傳奏 院使梅小路

右之内兩傳奏院使は、年頭御祝義之勅使也、堂上方御家領輕き方には、江府御下向御心遣に可_レ在_レ之と思召候に付、御家領三百石以下は御下向無_レ之様に被_レ仰出_レ候、御家領御朱印は、御下向の御家へ一同に可_レ被_レ遣候由也、

○二月十一日、秀宮様御元服、閑院宮御諱は直仁親王と奉_レ稱也、

○同十三日、一條香公左大將拜賀、

○十二日、阿蘭陀人町御奉行衆へ御禮、

カピタン キリスティアンフレイハルロ、卅一歳
外科 ハアントスハルト四十五歳
筆者 ホウレススヒモニス

御所司屋敷へ進上、段子三本、羅紗二間、尺長大かい

き二反、尺長島大かいき三端、珍陀酒一徳利、
町御奉行衆へ進上、尺長辨柄島三端、尺長大かいき二端、尺長島大かいき二端、尺長鷹羽島二端、珍陀酒一徳利、以上、

通詞 名村八左衛門
岩瀧徳兵衛

○閑院宮様御元服之日、御囃子番組、

參内の御跡にて小誦四海波、高砂、東北、養老、狂言三番、仕舞十五番、還御之後に羽衣、梅が枝、三輪、声菊、亂、是は何も仕舞、狂言四番、

○二月十六日觸、

一、御廻り目付衆被_レ召連候訴人、此度御停止被_レ遊候間、右之類に似せ、此以後明方致_レ徘徊候は_レ可_レ訴出候旨、我等共に被_レ仰渡、町々へ知らせ置候様に被_レ仰付候間、左様に可_レ被_レ相心得候、已上、

一、城州木津川堤御修覆在_レ之候間、入札望之者は家持請人召連、來る十八日十九日兩日之内、稻生次郎左衛門八幡宿坊へ罷越、注文寫取可_レ申旨可_レ相觸_レ者也、以上、

○二月十七日被_レ仰渡、有章院殿御三回忌に付、堂上方江戸御發駕、四月十一日比之由、

妙法院様御着座無之、

勅使 久我前内府通誠卿

院使 西園寺大納言致季卿

女院使 石井宰相行康卿

殿上人 大宮中將公央朝臣

中園中將季顯朝臣

慈光寺源藏人

○二月十九日、曇華院様御得道、

勅使 阿野中納言公絹卿

着座 松木儀同三司宗顯卿

鷺尾大納言澄長卿

外山中納言光顯卿

清岡侍從致長朝臣

此外御出席之公卿不_レ及_レ記

經宮御預り

故御着座、

○二月十八日、西本願寺江戸下向、同十九日、伏見宮様江戸下向、同廿日、廣幡殿、花山院殿、吉田二位殿、

○同日より和泉式部七百年忌に付、誠心院にて式部の木像其外開帳、依_レ之誓願寺塔中真如菴觀音、同長金寺の一言觀音、同虎樂師開帳、

○廿一日夜八ッ過、油小路通佛光寺下る町西側、平野屋裏一間に六間之借家一ヶ所燒失、

○二月廿一日、菊亭殿江戸下向、同廿二日、兩傳奏梅小路殿下向、

○二月廿四日より、東山真如堂にて、紀三井寺の觀音開帳、依_レ之門前芝樂師、極樂寺、東北院等の本尊開

帳、

○同廿七日より、楊花の觀音開帳、四月廿八日閉帳、

○同廿八日、京町奉行諏訪肥後守殿江戸下向、朝五ッ時大雷數聲、霞まじりに雨降る、

○三月朔日、京町火消分都隼人正殿上京、江州大溝、二萬石、

○紀州に御座被_レ遊候御母公様、四月中旬江戸へ御發駕、若御老中石川近江守殿御迎に御登り被_レ成候由、

依_レ之京二條御城御番衆百人の内、五十人は取入五十人は伏見に御出御供被_レ爲_レ仰付候、御城の番替り候

由、四月五日より九月迄に相替り候様にこの事、

○三月二日、法皇御所御能有_レ之、當年南都へ保生將監殿役義に相登り、京都在宿仕候付被_レ爲_レ仰付候、

番組、

老松 賴政 松風 紅葉狩 富士大鼓

亂 海士 橋辨慶 鉢木 通小町 祝言

○三月三日より、丸山吉水辨才天、并本堂雨寶童子の像開帳、双林寺慈覺作彌陀如來靈寶等開帳、

○三月八日、知恩院高倉通松原下る長香寺、藤森誓願寺萬日回向開關、十五日各結願、

○淨圓院様今度江戸御下向に付、御迎若御老中、石川

近江守、一萬七千石、同御留主居、朽木周防守、六千御供二條御御先大久保豐前守、五千石、同、御跡、岡野備中守、三千御日鈴木伊兵衛、七百石、木下清兵衛、二千三御徒頭三人御組共、小十人御番頭三人、御組共、表御醫師藤本立泉、八百石、與御外科村山元格、持人、大坂御日付戸川五左衛門、二千、同三枝十兵衛、御賄方石原新十郎、永井三郎右衛門、以上、

○三月二日より、山東獅子ヶ谷大福院不動明王開帳、

○同十三日より、東山長樂寺にて、伊勢朝熊福智圓滿虚空藏開帳、此外靈寶有_レ之、五月三日閉帳、

○三月十二日觸狀、

一、米四千石餘、五畿内、石見越後出羽、

右は大坂御藏米現銀御賣拂入札有_レ之候間、來る十七日朝五ッ時分、玉造御藏へ家持請人召連、米見届、翌

十八日入札披候様に、望の買人共へ可_レ申觸_レ者也、

一、二條通堀川橋懸直しに付、入札有_レ之間、來る十四日より十六日迄之内、上使屋敷へ家持請人召連參、根

帳に寫取、同廿二日右之屋敷にて札披候様に、望之賣

人共へ可_レ申觸_レ者也、以上、

○當二月十六日、檢校積塔平家次第、

綱引、 職 權太 檢校

延喜聖代 三浦 檢校 助音成瀬勾當

嚴島御幸 藤富 檢校

海道下り 久山 檢校

火打合戦 村尾 檢校

城南離宮 久保田 檢校 助音床一座頭

○三月十三日夜五ツ半、山崎圓明寺村十七軒焼失、同

夜九ツ半に、三條通松木町二軒焼亡、同一軒半焼、

○同十五日より廿一日迄、本國寺にて、日朝上人四百

年忌法事有、實は来る亥の正月廿一日なれども、取越

て當月に法事有之、

○同十八日、禁裡御能番組、

翁 養老 實盛 井筒 大蛇 雨月

柏崎 梅枝 狸々 亂 雲雀山 舍利

景清 蟻通 安宅 祝言 岩舟

○三月十六日晝四ツ過、新島九二條上る町、みすや町

針屋の裏手あやまち、火消衆出馬早速静謐、

○同十八日朝五ツ時、御幸町通二條上る町、醬油や手

あやまち有之、

○同日四ツ時、河原町四條上る町、餅屋裏手過有之、
○土屋相模守殿事御老躰故、内々御役事御願被成候
故、此度一萬石御加増にて、御役御免被爲仰付候
へ共、折々は心まかせに御勝手より登城可仕由、是
は御隠居被成何方へも御出無之候は、御病身に
御成可有かと思召ての御事也、尤出仕之節は、今迄
之通惣下馬可仕由也、

○三月七日、當今様御眉なをし爲、御祝義、堂上御同
列に御祝義上る、今日親王方宮方御家門方惣公卿參
内、御吸物九獻出て、爲御祝義、親王方より下は御門
番迄に金子被下、或は黄金二千疋に巻物一本二本、
或は千疋五百疋三百疋二百疋不同有之候、八日には
御隠居之御方、昨日所勞の御方參内、是又昨日の
九獻の御吸物出て、黄金巻絹被下之、

○三月十九日、洛中洛外新地等に、隠し遊女遊せ處在
之由風説に付、百十一町に御玄關迄被召寄、銘々に
向後左様の類仕問敷旨一札御取被成候、尤若老五人
組連判指上げ候、洛中五十三町、洛外新地之分五十八
町、
指上げ申一札之事、

一、當所内に隠し遊女指置、且又遊所等しつらひ置候

様に風説御座候に付、今日被召出御吟味被成候

處、私共町内に隠遊女等しつらひ置候儀、曾て無御

座候旨申上候に付、彌隱遊女并遊所等しつらひ置申

間敷旨被仰付奉畏候、表裏裏借屋共に急度可申

渡候、若此已後被仰付候趣相背、其段露顯仕候は

ば、年寄五人組如何様の曲事にも可被仰付候、爲

後日私ども連判之手形奉指上候處如件、

○三月廿四日、傳奏院使歸京、同廿五日、菊亭殿、廣幡

殿、花山院殿、吉田殿、歸京、

○同廿六日、御仕置者有之、

城州葛野郡雲ヶ畑村

死骸獄門

甚三郎倅

四郎兵衛

一、申閏二月四日入牢、

西四月十七日牢死鹽詰、

此者六軒町大門町下る所小間物や七兵衛、同五辻下

る町糸屋忠兵衛、右二ヶ所へ投火仕候に付、

東寺内升屋權右衛門店

死骸獄門

人形屋治兵衛

一、申十一月五日入牢、

西三月十四日牢死鹽詰、

此者當歳之倅を養子に肝煎可申候由申、吉右衛門方

より鳥目二百文相添請取、右倅を蝸藥師東洞院西へ

入町へ捨候に付、

大佛正面町餅屋平左衛門店

一、申三月廿七日入牢、

洛中引渡し獄門

宗休 八十歳

此者當歳の男子銀四枚相添養子に取、右倅を鳥目一

貫文相添、行衛も不知非人に遣候に付、

堺町二條下る町喜多村利旦下人

一、西二月五日入牢、

洛中引渡し獄門

七助 廿五歳

此者東洞院夷川上る町、用人與右衛門夫婦切殺し申

に付、

高倉通松原下る町みのや長左衛門店

一、午十月十五日入牢、

斬罪

彌兵衛 廿六歳

此者同町升屋三郎兵衛女房に手疵負せ候に付、

柳馬場五條上る二丁目みのや喜兵衛倅

同

六兵衛 卅歲

一、午十一月十八日入牢、

此者養父喜兵衛に手向いたし申に付、

中立賣淨福寺東へ入町

同

淨圓勘當の悴 忠兵衛

一、未七月六日入牢、

此者太秦百姓惣左衛門家へ盗に入、衣類品々盗取申に付、

同

粟田口七軒町近江屋市郎兵衛悴

同

無宿 市兵衛 卅三歲

一、申八月四日入牢、

此者盗仕候に付牢舎之上、出牢立歸り小盗仕候付、

同

千本通三善寺町桶屋次郎左衛門弟

同

半兵衛 卅五歲

此者兄次郎左衛門に手疵負せ候に付、

同

市兵衛 卅一歲

一、申十二月十八日入牢、

此者主人の金銀取込申に付、

同

夷川堀川東へ入町繪屋惣左衛門悴

同

無宿 和休 廿歲

此者師匠清蓮寺の銀盗取、又々清蓮寺へ盗入、佛具品盗取申に付、

丹波龜山三宅町百姓伊兵衛悴

當分姉聳市郎右衛門方に居候

同

小左衛門 卅四歲

一、酉四月朔日入牢、

此者鷹ヶ峯百姓八左衛門方へ盗に入申に付、

西洞院七條上町鍵屋甚吉店

同

つはや傳兵衛四十二歲

此者所々にて盗仕候に付、

同

東寺内中の口鳥羽屋萬右衛門店

一、酉四月十八日入牢、

此者傳八八郎兵衛申合盗仕候に付、

右十四人内 二人死骸獄門、二人引渡し獄門、十人斬罪、以上、

○三月廿八日、御所司松平伊賀守殿、町御奉行山口安房守殿へ御越被遊、御鑿在之、

○同廿九日、伏見宮西本願寺歸京、

○去る享保二年二月、筑前松平肥前守殿領分へ、唐船

入津候に付、關東へ御窺之處、御上使渡邊外記殿御下向、追拂候様に御下知被仰下、海陸之備小船頭鯨船左右一艘づ、二十丁立不足頂大目付、船平頭目附、中船頭五十石小早、陸目附六十小早、矢倉設鯨船、抱大筒役鯨船、十八艘跡備、目付伊賀右衛門、石井三郎左衛門、石火矢役津田武右衛門、太田宅左衛門、西河勘兵衛、福屋長藏、足輕頭梶原源三郎、三木孫六、吉田瀨平、横六郎左衛門、高屋市作、卅八丁立三艘、卅六丁二艘、卅四丁立、卅二丁立、四十丁立二艘、四十二丁立小船十双、再廻役熊澤十郎左衛門、四十四丁立四十二立小早、鐵炮大頭竹中傳右衛門、五十丁立六丁立小早、不足頭久野善右衛門、四十丁立四丁立小早、目附田中源五右衛門、卅六丁立、船手頭宮本傳太夫、四十八丁立、使番鯨船、矢倉役鯨船、小舟頭二十丁立、大目付喜田村彌次兵衛、五十丁立使船、六丁立小早、陸目付六丁小早、使番大川平作、二十丁立四十二丁立、左右一雙づ、黒田美作、五十六丁立六十、小早廿六丁立、鯨船四十石船、卅石小早、是迄備家老黒田美作、鐵炮大將竹中傳右衛門、大目付喜田村彌次兵衛、御用聞三好甚左衛門、馬廻頭熊澤七郎左衛門、小足頭久野善右衛

門、舟手頭宮本傳太夫、浦奉行大濱次兵衛、同斷澤木五郎左衛門、使番大川平作、同小川孫市、祐筆山田次右衛門、祐筆帆足萬兵衛、大組伊藤代右衛門、持筒頭細江安右衛門、目付田中源五右衛門、本道鶴原道實、外科常江道營、儒者櫛田平次、舟平方美和次兵衛、徒目付筒井彌七、徒目付筒井六三郎、同三和權左衛門、抱大筒打五十人、火矢役十人、郡代宮川左太夫、足輕百五十人、足輕頭十人、足輕頭梶原源三郎、三木孫六、吉田瀨兵衛、濱太郎左衛門、高屋太作、抱大筒打林又右衛門、飼竹彌右衛門、若松甚太夫、里宮勘太夫、森島左平太、村上藤九郎、有田幸太夫、林角左衛門、若林治兵衛、火矢打津田武右衛門、同甚太夫、津田十左衛門、同傳左衛門、石井三郎左衛門、吉住幸左衛門、花枝加左衛門、同半十郎、太田宅左衛門、西河勘兵衛、福島兵藏、同善之丞、安部孫七、横田惣十郎、加山八三郎、太田空之助、弟子厚田佐七、小田十三郎、開小七、西河勘兵衛、弟子吉田彌平次、岡村孫兵衛、國吉善八、福島兵藏、弟子高屋宇平太、中田武右衛門、弟子有村八次郎、吉田八之丞、村上團市悴村上甚藏、隅田一左衛門、弟子岩瀬久左衛門、御上使渡部外記殿、

かゝり役伊藤代右衛門、三好甚左衛門、大鹽次兵衛、筑紫次郎左衛門、宮川佐太夫、木金藤兵衛、

かゝり火

十九ヶ所 脇田浦より田塚之間

二十ヶ所 塚より千屋崎之間

十三ヶ所 なごや崎より戸端之間

七ヶ所 若松之間

十八ヶ所 修多羅より小田崎之間

十一ヶ所 小田崎より小石村之間

十ヶ所 小石村より脇浦之間

十九ヶ所 脇浦より脇田浦之間

右百十七ヶ所

島々口へ被_レ遣候人數之覺、

地之島へ 大村六郎 安部孫七

大島へ 目付石松甚平 久沼安左衛門

神谷六三郎 永田三平

柴三宅左衛門

相島へ 目付岡部源大夫 外田兵左衛門

同 彦之進

長崎買物役越知與左衛門 宮河理介

下書 中田忠治

伊藤李大夫

○三月廿八日、日光例幣陣儀定、

上卿 轉法輪新大納言公充卿

奉行職事 頭中將澄成

辨 右中辨光榮

宣命 五條侍從爲範

例幣使 桑原宰相長義卿

同日儀奏勅許 廣橋中納言兼廉卿

○同廿九日、松平伊賀守殿、黒谷へ御詣饗應在_レ之、

○當四月有章院殿御三回忌に付、堂上の御方御下向、

御馳走被_レ爲_レ仰付候大名方、(◎姓名省略)

一、四月廿五日より、萬部始る廿八日終、同廿七日、

於_レ御靈魂屋、習禮有_レ之、高家參集、五月十八日、堂上

御下向之衆一統に上京、四月朔日、日光例幣使桑原三位殿江戸發足、

○同五日夜、草津大火、姥が餅屋の邊より制札場迄兩

側ともに焼、凡二丁餘裏町かけて四町餘、本陣宿屋も

不_レ殘焼失、町數にして八町程、

○同九日、石川近江守殿、朽木周防守殿、伏見へ御着、

○二條御番衆西小屋の方は、中務島を明けさせ御在

宿、東小屋の分は、黒染の町家明させ御在番、

月堂見聞集卷之十

從享保三戊四月 至同四亥四月

○四月五日より、伏見より大坂迄の廻船こまる、

一、四月朔日より、大坂伏見等晝夜自身番、

一、同七日、二條御番頭稻垣長門守殿上京、江州長上、駿州安部入、一萬三千石、

一、同四日、同松平下野守殿上京、駿州安部入、一萬石、

○四月十八日、賀茂葵神事、

奉行 烏丸右中辨光榮朝臣

傳奏 萬里小路中納言尙房卿

近衛使 植松中將雅康朝臣

○四月廿五日、有章院殿三回御忌に付、京都牢獄之者

八人赦、

○同晦日、松平伊賀守殿御父御墓所東山黒谷方丈之

側に御改葬、今日其の式被_レ行_レ之、

○同檢校の職權太、此度職を辭して隱居、二老長谷川

檢校職と成る、五月二日職成之弘め在_レ之、

月堂見聞集卷之九終

○四月廿日申の上刻、江戸石町通小傳馬町二丁目北

側新道より出火、同三丁目迄焼、通小傳馬町二丁目よ

り三丁目迄、大傳馬町二丁目より三丁目迄北側焼貫、

油町、鹽町、横山町三丁目迄、馬喰町一丁目より四丁

目迄、淺草見付残り、伊奈半左衛門殿屋敷焼、岩井町、

柳原岩本町一丁目より三丁目迄、淺草東本願寺御堂

やけ、新寺町同鳥越焼、通り酒井左衛門殿御中屋敷不

殘焼、牢屋は跡やけにて不_レ殘焼、淺草新寺町方へ焼

通り、淺草八幡裏通り俵町筋やけ、見付の外御屋敷も

やけ、其より南風強く吹續き、千壽迄焼貫申候、廿一

日酉の刻に火留る、

○同廿六日晝、江戸南大工町二丁目の裏の町筋より

出火、二町程焼失、金銀引替所の裏は焼け、本宅無_レ別

條、

本願寺本堂は残り寺中計焼、酒井主水殿、本多下總守殿御屋敷焼、新橋見付迄焼、二日の朝五ツ頃火留る、一説此の次ぎにあり、

○五月二日、甘壽寺宰相尙長卿御病死、同三日萬里小路中納言尙房卿の御子息御家督相續御入興、

○同六月、近衛前攝政家熙公の御姫君阿古姫、今度尾張中納言繼友卿へ御入興に付、今日御首途の御祝儀在之、當月十一日頃御發駕之由、

○同日甘壽寺宰相殿、寺町遣迎院へ御葬禮、宰相殿寺町御臨終の節御願に、萬里小路殿御二男養子被遊、直に中納言解任被下候様に、坊城殿を以て奏聞あり、願の通に勅許、

○五月朔日、江戸火事一説、朔日未上刻、江戸中橋五郎兵衛町あづまや甚左衛門と申者より出火仕、西北風にて京橋新橋見付迄不殘焼、夫より本材木町六丁目より八丁目迄焼、三十間堀七丁不殘、北八丁目三丁目迄、南八丁目堀三丁目迄、木挽町不殘、夫より築地奥平大膳殿御屋敷、脇坂淡路守殿御屋敷、其外大名衆御旗本衆小屋敷大分焼失、本願寺御堂は残り、寺中不殘焼、凡そ幅廿町程に長さ百三十三町程の積り

也、

○五月日、攝州高槻城主永井文九郎殿家老深瀬剛右衛門義、不届の義在之候付殺害被三仰付、惣領十六歳二男九歳切腹、末子二歳打首、女房女子等は一門へ御預け被爲成候、

○五月十一日、東山眞如堂本堂成就に付入佛供養、
○同日近衛前攝政殿御姫君阿古姫君、當年十六歳、女尾張中納言殿へ御入興に付、今日午の上刻御所出興、大津御泊り、尾州御迎之面々、富永左門、内藤喜左衛門、佐藤源右衛門、加藤與三兵衛、大橋甚左衛門、大野惣兵衛、朝倉傳右衛門、落合半四郎、淺野治兵衛、水野覺太夫、井上孫右衛門、坂源右衛門、粕谷江右衛門、横井作左衛門、大鹽波右衛門、小川次郎左衛門、高木小兵衛、大鹽九兵衛、佐藤又兵衛、
一、今度御供の女中大上臈、倉橋殿小上臈、高野殿御方遠は藤波二位殿御方へ御入、御首途之日五條天神へ御參詣あり、是れ堂上舊例之由也、

○四月朔日同七日、仙臺の城下大町の邊出火、兩日之類火町數七十三町、竈數三千八百餘、右之内に星孫兵衛と申仁の家一軒無別條、此孫兵衛と申仁、先年仙

臺大火之節、兩度迄四方燒候内に、此の家一軒無恙、平生其身正直者にて、兩親へ孝行深き由を大守聞召、其故に兩度迄火災を遁たるべしとて、町人なれ共扶持米被下、當代は其の惣領の代也、今度も四方皆々類焼の内に、此の仁家一軒無別條之由也、是積善之餘慶たるべしと風説在之、

○五月十二日、眞如堂入佛相濟、今日百味供物法事、

○同日朝六ツ前、山崎鞆岡村十一軒焼失、

○同十四日、日光輪門主御上京、有栖川様御屋敷御旅館、

○同十七日丑刻より、翌朝六ツ時迄、大坂伏見堀と海部堀との間、釧先き町と申所より出火、凡二町程類焼、

○五月廿二日觸狀、

一、前々米高直に隨ひ、諸色直段も高直之由相聞候、此節段々米下直に成候へ共、諸色直段并諸職人手間代雇賃等、曾而下直に無之由に候、惣而御定座職之外、諸商心銘々心次第に賣買可仕之處、御停止を相背申合、仲ヶ間を立直段を極め、人々心次第直段下直に賣買難成様に仕候由、粗相聞へ不届候、彌以人々

心次第に賣買仕、諸直段賃銀等下直に成候様可致候、若諸商人諸職人日雇の者迄頭取致し、其類に申合仲ヶ間を立、直段等相極め候族於在之は、召捕急度曲事に可申付、條、洛中洛外へ可觸知者也、

○五月廿七日夜五ツ時、山崎圓明寺村三軒焼亡、

○五月廿三日、傳奏より堂上へ御觸、

此節御輿洗并祇園會涼中、雜人群集候場所に被越候義、定而面々可有體義候へども、彌以徘徊無之様存候之由、松平伊州申候、爲心得申入候、尤次へも可爲相達候也、

○五月上旬の比、丹後國宮津之海中より出申候胡嶺と云海獸、其形魚の如く獸に似たり、惣身鼠毛腹黒毛長さ九尺三寸、胴の廻り七尺一寸、頭は龜の類の如く、廻り三尺長さ九寸、眼一寸五分、鼻一寸五分、同穴一寸、口四寸五分、牙六枚、齒三十枚、耳一寸六分、上鰭長さ一尺五寸、幅一尺四寸、下鰭長さ二尺四寸幅九寸、凡五つ宛、臍二寸、尾長さ四寸五分、廻り七寸五分、

○五月中旬、北山鷹野川にてとらへ候大鳥、其形惣身黒く背はふとく、平にしてへらの如く、足に水かさ有

り、左右の翹を引延し候に、一間半程有之、名は知れ不申候、

○六月朔日夜八ツ時分、地震餘程強し、

○同二日夜四ツ時、西岡久我村一軒焼失、同九ツ時醒ケ井五條手あやまち在之、兩度共に火消衆出馬、

○同三日、北野天神太々神樂執行す、當年より始之、

○先月丹後宮津之海にてとらへ候胡猿を、所之太守へ献上す、珍敷物也とて馬之障泥に可致と被仰、皮を剥しめらる、胡猿と書てとくと讀り、此の物常の時にはとらへがたし、時々浪に浮んで眠る、此節とらへると也、古歌にもととの晝寝の浪枕とあり、詩經に魚服とあり、

○六月六日口觸、

一、諸社神事之節町方より祭禮に出候者、又は見物之輩、不作法がさつの儀多有之候由相聞へ不届に候、向後神事之節祭禮に出候輩、見物の者ども不作法又はがさつの仕形於有之は、召捕急度曲事に可申付候條、此旨相守候様に、洛中洛外へ可相觸者也、一、堂上三百石以下、關東御代替下向御差除被仰出に付、於京都六月二日三日兩日巳刻より未刻迄、松

平伊賀守殿へ行向禮祝相濟候也、

一、信州小縣郡深井村百姓太郎兵衛妻十九歳、當四月廿七日女子四人一時に安産す、親子ともに無事、右は松平伊賀守殿御領分の由、御屋敷へ申來候、

一、京都諸寺之僧坊に、女を召か、へ置候由相聞候に付、御公儀より御内證之義有之、本寺本山より諸末寺へ御觸あり、比丘尼老女等迄寺内擯逐せらる、

○五月二日信州大雪降る、六月二日大風吹、右之雪風三十年以來無之程甚敷御座候由、

○六月十八日、戌の中刻過、江戸芝濱松町三丁目、西側通町新道通り南角表店より出火、南風少吹風替り、表側裏道新道迄不殘燒、夫より西側西北へ、増上寺中門前通燒、幅二丁程、それより飛火、増上寺所化衆學文所南方二町燒、有馬玄蕃様火消小屋片門前北南残り、同通にて丑刻火留り候、凡そ二町四方程、

○六月廿三日、今度三寶院御門跡房濱僧正、御入峯に付今日參内、供奉之山伏衆二三町程、僧正は鷹司前關白房輔公之御末子也、當年四十八歳、

○七月二日、三寶院御門主御入峰行列、騎馬山伏之分惣騎馬也、乗物歩行は別に斷之、

○去る三月六日、法皇御所にて詩歌當座の御會有之、

右は將軍家御拳の鶴三羽御献上に依て也、

○七月六日、膳所木の下と申處出火、家數四十軒竈數六十餘、

○同十三日朝、寺町通河原町西へ入町北側、堺屋と申紙屋之小屋一ヶ所燒失、

○七月廿二日、京町御奉行諏訪肥後守殿江戸より歸京、

○七月廿六日、死罪人の覺、

一、申八月廿三日入牢、丹波水上郡さの村

勘右衛門 五十七歳

吉兵衛 四十七歳

牢死 吉郎兵衛 鹽漬

右三人共に頭取にて、同村六右衛門妻いし娘むめ兩人をこもに包み、川に流し殺候に付引渡し獄門、三人、

一、未十月廿三日入牢、越前敦賀魚屋庄右衛門伴

此者盜人

庄兵衛 廿三歳

一、酉六月十二日入牢、猪熊出水上る町、

餅屋喜右衛門妻

此者捨子の出入

よし 四十四歳

一、酉七月廿五日入牢、七條通堀川西へ入町、

此者盜人

井筒屋 藤四郎 三十歳

一、酉十月廿六日入牢、大津八町之内下寺町

解死人

按摩取盲人 宗 壽 三十七歳

一、酉十一月十三日入牢、江州北加茂村、

盜人

惣 吉 十九歳

一、戌二月四日入牢、粟田口土居之内町、

捨子出入

近江屋 甚兵衛 四十五歳

一、戌四月十五日入牢、山村孫二郎小者、

盜人

彌之助 二十歳

一、戌六月二日入牢、山科御陵村、

盜人

無宿 藤兵衛 廿七歳

一、同、

盜人

同四の宮村、

一、同、

盜人

無宿 半 七 廿五歳

一、戌五月十八日預け、上長者町淨福寺西へ入町、

解死人

油小路御池下る町、
無宿 藤右衛門 廿五歳
丸屋市兵衛 廿一歳

手疵平癒に付戊七月十九日入牢、

此者茶立女けんご申を突殺候に付右は打捨、

十一人斬罪、

○當月初かた、伏見に死罪者三人あり、一人は黃蘗派之出家、同學之僧庵に忍入老尼を殺し、財寶を盜取候に付磔、残り二人は順禮を殺し、路銀を盗み配分仕候に付獄門、右三人共に伏見領見すと云處にかゝる、伏見も御仕置者四十年以來無之由、故に并記之、

○七月廿六日 八ツ時、地震餘程甚敷候、翌廿七朝七ツ時地震、午後に至て大夕立、今朝の地震はさのみ其敷無之候、昨日の地震は先年の亥の歳以來、是程の事無之候、伏見領は殊に強く、淀の御城も少々破損仕候、東海道筋は處によりて、大小之不同在之候、

○七月九日、禁裡御日出度事有之、

○八月二日被_二仰出_一候、當十月文昭院殿七回御忌關東御下向、但九月下旬御下向之由、勅使、醍醐大納言昭尹卿、院使、園中納言基香卿、女院使、女御使、久世宰相通度卿、殿上人、梅小路左兵衛佐定代、梅園左中將久季、北小路新藏人大江俊在、

○將軍御代替に付、關東下向、近衛右府殿、梶井宮、正

親町一位殿、中院大納言殿、三條西宰相殿、三寶院門跡、舟橋式部少輔殿、萩原民部大輔殿、難波中將殿、飛鳥井少將殿、

右は九月五日御發足之由、以上、

○八月十日夜八ツ時、鞍馬口酒屋ふり出火、竈數廿二三ヶ所燒、

○同十一日、愛宕宮社御修葺成就に付、今日御遷宮、
○同十五日、岩清水放生會、堂上御勤役、上卿、轉法輪前大納言公充卿、參議、久世宰相通夏卿、辨、日野西右少辨兼榮朝臣、次將、壬生左中將藤原俊平朝臣、高丘右中將右京季敦朝臣、殿上上卿、廣幡大納言源豐忠卿、奉行鳥丸頭辨藤原光榮朝臣、宣命使、前波内藏助、傳奏名代、河端安藝守藤原景福、地下役、外記、史、宦掌、召使、左右兵衛尉、右左馬寮、樂人、已上、

○同日三寶院房演大僧正入峯より歸寺、
○同廿一日、京都牢獄の者十一人、隱岐國へ流刑、内一人は女年十三の頃、人にだまされ北野邊の民家に投火を仕候故、六七年以來入牢、木津や四郎兵衛下女つま内男一人ねだれ者、八日市の者、又男一人は天津の者入牢、京都之流罪之便に一所に被_レ遣候、内男八人は丹波氷上郡さの

村六右衛門妻を川へ流し放し者、六七人有之、

○八月町代口上の覺、

一、端々并所々町方に、隠し遊女指置候様に相聞へ候に付、先達而御吟味被_レ遊、彌此以後猥々間敷義無_レ之様に可_レ仕旨被_二仰出_一、證文迄差上置候町々も有_レ之候處、比日又々猥成所々も有_レ之様に御聞及被_レ遊候故、見合次第に御捕御詮議可_レ被_レ成候間、尙以先達而被_二仰出_一候通、急度相守可_レ申旨、我々廿日より申開せ置候様に、被_二仰付_一候に付如_レ斯に候、以上、

○九月十一日、伊勢例幣、上卿廣幡大納言豐忠卿、辨、小川坊城權右少辨俊將朝臣、神祇傳奏正親町大納言公充卿、勅使藤波三位德忠卿、右は吉田へ御參向、奉行鳥丸頭辨光榮卿、少納言五條侍從爲範朝臣、卜部代鈴鹿石見守、

○九月十二日、朝より巽風少々吹候處、八ツ時には風雨強く罷成、後には北しぶき甚敷、夜の五ツ時に止む、廻船破損多し、

○九月十五日觸、

一、三條大橋小橋破損御修復入札有_レ之間、明十六日より中井主水宅へ、家持請人召連參、記根帳仕様帳面

寫_レ之、來る廿二日於_二安房屋敷_一札披候様に、望之買人へ可_二申觸_一者也、

○九月十六日、仙洞御所御無_レ口之御祝義として、御能五番御囃子三番有_レ之、夜に入て福引有、列座七十餘人、取當りたる物をそれ_レに被_レ下、

○九月十一日、水戸中納言綱條卿逝去、

○九月十九日觸、

一、水戸中納言殿去る十一日御逝去に付、今日より來る廿二日迄、日數七日の内鳴物停止の旨、洛中洛外へ可_二相觸_一者也、但普請の義は今明兩日令_二停止_一之事、
一、九月十五日、江戸神田明神の御祭禮、此度鳴物停止無_レ御構、御神事相勤候様に被_二仰出_一候由、
一、九月廿日、建仁寺町夷祭鳴物之構無_レ之想渡り候、併太鼓を打候事は遠慮仕候、

○九月廿二日、大坂新町揚屋茨木屋幸齋、并忰多介籠舍被_レ爲_二仰付_一候、右は幸齋義平生驕つよく、殊に御公儀之地を掠取、はなれ舞臺をかまへ扨仕、諸事不似合おこり者故、今度御吟味有_レ之、御奉行所へ被_二召出_一候所に、病氣之由にて不_レ參、其後御召出有_レ之て、手錠にて御預け、今日家内御關所、太夫三十七人、引船

女郎三十七人、かぶろ三十七人、天神四十二人、かぶろ四十二人、外に端女郎大分之義、

○去る九月十二日の風雨、伊勢路は殊外甚敷、藤堂和泉守殿御領地二ヶ所、高汐にて損亡、東海道筋も所によりて甚敷候、箱根山風雨故損じ、關東御下向の堂上方、近衛右府殿、梶井殿、三日御逗留、此外八人之御方は御跡より御下向故、一日づゝ御逗留也、信州飯山の邊は大地震にて、御城并民家迄大破損之由、

○今度將軍家鬼切丸之御太刀御上覽可被成由にて、本阿彌某義京都へ御暇被下、此御太刀の事代々本阿彌預り奉り、京都の宅に收む、御代替りの時節は、一度づゝ上覽に備る例也、依て當年も如斯、

○九月廿八日、禁裏御能有之、
氷室 忠度 東北 道成寺 三輪 花筐 禪師
曾我 阿漕 源氏供養 芦荻 岩舟

○當年菊之會日、
九月晦日 閑阿彌 下組菊屋連中
十月朔日 同 伊勢屋喜兵衛
同 三日 三寶寺 三條大宮、屋敷會
同 五日 北野 植木屋中間

同 六日 閑彌阿 眞首座
同 七日 空也寺 中組高岡七兵衛
同 八日 丸山
同 九日 閑阿彌 羽倉
同 十日 同 覺壽院
同 十一日 同 藤門臺

○今度江戸に三超派と云邪法廣まり候、起りは江戸に或る日蓮宗の旦那、上人の法談を聴聞して、相悦んで日々參詣す、此淺草堅福院と云日蓮宗門の寺中に、祖惠と云坊主此れを聞て、嘲弄すること甚し、彼の旦那腹立して曰、我前にてこそ左もあらん、上人に對せば一句もあらじと云、祖惠が云、上人とても其方同前たり、何の恐る、事あらんや、旦那彌々腹立して、祖惠を伴ひ上人に談謁す、上人と祖惠と問答數刻、此の問答重て、祖惠が云、上人の教化は法華八卷の事のみにして、別に奇特と思ふ說法なし、何んぞ題目の不可思議なることを說法せざるやと、此の一句に上人暫く閉口す、此れを見て満座の旦那、一同上人さへ閉口せり、扱は祖惠は智識也と、是より皆ぬけく祖惠方へ隨順せり、後には其門弟廣大になれり、祖惠が云、

然らば我宗門の講を結ばんとて、一ヶ月に三錢づゝ、出さしめ、一冊の帳を作て、我門弟には連判せしめ、貧なる者門弟に入れば、講中より金十兩宛與ふ、是により他の日蓮宗門より、御公儀へ訴へければ、宗門の云ひ分けは分明なれども、徒黨の連判帳、并に金を與ふる所不分明、遂に邪法の罪に落着す、三超派と云心は、日蓮より第三番目の上人は、祖師より超たりとて、三番目の上人を用ゆるに依て、三超派と云へり、右の祖惠門弟の上座たる者、當九月四日流罪に極り出船す、

流罪 淺草寺内地主三郎兵衛
閉門 火消戸田朝負同心渡邊彌一兵衛
押込 同組同心今村六右衛門母
御持筒岡田將監同心栗原四郎兵衛

細川越中守家來に有
松平肥後守家來に有
松平下總守家來に有
細川長門守家來に有
小出彌兵衛家來に有
長田次左衛門、同左衛門、十

松平石見守家來に有
石東惣兵衛
同 萬右衛門

右之分閉門押之、此外町人に百五十人餘門弟在之由、
○松平三之助殿御領志州鳥羽、九月十二日の大風に高汐指込、御領内殊外大破之由、
○宗對馬守義方、九月五日於國元一病死、卅五歳、
○淺野土佐守長澄、八月下旬病死、備後三好、五萬石、
○安藤右京殿今度對馬守と御名被改候、大坂御城代被爲仰付候に付、金一萬兩拜借、
○松平伊賀守殿御上京以後、一度づゝは町奉行所へ御招請之例也、是諸司代法式也、依之十月一日諏訪肥後守殿御屋敷へ、伊賀守殿御越被成候、御饗應有之、
○今度琉球人來聘之義、如三先例一島津薩摩守殿へ被仰出候に付、則琉球人召連、九月十三日御國元出船、
○十月御觸、
一、所司代并町奉行組又は家來杯と申、町方在々へ參

りねたり言を申、或は合力を申懸候者共有之候は、捕置早速可三訴出候、見逃しにいたし置、外より相知れ候は、年寄五人組迄越度に可三申付間、此旨洛中洛外へ可三相觸者也、

一、町方婚禮の節石礫打候義、前々より停止候處、礫打あばれ候者有之由粗相聞へ候、自今以後左様の者於有之は、町中出會可三召捕來候、若し其通にいたし置、重て於三露顯は、其所之年寄五人組迄急度曲事に可三申付之旨、洛中洛外へ可三相觸者也、

一、火之元の儀随分念入候様に、裏借屋等迄可三申聞候、且又疑敷者見當り候は、早速可三召捕來候、随分無三油斷途三吟味、番人等へ急度可三申付之旨可三相觸者也、以上、

○十月三日未刻、江戸南まさ町二丁目より出火、夫より桶町新道不三殘、桶町一丁目二丁目焼、南大工町一丁目二丁目焼、南かぢ町一丁目新道不三殘焼、五郎兵衛町北側半町計、南側五六軒焼、たみ町北側やけ、夫より通りへ出、南傳馬町西側半町計、同二丁目三丁目表通り裏通り不三殘焼、同日酉の刻に火留る、凡十町計焼失、

○十月十四日、文昭院殿七回御忌に付、知恩院に於て御法事有之、半舎七人赦、

○同日戌之刻、大坂道修町せんだんの木筋西へ入町より出火、北伏見町へ一丁目、淀屋町橋筋とこぶ池西へ二丁迄、家數六七軒程、亥の刻に火留る、

○同十七日、夜四ツ時、西七條村百姓家三軒焼亡、

○同廿七日、輪門主日光へ御歸山に付、京都御發足、

○閏十月朔日觸、

一、賀茂川筋二條東堤北孫橋町田中屋半兵衛、右之者家屋敷御拂被成候間、望之者明後三日迄致三入札、四日札披候様に可三申觸事、以上、

○九月廿八日、禁裡御能之節、松平伊賀守殿御願申上、御風輦拜見被三仰付候、是は非常の供奉の節之爲歟といへり、南町奉行衆も一同に拜見、

○閏十月二日、庭田大納言重條卿御老年故、武家傳奏の義御辭退に付、御代り中院大納言通躬卿に被三仰付候、

○同十五日夜丑の刻の程に、大坂阿波座堀南側西堀角より出火、折節風強く西南へ燒貫、卯之刻頃火靜り申候、凡二町四方程焼候、

○同十五日琉球人伏見へ着、同十八日江戸へ發足、

正使 越來王子 樂師 伊良波親雲上

副使 西平親方 同 新里親雲上

贊儀官 米貞親雲上 同 照屋親雲上

樂正 天願親雲上 同 久志親雲上

掌翰史 前川親雲上 同 手登根親雲上

儀衛正 國吉親雲上 樂童子 富里里之子

圍贊 瑞慶覽親雲上 同 喜屋武里之子

正使替使 嘉味田親雲上 同 伊良皆里之子

武村親雲上 同 伊野波里之子

上原親雲上 同 常間里之子

長堂親雲上 同 源河里之子

副使替使 汀間親雲上 同 崇原里之子

阿嘉山親雲上 同 奥間里之子

樂工 廿二人、下官四十九人、惣人數九十七人、

右行列先年の如し、故略之、以上、

○閏十月十九日、朝六ツ半に、大坂御屋敷にて、今度長崎表拔買の者に被三爲三仰付候趣、北條安房守様御屋敷にて、拔買の科人御召出し、其町々年寄五人組家主共被三爲三召出、安房、守様飛驒守様御立會にて被

レ爲三仰渡候、扱又殿様御入被三遊候て後、御役人方より本人町人共へ御申渡し有之由、

罪人惣高六十四人、内御預け三十八計、

京東石垣二條行當り田中屋半兵衛事

辰砂源兵衛

同油小路通二條上る町 福島屋仁左衛門

右兩人は閏十月十九日朝、牢屋敷にて死罪に被三仰付候、

長崎者さつみや嘉兵次、肥前者石垣八右衛門、

肥前者米屋平兵衛、大坂者小倉屋善右衛門、

大坂者難波屋仁左衛門、小倉者若松屋市兵衛、

小倉者岩崎三介、

右七人閏十月廿一日より三日の内、高麗橋にて鼻を

そぎさらし、夫より御追放、

野村久左衛門、清左衛門、勘左衛門、

右三人の者方々へ住居仕候拔買頭にて候へ共、其同

類訴人いたし、御公儀様より御穿議の多そくに相成

申候故、御ほうびとして家財の内四ヶ一被三召上、殘

り本人へ被三下候而御赦免、何方に住居仕候共御構無

レ之候、

傾城 かつ山 年卅一歳計

右は野村久左衛門、小西又兵衛兩人かけ持之女房に被_レ成居_一申候、尤拔荷少々づ、自分に賣買仕候、これも御構無_レ之御赦免、

同 京大宮通七條よしと名を管 江 口 年二十歳計

右は大坂者久左衛門と申者妻にて御座候、男はしり行方知れ不_レ申候、是も御構ひなく御赦免、

同 油小路二條上町まつこ名を管 名は不_レ知

右は油小路二條上町、福島屋仁左衛門妻、諸色道具被_レ下御赦免、

三條通橋東 年四十歳計

是も御構無_レ之御赦免、

大坂平野 櫻井寺和尚

右は傾城かつ山伯父にて御座候、久左衛門をかくまひ置候、御尋之初不_レ存候由いつわり申候、其科に依て御預け置被_レ遊候、是も御召出し出家之役に候へば久左衛門命たすけ度一筋御開届被_レ遊、無_レ構御赦免、

鳥丸三條上丁越屋九兵衛 大坂 くら屋茂兵衛

同 孫兵衛

右三人三十日青竹にてとちめ、後は御赦免、

長崎 安右衛門

右は當四月國元へ被_レ送候由、大坂にて水せめ木馬せめ、さまぐのせめにあい候へ共、おち不_レ申候由、

京 堺屋 權右衛門

大坂 小西又兵衛

同 小倉屋善右衛門

同 あかしや彌兵衛

右四人之者共、一二度づ、水せめにあひ申候由、

此外家財四分五分、或は三分或は銀二枚三枚五枚、錢二貫文三貫文杯の過料御取上げ、追放或は御赦免、以上、

○十一月五日觸

一、三條大橋小橋破損御修復入札有_レ之間、明六日より中井主水宅へ家持請人召連參、根帳仕様帳寫_レ之、同十二日於_レ肥後屋敷一札披候様、望之賣人へ可_レ申觸_一者也、

一、去年正月以來堂上方御門跡方、并寺社等之家來に被_レ成帶刀にて罷在候者、此外惣而町宅に帶刀いたし

居候奉公人浪人等迄、誰家に去年以來借宅にて罷在候段、名前吟味仕書付可_レ指出旨、洛中洛外へ可_レ相觸_一者也、

右御觸之通、町内帶刀人在_レ之者名前書付、來る十日切に私宅迄可_レ被_レ指越_一候、無_レ之候共其段書付、御越可_レ在_レ之候、已上、

○享保三戌霜月朔旦冬至に付、紫宸殿の前に竹垣を結び、諸人の拜見此より不_レ通、月華門の傍に帷の屋立つ、門内に疊を敷き、高机に供物あり、勤役の公卿四人黒袍を着し、一人づ、一拜ありて、机の南面に並座す、又一拜あり、其時殿上人赤袍を着し、四五人來る、其跡より白丁に烏帽子着たる人、長柄の銚子を持來る、殿上人酒を受けて吞、自酌を取て公卿に勸む、公卿土器を受けて吞じ、其時賀表を竹に挾て持來り、公卿に渡す、一人立て賀表を持て、紫宸殿の階を登る、是にて終る、賀表の文并公卿の御名尋て記すべし、委細は續記後集に

○享保三戌戌年、長崎表へ入津、廿八番葦波船之唐人等物語の趣、則御奉行所へ指上る書付之寫、
唐土蜀國泗川と申處へ、異形の者數多出申候、其形首

は無_レ之、肩の上に手三本あり、足二本何も指は三ツ宛在_レ之、腹に鬼面の如き顔あり、眼大に口一尺餘牙有り鬚あり、其長け一丈五六尺と見へ候、剛力にして近在之百姓の家にある所の米麥五百俵程取逃申候、其跡を尋見届候處に、奥山二千餘丈と見へ候岩穴へ入候、右之趣を國主へ申上、多勢を以て責候へば、穴の内より右之如き者五六百人出候、尤鐵砲弓矢にて追立候へども、其身に當り不_レ申候、然れども穴の内へ皆々逃入申候、寄手穴之近邊へ參候へば、惡風火煙出申候て中々難_レ責寄、勝負の落着未だ知れ不_レ申候、右之通三十番之葦波船も同じく申上候、

○元禄八丁亥年秋の頃、古き金銀を鑄替て新金銀と作す、是を元禄金銀と號す、當年に至て廿四年に成る、

○同十丁丑年、二朱金初て出づ、

○寶永五戊子年、大錢鑄出す、表に寶永通寶、裏に永久世用とあり、一錢小錢十文に當り、翌年春の比停止、

○享保三戌年十一月十二日觸

一、紗綾縮緬純子白ごろ錦織綸子羅紗之類、凡二千端

程、毛氈品々二百枚餘、糸類五十斤餘、南京綿五千斤程、右之唐物端物、今度於大坂入札を以て當銀拂成候、來る十六日に大坂北組惣會處へ、朝五ツ時より八ツ時迄之内罷越、端物遂に見分、同十八日於三町奉行所入札披之由申來候、望之者在之候は、家屋敷所持之儘成吳服屋共、入札いたし候様に可申觸候事、

- 同十一月十八日觸、
- 一、城州三栖堤重置腹付之御普請在之候間、望之者入札家持請人召連、明後廿日四ツ時より廿五日朝迄、伏見石川備中守役所へ罷越仕、根帳寫取可申候旨可申觸者也、
- 同十一月廿一日觸、
- 霜月十日、妙法院堯延親王薨去、法齡四十三歳、
- 霜月廿六日死罪人覺、
- 一、戌四月廿一日入牢、 播州眞言僧寶積坊、
- 右は女犯之科に付て磔、
- 一、酉四月十二日獄門、 盜人、 八文字屋善兵衛
- 右は南禪寺の塔中へ盜に入、剩留主居を絞殺候に付、
- 一、同六月十二日同、 放火人牢死、 權兵衛
- 一、同八月四日、同、 車屋町二條下町、 日野屋九兵衛手代藤兵衛

右は主人之銀を盗み、其上謀判仕候付、

- 一、戌二月廿七日、 樂人多備中、同治部、
- 右三人洛中を徘徊し、かたり言を仕あはれ候に付、
- 一、同日、不届之義在之、手錠にて御預け置候處、手錠をぬき捨博奕仕候に付、灘屋九兵衛
- 、六月廿二日、次郎左衛門 甚兵衛
- 一、六月廿七日、榮求 四郎兵衛
- 一、九月七日、半助 半四郎
- 一、六月十八日、伊兵衛 源七
- 一、九月十八日、千切屋次兵衛手代市郎兵衛、
- 右は主人の金銀引負仕候に付、
- 一、九月廿七日、大津木村只七、新八、喜平次、
- 右三人一味仕、大津の針屋を殺候に付、
- 一、同十月十六日、 勘兵衛
- 合廿二人、内一人磔、三人獄門、十七人斬罪、以上、
- 十一月廿九日觸、
- 一、妙法院宮薨去に付、今日より來月二日迄三日之内、鳴物停止之旨、洛中洛外可申觸者也、
- 十一月廿九日夜五ツ過、狼谷法華談林所化部屋二軒焼亡す、

○十一月廿六日、晝八ツ時、江戸新右衛門町火出火、折節南風、川瀬石町、式部小路、油町、小松町、左内町、平松町、音羽町、青物町、四日市廣小路、萬町、通町焼貫、南一丁目二丁目三丁目東側半分焼、吳服町一丁目二丁目北側少計焼中候、後藤は残り候、北は西河岸迄燒申候、幅二町に長さ三町程、凡町敷にして三十町程、

- 十二月五日觸、
- 一、比日風立候間、火の元の義町々裏借家等迄、無三油斷念入候様に、洛中洛外へ急度可申觸者也、
- 一、城州淀大橋掛直し御普請、諸色代銀入札在之之間、來る七日より十二日迄の内、京都寺町通中井主水宅へ、家持請人召連參、根帳に付仕様帳寫取、橋見分目論見仕、同十九日安房屋敷にて札披候様に、望之賣人共に可申觸者也、
- 一、鈍金黃色付一組、大椀四ツ入子二椀、但坪平蓋共、
- 一、唐金右同斷一組、右同斷、
- 一、銅生金色付一組、但右同斷、
- 一、瀬戸物上大白焼椀一組、右同斷、
- 一、中右同斷一組、右同斷、

綾小路通新町東へ入る町増井彌五左衛門千本通二條下る町 内山 七兵衛

- 右は來秋朝鮮人來朝の節、御賄所御入用の品々入札在之之間、來る九日より同十三日迄の内、右兩家の内家持請人召連參、根帳寫取、札披之義兩人方にて承合可申旨、望之賣人共に可申觸者也、
- 妙法院院親王薨去に付、當今御物忌二日、
- 十二月十二日御別殿、同十四日御煤拂、
- 宗對馬守殿御子息御幼少に付、御舍弟式部殿へ御家督被仰付候、則宗對馬守殿と申候、四品侍從に被任候、是は朝鮮書簡通路のため如斯、十二月朔日右御禮相濟、
- 今度被仰出五山之出家、昨今迄は繪旨頂戴の後、爲御禮公方様へ白銀獻上仕來り候へ共、貧學の僧の内、博才の者もあるべし、僧官成り不自由にてうづもれ果し者もあるべし、白後御禮銀御赦免、其上官位成りし節振舞等、隨分勤略仕、物入無之様に仕、貧僧も出世いたす様沙汰すべきの由、南禪寺の曹録へ被仰渡、
- 十二月三日未の刻、江戸築地飯田町二町餘燒亡、海

手に至り自然に消る、凡二町四方也、北大風にてはげしく候へども、海邊故早速しめり申候、

○同五日晝末の上刻、小石川傳通院之後、白山御殿右之御殿は引け、旗本屋敷に渡り候し方、馬持長右衛門と申者之家より出火仕候、南大風にて御殿跡の方へ焼、西南風に成駒込不残やけ、千駄木追分け染井の方へ焼、東北へ谷中のさん崎の方、彌風強くたばたと申在迄やけ、夜の五ツ時に火止る、尺渡し候所幅十町程に、長さ二里計もあるべく候、委しき書付追て上せ可申候、扱て、夥敷火事にて御座候、

○同十一日晝未下刻、上野屏風坂の上の臺源龍院と申寺中より出火、西北大風にて大火に成、坂下の寺中は無別條、町屋へ火飛、幡隨院表門通り廣徳寺東の方へ焼出、右二ヶ寺無別條、廣徳寺前稻荷より淺草の方へ町通り、二町程焼、夫より南東へ焼出、寺々多く焼立、花飛驒守様焼、佐竹右京様は無別條、七軒町町屋不残焼、小出伊勢守様半分焼、猿屋町の方へ出、淺草御藏前米屋衆、東は旅籠町迄やけ、尤大六天神の宮は無別條、西はかや町不残、淺草見付際迄焼、東は大川端迄不残やけ、柳原の方は無別條、本庄へ火飛、

御材木藏屋敷は無別條、夫より南廻向院の方へ大川端通り焼、廻向院前町屋茶屋不残焼、廻向院之堂は残り、隣の大佛寺と申はやけ、一ツ目橋際迄不残、南へ越し辨才天堂無別條、辨天のうしろ南東へ二町程づゝやけ、火とまり申候、西は最前かや町の火北風にかわり南へ飛、兩國橋の前は無別條、藥研堀材木屋衆不残、南方の屋敷一軒やけ火とまり、夜九ツ半時にしづまり候、大風故飛火仕候に付、幅は左程にも無之候へ共、長さ殊外多く御座候、已上、

○十二月廿一日、琉球人江戸より歸り伏見へ着、廿三日國元へ發足、
○同廿五日子の刻、江戸芝口の邊より出火、松平陸奥守殿屋敷、是の御やしき四町餘も在之、右屋敷の保科肥後守殿屋敷、此屋敷も廣大之由、此外町家三町餘類焼仕候、曉天に至てしづまり候、
○享保四乙亥歲、元日晴天、諸國平安、申の刻日蝕三分、
○昨夜四方拜在之、元日蝕に依而節會無之、
○二日御家門方御禮、銘々の御家頼之公家衆へ御廻文、

右大臣殿口上、是は近衛殿より切紙也、

來正月二日巳刻、右大臣殿御參賀如例御出迎被レ成被レ進候は、御滿悦可被レ思召候、已上、

十二月晦日

近衛殿雜掌

御攝家方何れも如此候、雜掌より切紙廻り申候、以上、

○去る極月十六日觸覺、

- 一、小形金二百四十六匁、新銀百目、
- 一、小袖貳つ、黒縮緬紋所庵之内に勝一と云字、

黒紗綾、紋所右同斷、

- 一、羽織一ツ、飛さやとびいろ、紋所右同斷、
- 一、糸織帶壹筋、蒔黄色羽織、

一、刀無銘一腰、拵之覺、白鮫、柄糸からちや、縁頭、頭黒用縁鐵古文字彫上象眼入、目貫赤銅少金焼付、下緒無之、しとめしんちう、切刃金焼付、鍔金焼付、鍔丸鐵大の字すかし、かうがい小柄なし、鞘黒ぬり、右之品々昨十五日已來、質物に取候歟買取候歟、又は預り置候歟、早速可申出候、若隱置後日に露顯候はば、可爲三曲事之旨可申渡候事、已上、
右之御尋の者、翌十七日伏見にて捕られ、十九日西の

土手にて斬罪、當歲十九歳、二條御城内御加番衆御家來之由、

○正月四日堂上廻文、

一、松小伊州へ爲三年始之賀儀行向之事、來る十二日十三日巳の刻より未刻迄之内、御心得可有之候、頭へも御達し可有之候、

諸家雜掌中へ

兩傳の雜掌より

一、來十二日諸禮候間、巳の刻六位藏人可相催御參可有之也、

正月四日

- 正月二日、松平伊賀守參内、
- 十四日、九條中納言幸教卿、大納言拜賀、
- 廿四日、鷹司殿若君御元服、鷹司左少將房照卿、
- 當年後七日御修法、安井道恕前大僧正被レ勤之、
- 正月九日、當秋朝鮮人來朝に付、旅館になるべき寺院、寺町通二條より松原迄御巡見として、町奉行衆其外役人達御通り也、先御代には朝鮮人旅館は、本國寺に定り候へ共、當年寺院殊外大破に付如斯、
- 正月十六日、踏歌節會、今夜酉の刻月蝕に依て、深更に及て後被レ行レ之、十八日舞御覽、十九日御爆竹

如三例年、

○二月廿二日夜九ツ時、かいで村三軒焼亡、
○正月三日、江戸年頭御禮御目見得、同九日御暇、京、大坂、奈良、伏見、堺之町年寄、

右五ヶ所高木主水正殿披露、
江戸同角屋敷、長崎糸割符、朱座、金銀座、
右は牧野因幡守殿披露、

○去冬極月廿五日、江戸芝口松平陸奥守殿御屋敷類焼、此御屋敷は百年程焼失無レ之由、今度上使を以て御類焼之段及三台聽、御驚被レ遊候由、御愁意之御説有レ之、

一、松平薩摩守殿へ上使被レ下候、其旨趣は向後自分之御屋敷より十町四方失火之節、家頼を早速遣し火をしづめ可申之由、尤自分には出駕に不レ及之由也、
一、助け火消之大名方を召し、此度失火の節早速に駆付、諸事下知之段、火を防ぎ候様子一々及三台聽、御満悦に被レ爲思召候由、井上河内守殿傳達之、

○正月廿四日、鷹司兼熙公御養君左少將房照卿御元服、實は近衛前攝政家熙公之御子、
加冠近衛太閤、理髮櫛等中將隆成卿、

主上より重紋之御冠被レ下レ之、

○同廿六日、年頭上使中條對馬守殿參内、伊賀守殿御同道、天盃頂戴、堂上惣詰、

○院傳奏梅小路共方卿、東園基長卿、大納言勅許、
○己亥正月元日四方拜、諸家年頭御禮之日限、

二日、攝家中、節會、三日、中務卿宮、式部卿宮、兵部卿宮、彈正尹宮、太閤前攝政、四日、前關白、前左大臣、前内大臣、儀同三司、着庭、西園寺大納言、北小路三位、梅小路前中納言、四條中納言、庭田堯祐、園義視、五日、千秋萬歳、六日、内院外様公卿殿上人、東久世善應、櫻井假原、七日、白馬節會、八日、御修法、内々門跡、九日、女院御幸始、十日、姫宮方、十一日、神宮奏事始、十二日、賀茂奏事始、諸禮内院非藏人、十四日、太元師法後七日阿闍梨、十五日、御吉書、十六日、踏歌節會、十八日、舞御覽、法皇御幸始、十九日、三毬打、廿日、養源院南禪寺五山、廿三日、智積院、小池坊、蓮臺寺、本國寺、廿四日、和歌御會始、以上、
一、元日四方拜、脂燭殿上人、公野朝臣、師季朝臣、宗家、重直、丹波賴庸、御服高倉前大納言、高倉三位、御手水御陪膳醍醐大納言、日蝕御構丹波賴庸、二日、節

會、御勤役前に見へたり、三日、法皇御所へ惣御禮、四日、同斷、四日、着庭御益役送丹波賴庸、源房冲、大江俊在、

一、從三來八日被レ行後七日御修法爲三脂燭、可レ令參勤給之旨被レ仰下候也、

正月六日

俊 將

分々酉刻可レ有御參候也、

一、八日大原少將殿、極龍殿、右衛權佐殿、差次藏人殿へ、十日、西大路侍從殿、源藏人殿、十一日、山井侍從殿、新藏人殿、十二日、岩倉侍從殿、極龍殿、十三日、芝山侍從殿、差次藏人殿、七日、北陳奉行、丹波賴庸、同頼方、判官河端安藝守、世田豊前守、以上六人、
○九條大納言幸教卿へ、竹姫君御入與之由、
伏見宮様へ、女院御腹姫宮御入與、
閑院宮様へ、近衛前攝政殿御息女御入與之由、
妙法宮院幾宮、知恩院宮悅宮、右御兩所共に仙洞之宮様御入寺、いせどの御腹の由、

○正月廿九日、所司代松平伊賀守殿、町奉行衆へ年頭御禮、
○二月朔日朝六ツ時、丸太町通高倉東へ入町酒屋出

火、表側不レ殘焼失、土藏は残る、兩隣はこぼちて火留る、

○同夜五ツ時、伏見宮様御婚禮御入與に付、所司代より與力同心數十人出て、道筋警固す、一間に張灯一ツ宛立レ之、去月廿六日御翠籠入之由、

○二月朔日より廿二日迄、大坂天王寺聖德太子像開帳、太子千百年忌之法事有レ之に依て也、

○同二日晝四ツ時、竹田村十九軒焼失、

○同日、八條殿裏町借屋一軒焼失、

○同三日夜四ツ時、黒谷塔中了光院一字焼失、

○同七日夜四ツ時、大宮通丸太町上る町三軒焼失、

○二月五日、阿闍陀入京、六日御禮、八日江戸發足、長崎より送り與力井上平馬、大通詞猶林黒右衛門、小通詞名村五兵衛、

カピタン ヨワンヲウル、

役人 ホウレススイモンズ、四十六歳、

外科 ハアルントスワルト、四十七歳、

○二月朔日戌刻、伏見宮様へ姫宮様御入與、
供奉公卿殿上人、

芝山侍從 伏原左兵衛督

大原左中將	澤右衛門佐
五辻彈正少弼	五條少納言
清水谷左中將	櫛笥頭中將
伏原大藏卿	庭田宰相
桑原式部權大輔	外山中納言
御見舞	
德大寺右大將	中院前大納言
櫛笥大納言	
議奏廣橋中納言	石井宰相
御縁御仲立	
萬里小路中納言	伏原大藏卿
兵部卿宮御由緒御取持、	
久我大納言	桑原三位
芝山三位	石山三位
高辻右大辨	池尻三位
七條左中將	源藏人

二月二日午刻、勅使中山中納言、眞御太刀、御肴、已上、若宮御對顔御盃有之、御馳走御取持、久我大納言、桑原式部大輔、梅園中將、慈光寺中務丞、二月朔日夜、法皇女院御使藤谷宰相、

○正月廿六日酉刻、女院御所へ兵部卿宮御入簾、御供之衆

二月六日、兵部卿宮參内、二汁八菜御饗應、

○當春中江戶御下向、將軍宣下御祝義、

年頭德大寺右大將殿 同中院前大納言殿 御兩人共に二月廿七日發駕

二條左府公廿四日發駕 東極宮廿五日發駕 四

年頭水無瀬中納言殿 河野中納言殿残り惣て廿六日發駕、三月廿八日各歸京

上冷泉爲綱卿 東坊城資長卿

山科時言卿 烏丸辨殿

日野右兵衛佐殿 勸修寺辨殿

○正月廿九日の夕暮、大坂町中何者の言ひ出したることもなく、今宵子の刻迄の間に蕪を食すべし、左なき時は疫病に逢て死すべしと云て、家々に蕪を求めてわさびをろしにてをろし、湯に立てのむ、後には青物屋にも蕪拂底して、一ツを錢二百文三百文に求む、是もかぎりあれば干蕪を湯に煮て飲む、是事大坂中同時に言ひ出したるも奇怪也、

○二月十七日より、東山長樂寺に於て、志貴の毘沙門開帳、

○同十八日、寺町廬山寺文三大師堂上棟、同廿八日入佛、

○二月十三日晝申刻、江戸芝三田町三丁目出火、北大風にて、二本榎と申處焼、段々焼貫通り筋へ出、芝田町八九丁目へ出、牛町不殘やけ、大佛庚申堂泉岳寺表門通り品川迄焼貫、品川不殘、觀音堂より南へ焼、夜半頃に留申候、此間大名屋敷も有之、殊外大火之由、

○同十四日巳中刻、江戸下谷池の端錦袋圍の藥屋より少隣町より出火、北大風にて廣小路へ出、長者町之方へ柳原川向へ焼出、神田須田町、小柳町、白壁町、紺屋町、通り筋は新石町、白銀町、土手町不殘やけ、白銀町三丁四丁二丁一丁、石町上町四丁二丁一丁、此節風東に替り、傳馬町之方は無別條、西へ焼本町三丁目藥種屋店北側の裏通り焼、本町二丁目南側不殘一丁目迄、西はかし切後藤迄焼、申刻火留る、御堀の内へも飛火仕、大名屋敷二ヶ所焼失、石川宗十郎殿、小笠原右折殿、藤堂和泉殿、此外大名屋敷大分焼失仕候、

○二月十九日夜九ッ過、一條通より一町北之筋、笹屋

町淨福寺東へ入町、火元おびや佐兵衛、類火凡九十九軒、竈數二百六十四ヶ處、町敷東西二町程、南北一町程、寺二軒、淨福寺本堂は残り、方丈又庫裡北之方塔中不殘やけ、南の門鐘樓南の方塔中殘る、大超寺本堂北の方塔中燒、南の方塔中殘る、東北風にて強吹候へ共、御城へ八町程有之候故、火消衆南の方を防ぎ候故、火下り不申候、

○二月廿二日口觸、

田邊屋伊三郎事清九郎共申候、

一、せい常躰よくふどり、丸顔色白く、又左衛門歳比四十計、おとがいはそく、さかやきうしろの方に疵あり、

勘太夫事茂七、歳卅五六、

一、せい高く中じ、かは四角有あざ黒く鬚あつく、大小指步行仕候、

右兩人の者居住不相知候、遂吟味候義有之候、町々裏屋等迄致吟味、疑敷者有之候は、人違にても不苦候條、捕置早々可申出候事、已上、

○二月廿六日、

一、當秋朝鮮人來朝に付、京寺町本能寺方丈、并塔頭

其繕御修葺諸小屋、疊損料物等入札有之之間、望之者は明後廿八日より來月二日迄の内、千本通二條上る所、内山七兵衛方へ家持請人召連參、根帳寫取、同七日肥後屋敷にて札披候様に可相觸者也、

○去冬十一月十日、春日祭、南都御參向、上卿、河野中納言公緒卿、辨、小川坊城權右少辨俊將、

○新掌、十一月十六日より七日御神樂、

○十二月十二日、内侍所臨時御神樂、

本拍子持明院三位、拍子隆兼朝臣、付歌鷺尾大納言、笛景村朝臣、篳篥季福朝臣、和琴忠敬、近衛召人重孝朝臣、隆成朝臣、俊宗朝臣、東園中納言、基幸、忠壽朝臣、忠武朝臣、廣仲朝臣、忠音朝臣、季矩、景隆、忠昆朝臣、多久雄、多忠敬、多久連、人長多忠厚、脂燭殿上人公野朝臣、國廣朝臣、師季朝臣、親廣、兼前、範昌、丹波頼庸、同頼方、御服中山權中納言、高倉三位、

○十二月十七日、御經供養御參向、徳大寺右大將公全卿、久我大納言惟通卿、園中納言基香卿、愛宕侍從、源藏人、

○先日上京仕候阿闍陀人に付被參候與力、石河土佐

守殿組井上平馬事、二月十四日道中筋島田にて亂氣被致候て、組下の者と喧嘩有之、翌日切腹、往古より無之事之由、

○西川恕見、長崎住、魯素節、長崎者、維學者、右兩人江戸へ被召出、西川は舊冬下向、魯素節は今度阿闍陀人と同道にて下向、

○三月朔日より、常火消青木出羽守殿上京、

○三月八日より、双之岡長泉寺二萬日廻向執行開闢、同日より、金目地藏堂二萬日回向初る、兩寺共に十五日廻向、

此度長講堂開帳に付、所々に出す札、
勅許

後白河院御影堂本堂御修葺に依て、當三月十三日已剋御遷座供養御法事、法皇御自書之尊影并寶物等、從同十三日卯月四日迄御開帳也、月日、長講堂、○肥前國天草郡大矢野村、百姓孫市子久四郎、正徳二辰年出生、享保三戊年七歳、

一、長ヶ四尺二寸五分、酉の年に一寸五分増申候、
一、首廻り一尺一寸四分、同三寸三分増申候、
一、肩廻り三尺三分、同三寸三分まし、

○三月十四日、

一、當秋朝鮮人就來朝、蚊屋并臥具入札有之候間、明十七日より同廿二日迄の内、肥後屋敷へ家持請人召連參、根帳に付仕様帳寫取、同廿五日札披候様に、望之賣人共へ可相觸者也、

○三月八日より四月八日迄、小鹽山泉光院爲修復一什物開帳也、開帳場は五條寺町行當り、八幡社にて勤化有之、

○五條下寺町竹林院什物開帳、三月十三日より四月四日迄、

○清水瀧の下虚空藏開帳、三月十三日より四月廿三日迄、

○三月十八日より、朱雀村長福寺萬日開闢、廿五日回向、

○三月十八日、禁裏御能有之、

翁、伏見、八島、松風、黒塚、那耶、藤榮、三井寺、常陸帶、殺生石、安宅、亂、御乞能、歌占、融、祝言、養老、

○三月廿日觸狀、

一、當秋朝鮮人來朝に付、江州大津宿旅館御入用魚鳥

一、手くび廻り五寸五分、同三分まし、

一、足くび廻り七寸一分、同五分計まし、

一、力七十斤目持申候、同戊年廿斤目まし、

右の通り人相替る事無之候、已上、

○三月十日未剋、江戸下谷七軒町より出火、西ならひ風にて、下谷三筋町へ飛火、夫より淺草小田讚岐守様、本多監物様御屋敷焼、かや町松平市正様上屋敷河端迄焼、夫より本庄一ツ目二ツ目三ツ目迄焼、深川靈巖寺近所迄焼申候、本庄御大名方御屋敷は大方類焼にて、委細にいまだ知不申候、同日酉刻火留る、

○三月十三日觸狀、

一、江州大津御藏圍の塀、并會所破損御修復在、入札有之之間、來る十五日より十七日迄、中井主水方へ家持請人召連參、根帳に付仕様帳寫取、來る廿一日肥後屋敷にて札披候様に、望之賣人共へ可相觸者也、
一、大坂御城破損方、鐵銅減金疊表同緑布、并小買物諸色入札有之候間、明十五日より同十七日迄之内、肥後屋敷へ造成家持請人召連參、根帳付仕様帳寫取、來る廿七日五ツ時、於大坂町奉行所札披候様に、望之賣人どもへ可相觸者也、

野菜、并器物類入札有之候間、望之者は来る廿四日より同廿九日迄之内、右同所御代官古郡文右衛門方へ、家持請人召連參、根帳に付仕様帳寫取、四月十日文右衛門方にて札披候様可相觸者也、當秋朝鮮人來朝に付、江州大津宿旅館御賄所漆器入札有之候間、望の者明後廿二日より同廿五日迄の内、肥後屋敷へ家持請人召連參、根帳に付仕様帳寫取、来る廿八日各同所御代官古郡文右衛門方へ罷越、披札候様可相觸者也、

一、當秋朝鮮人來朝に付、江州大津宿旅館修復入札有之候間、望之者は来る廿四日より同廿九日迄の内、右同所御代官古郡文右衛門方へ、家持請人召連參、根帳に付仕様帳寫取、四月十五日文右衛門方にて、札披候様可相觸者也、以上、

○三月廿日夜四ツ時、西梅津村四軒焼失、

○同廿六日、東本願寺御堂の前樓門建立新初め、

○三月廿七日晝過より、大坂馬喰町西横堀より出火、南は馬喰町南側、南久寶寺町南側、東は佐野屋敷筋へ、都合二町四方程焼失、

○三月廿六日、法皇様女院御所へ御幸、

○二月八日、前攝政近衛家熙公御姫君ハ尾姫君、戸幡殿御娘侍從との御腹、閑院宮様へ御入興、

○二月、從江戶ニ被仰出候、所々御陵の四方に堀幅一間半にほり切水をため、向後農人等御陵の上へあがり不申、又は田地にいたし不申候様にこの御事、中井主水承之、

○三月、江戸若君様御誕生被遊候由、御名源三君と奉稱候由、一源源三郎君、

○四月、二條御城御番頭本多因幡守殿、太田隱岐守殿上京、

月堂見聞集卷之十終

近世風俗見聞集第一終

大正元年八月廿五日印刷
大正元年八月三十日發行

(近世風俗見聞集第一奥附)

非賣品

編輯者兼

早川純三郎

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

國書刊行會代表者

印刷者

東京市芝區櫻田和泉町七番地
高宗啓藏

印刷所

東京市芝區櫻田和泉町七番地
國書刊行會第二工場

發行所

東京市京橋區新榮町五丁目三番地
國書刊行會



終